

『今昔物語集』の研究

——『日本往生極樂記』『大日本法華驗記』両書
との関係を中心として——

野 口 武 司

はじめに

曩に私は、『日本靈異記の研究——後代文献への書承』（「國學院大學日本文化研究所紀要」第四十八輯）と題して、薬師寺沙門景戒の撰になり、後代説話文学に計り知れぬ程の多大な影響を与えた、わが国仏教説話集の嚆矢たる『日本國現報善惡靈異記』（以下、「靈異記」と略称する）の実質の一端を次下の二つの見地から論述し、諸種の新知見と試案とを提示してみたことがある。即ちその一つは、『靈異記』収載説話の叙述年代と配列順序との関係を検討し、同書の構成や構造に關説すると共に、それが如何なる形で源為憲撰『三宝絵詞』に受容されているか、といった観点からの試みであり、いま一つは、文章表記面に係わる事柄として、『靈異記』所見の語辞が上記の『三宝絵詞』を経て、横川楞嚴院鎮源撰『大日本法華驗記』（以下、「法華驗記」と略称する）に、更にわが国最大の説話集であり、説話の一大宝庫とも称せられる『今昔物語集』（以下、「今昔物語」と略称する）に各々如何に受容されているか。別言すれば、原拠たる『靈異記』が『三宝絵詞』『法華驗記』『今昔物語』三書へ各々如何に書承されているかといった観点からの試みである。このうち特に後者の試みは、それら四書のうち、三書あるいは四書にのみ有する対応条を相互に比較対照するものであり、それを『法華驗記』『今昔物語』両書を中心据えて行えば、それら両書への『靈異記』『三宝絵詞』両書の書承度如何を追究するものとなる。而してそれは、

『靈異記』から『三宝絵詞』『法華験記』両書を経て『今昔物語』へと連なる説話文学の大きな流れを正確に捉える上で不可欠の基礎的作業であり、しかも極めて有効な手立てとしての意義を有つものと言えるのである。唯、旧稿においては、その標題に掲げる『靈異記』と、慶滋保胤著『日本往生極楽記』（以下、「往生極楽」）との間に直接関係説話乃至類話をみることが極めて少い処から、同書を敢えて取り上げることをしなかつた。そこで、本稿では、『今昔物語』の有力なる典拠の一つとしての、同書と『法華験記』とが各々如何ように『今昔物語』に書承されているか、といった問題について、それら『往生極楽記』『法華験記』『今昔物語』三書が対応関係にある左記十一条を俎上に載せ、上記三書を中心とし、更にその他の典拠資料乃至関係資料、等をも加えて比較対照し、特に文章表記面から各条毎に逐一検討を加えてみようと思う。

K J I H G F E D C B A	各条	「往生極楽記」	三　書　対　応　条	「法華験記」	「今昔物語」
三十六	一	卷上第一	卷第十一	第一語	
三十四	二	卷上第二	卷第十一	第二語	
三十三	三	卷上第二	卷第十一	第七語	
三十二	四	卷上第四	卷第十一	第十一語	
三十一	五	卷上第七	卷第十四	第一語	
二十九	六	卷上第十二	卷第十五	第十九語	
二十八	七	卷下第百廿	卷第十五	第二十一語	
二十七	八	卷下第百一	卷第十五	第三十四語	
二十六	九	卷下第百三	卷第十五	第四十二語	
二十五	十	卷下第百三	卷第二十四	第三十九語	
二十四	十一	卷下第百十一	卷第十五	第四十四語	

なお、考察の手順として、初めに各対応条毎の各書本文を掲げ、各書の同一文脈中みる共通語辞に、『今昔物語』所見の共通語辞番号を付すと共に、それら各書に件の共通語辞（以下、「共通語辞」と表記する。）が如何ように存するかを分かり易く纏めて示した表を掲示しておくこととする。

本稿における本文は、特に断わらぬ限り全て下記諸本に拠つた。即ち「靈異記」「大鏡」「今昔物語」は日本古典文学全集本。「聖德太子伝暦」（以下、「太子伝」）「慈覚大師伝」「江談抄」は群書・続群書類從本。「三寶繪詞」は小泉弘・高橋伸幸両氏「諸本對照三寶繪詞集成」収載東寺觀智院本。「往生極樂記」「法華驗記」は日本思想大系本。「日本書紀」「日本三代天皇実錄」（以下、「実錄」と略称する。）は新訂増補国史大系本。「後拾遺和歌集」（以下、「後拾遺」と略称する。）は八代集全註本（山岸徳平編）。

A条

日本書紀

敏達天皇紀

元年夏四月壬申朔甲戌。皇太子即天皇位。

十三年秋九月。從百濟來鹿深臣。闕名有彌勒石像一軀。佐伯連。闕名有佛像一軀。

○是歲、蘇我馬子宿禰請其佛像二軀、乃遣鞍部村主司馬達等・池邊直水田、使於四方、訪覓修行者。（中略）馬子獨依佛法、崇敬三尼。（中略）經營佛殿於宅東方。

十四年春二月戊子朔辛亥、蘇我大臣患疾（中略）大臣奉レ詔、禮拜石像、乞延壽命。（是時、國行疫疾、民死者衆。○三月丁巳朔、物部守屋大連、與中臣勝海大夫、奏曰、何故不肯用臣言。自考天皇、及於陛下、疫疾流行、國民可絶。豈非專由蘇我臣之興行佛法歟。詔曰、灼然、宜斷佛法。○丙

戌、物部弓削守屋大連、自詣^二於寺^一、踞^二坐胡床^一。斫^二倒其塔^一、縱^レ火燔之。并燒^二佛像與^二佛殿^一。既而取^二所^レ燒餘佛像^一、令^レ[◎]棄^二難波堀江^一。[◎]是日、[◎]無^レ雲[◎]風[◎]雨。大連被兩衣。詞^三責馬子宿禰[、]與^二從行法侶^一、令^レ生^二毀辱之心^一。乃遣^二佐伯造御室^一、更名^於閻礙[。]喚^二馬子宿禰^{所レ}供善信等尼^一。由^レ是、馬子宿禰[、]不^二敢違^レ命、惻愴啼泣、喚^二出尼等^一、付^二於御室^一。有司便奪^二尼等三衣^一、禁錮[、]楚^二撻海石榴市亭^一。（中略）[◎]發^レ[◎]瘡死者[、]充^二盈於國^一。其患^レ瘡者言、身[◎]如^二被[◎]燒被^レ打被^一摧、啼泣而死。老少竊相語曰、是燒^二佛像^一之罪矣。

◎用明[◎]天皇卽位前紀

九月甲寅朔戊午、天皇[◎]卽天皇位。

元年春正月壬子朔、立^二穴穗部間人皇女^一爲^二皇后^一。是生^二四男^一。其[◎]「曰^一、[◎]廄^一、[◎]皇子^一」。[◎]更名豐耳聰[◎]聖德[。]或名^{豐聰}耳法大王[。]或云法主王[。]二年夏四月乙巳朔丙午、御^二新嘗於磐余河上^一。是日、天皇得病、還^二入於宮^一。群臣侍焉。天皇[◎]詔^二群臣^一曰、[◎]朕思^レ[◎]欲^レ歸^二三寶^一。卿等議之。（中略）[◎]蘇我馬子宿禰大臣曰、可^二隨^レ[◎]詔^{而奉^一レ助}。詎生^二異計^一。於是、皇弟皇子（註略）引^{豐國[◎]法師^一、^{關名[◎]入^二於內裏^一}也。物部守屋大連、邪睨大怒。是時、押坂部史毛屎急來、密語^二大連^一曰、今群臣圖^レ卿。復將斷^レ路。大連聞之、卽退^二於[◎]阿都^一。（註略）集^二聚人^一焉。中臣勝海連、於^レ家集^レ衆、隨^二助大連^一。}

崇峻天皇卽位前紀

秋七月、蘇我馬子宿禰大臣、勸^二諸皇子與^二群臣^一、謀^レ滅^二物部守屋大連^一。（中略）大連親率子弟與^二奴軍^一、築^二稻城^一而戰。於是、大連昇^二衣揩朴枝間^一、臨射如^レ雨。其軍強盛、墳^レ家溢^レ野。皇子等軍與^二群臣衆^一、怯弱恐怖、[◎]廻[◎]却[◎]還。是[◎]時、廐戶皇子、束髮於額（註略）而隨^二軍後^一。自忖度曰、將無^レ見^レ敗。非^レ願難^レ成。乃斷^二取白膠木^一、疾作^二四天王像^一、置^二於頂髮^一、而[◎]發^レ誓言（註略）今若[◎]使^一我[◎]勝^一レ敵、必[◎]當奉^二爲護世四王^一、[◎]起^二立[◎]寺[◎]塔^一。[◎]蘇我馬子[◎]大臣、[◎]又[◎]發^レ誓言、凡諸天王・大神王等、助^二衛於我^一、使^レ獲^二利益^一、願當奉^三爲諸天與^二大神王^一、起^二立寺塔^一、流^二通三寶^一。

誓已嚴二種々兵」、而進討伐。爰有「^⑩迹見首赤櫛」、射二墮大連於枝下」、而誅「大連并其子等」。由レ是、大連之軍、忽然自敗。合レ軍悉被「阜衣」、馳二獵廣瀨勾原」而散之（中略）平亂之後、於「攝津國」、「¹¹造」¹²四天王寺」（中略）○八月癸卯朔甲辰。炊屋姫尊與「群臣」勸「進天皇」。¹³即「天皇之位」。

¹⁰推古天皇即位前紀

冬十二月壬申朔己卯、皇后¹⁴即「天皇位於豐浦宮」。

元年夏四月庚午朔己卯、立「廄戸豐聰耳皇子」、「爲」皇太子」。仍錄攝政。以「萬機」悉委焉。橘豐日天皇第二子也。母皇后曰「穴穗部間人皇女」。皇后懷姪開胎之日、¹⁵巡¹⁶行¹⁷禁中¹⁸、監「察諸司」。¹⁹至「于馬官」、乃當「²⁰廄戸」、而不レ勞忽²¹產之。生而能言。有「聖智」。及レ壯、²²聞二十²³人訴²⁴、以勿レ失²⁵能辨。兼知「未然」。（中略）父天皇愛之、²⁶令レ居「²⁷宮南上殿」。故稱「其名」、謂「²⁸上宮²⁹廄戸豐聰耳³⁰太子」。

五年夏四月丁丑朔、³¹百濟王遣「³²王子³³阿佐」朝貢。

九年春二月、皇太子初興「宮室于斑鳩」。

十三年冬十月、皇太子居「³⁴斑鳩宮」。

十四年秋七月、天皇請「皇太子」、令レ³⁵講「³⁶勝鬘經」。

²²三日說²³竟之。○是歲、皇太子亦講「法華經於岡本宮」。

十五年秋七月戊申朔庚戌、大禮³⁷小野臣³⁸妹子遣「於大唐」、

十六年夏四月小野臣³⁹妹子至「自「大唐」

十七年夏四月丁酉朔庚子、筑紫大宰奏上言、⁴⁰百濟⁴¹僧⁴²道欣⁴³、惠彌爲レ首、⁴⁴十人、俗七十五人、泊「于肥後國葦北津」。

廿一年冬十二月庚午朔、皇⁴⁵太子遊「行於片岡」。時⁴⁶飢者⁴⁷臥「道⁴⁸垂」。仍問「姓名」。而不レ言。皇太子視之與「飲食」。即

⑪_脱衣裳、⑫覆飢者而言、安臥也。則歌之曰、斯那⑬提流、⑭箇多烏箇夜摩爾、⑮伊比爾惠⑯弓、許夜勢屢、諸能多⑰比等⑯阿波禮、⑱於夜那斯爾、那禮奈理雞迷夜、佐須陀氣能、枳彌波夜那祇、伊比爾惠弓、許夜勢留、諸能多比等阿波禮。○辛未、皇⑲太子遣レ使令レ視飢者。使者還來之曰、飢者既死。爰皇⑲太子大悲之。則因以⑳葬埋於當處。墓固封也。數日之後、皇太子、召近習者、謂之曰、先日臥于道飢者、其非凡人。必真人也。遣レ使令レ視。於是、使者還來之曰、到二於墓所而視之、封埋勿レ動。乃開以①見、②屍骨既空。唯衣服疊置棺上。於是、皇太子、復返使者、令レ取其衣。如レ常且服矣。時人大異之曰、聖之知レ聖、其實哉。逾惶。

廿九年春二月己丑朔癸巳。半夜廐戶豐聰耳皇子命薨于④班鳩宮。

靈異記 上卷第四

①聖德皇②太子者、磐余池邊雙櫻宮御宇橋豐日天皇之子也。小墾田宮御宇天皇代立之爲「皇太子」。④太子有三名、一號曰「⑤廐戶豐聰耳」。二號曰「聖德」。三號曰「上宮」也。向廐戶產故曰「廐戶」。天年生知、十人、一時訟白之然、一言不漏能聞之別。故曰「豐聰耳」。進止威儀似僧而行、加製勝鬢法花等經疏、弘法利物、定考績功勳之階。故曰「聖德」。從天皇宮住上。故曰「上宮皇」也。

皇太子居于鷦岡本宮時、有レ緣出宮遊觀幸行。片岡村之路側。有毛乞匂人、得病而臥。太子見之、從舉下、俱語之間訊、⑪脫所著衣、⑫覆於病人而幸行也。遊觀既訖、返舉幸行、脫覆之衣挂于木枝、牙彼乞匂。太子取衣著之。有臣白曰、触於賤人而穢衣、何乏更著之。太子詔住矣。汝不レ知之也。後乞匂人他處而死。太子聞之、遣使以殯、岡本村法林寺東北角有守部山作墓而收、名曰「入木墓」也。後遣使看、墓口不開、牙之入人、唯作歌書以立墓戶。歌言、

⑩伊可流可乃ト三乃乎可波乃太紅波己會和可於保支見乃三奈和數良礼女

使還狀白。太子聞之嘿然不言。誠知、聖人知レ聖、凡人不レ知。凡夫之肉眼見「賤人」、聖人之通眼見「隱身」。斯奇異之事。

太子伝暦

欽明天皇

卅一年寅春二月。第四皇子橘豐日尊。用明天。納庶妹間人。穴太部皇女爲妃。芳斐王之妻也。

卅二年卯春正月朔子夜。妃夢有金色僧容儀太艷。對已而立。謂之曰。吾有救世之願。願暫宿后腹。妃問。爲誰。
僧曰。吾救世菩薩。家在西方。妃答。妾腹垢穢。何宿貴人。僧曰。吾不厭垢穢。唯望渺感人間。妃答。不敢辭讓。左右隨命。僧懷懽色。躍入口中。妃卽驚悟。喉中猶似吞物。妃意太奇。語於皇子。皇子答云。爾之所育必得聖人。自此以後。始知有娠。妃之妊也。性殊睿敏。動止閑爽。樞機辨悟。經于八月。言聞于外。皇子并妃竝以太奇。

敏達天皇

元年壬辰正月一日。妃巡第中。至于廄下。不覺有產。忽經一十二箇月矣。入胎正月一日。開誕亦正月一日。女嫵驚抱。疾入寢殿。妃亦無恙。安宿幄內。皇子驚詢侍從會庭。忽有赤黃光。至自西方照曜殿內。良久而止。(中略)皇子授妃。妃披懷受。身體太香(中略)夏四月後。太子能言能語。知人舉動。不妄啼哭。

二年癸巳春二月(註略)始十五日平旦。合掌東向。稱南无佛而再拜(下略)。

六年丁酉冬十月。遣百濟國大別王持經論并律師禪師比丘尼等還來。此奏狀。太子侍天皇床下。奏曰。兒情欲見持來經論。天皇問之。何由。太子奏曰。兒昔在漢住衡山峯。歷數十身。修行佛道。佛之垂教。非有非无。諸善奉行。諸惡莫作。故今欲見百濟所獻佛經菩薩諸論。

七年戊戌。百濟經論數百卷持來上奏。春二月。太子燒香披見。日別一二卷。至冬一遍了。奏曰。月八日。十四日。十五日。廿三日。廿九日。卅日。是爲六齋。此日梵王帝釋降見國政。故禁殺生。是仁之基也。仁與聖其心近矣。天皇大

悅。⑫下勅天下。⑫此日令禁殺生之事。

八年己卯冬十月。新羅國獻送佛像。太子令皇子奏曰。西國聖人釋迦牟尼佛遺像（中略）天皇太悅。安置供養。在今
興福寺東金堂之。今

十二年癸卯秋七月。百濟賢者葦北達率日羅。隨我朝召使吉備海部羽嶋來朝。此人勇而有計。身有光明。如火之焰（中略）太子聞日羅有異相者。奏天皇曰。兒望。隨使臣等。往難波館。視彼爲人。天皇不許。太子密詣皇子。御之微服。從諸童子。入館而見。日羅在床。四望觀者。指太子曰。那童子也。是神人矣。于時太子服龜布衣。垢面帶繩。與馬飼兒連肩而居。日羅遣人指引。太子驚去。日羅遙拜。脫履而走。諸大夫等大奇。出門而見。卽知太子。太子隱坐。易衣而出。日羅迎拜。再拜兩段。大夫亦驚。謝罪再拜。修儀而入。太子辭讓。直入日羅之房。日羅跪地而居。合掌白曰。敬禮救世觀音大菩薩。傳燈東方粟散王云々。人不得聞。太子修容。折磬而謝。日羅大放身光。如火熾炎。太子亦眉間放光。如日暉之枝。須臾卽止（下略）

十三年甲辰秋九月。彌勒石像一軀。今在古京之元興寺從百濟將來。蘇我大臣請其佛像。並於播磨國覓得泊僧惠便之東金堂佛像一軀。今在從⁽¹⁾古京之⁽²⁾元興寺⁽³⁾從⁽⁴⁾百濟⁽⁵⁾將來。⁽⁶⁾蘇我⁽⁷⁾大臣⁽⁸⁾請其佛像。並於播磨國覓得泊僧惠便之還俗。乃以爲師。更度三尼。營佛殿於宅東。安置彌勒石像。屈請三尼。大會設齋（下略）

十四年乙巳春二月。蘇我大臣起塔於大野岳北。大設齋會。太子備儀。臨而觀之。比及立心柱。合掌三拜。語左右曰。是佛舍利之器也。不置舍利不得爲塔。釋迦如來滅度之後。碎骨舍利應感而出。是如來加于外家聖人遠矣。大臣不得。此塔必仆。大臣聞之。謀感舍利。三七日後。齋食之上。得舍利一枚。大如胡麻。其色紅白。紫光四周。浮水不沈。穿半而居（中略）大臣納琉璃壺。日夕禮拜（中略）大臣禮拜石像乞延壽命。於是國有疾疫。民死者衆。○三月。物部弓削大連。中臣勝海連等奏曰。從考天皇至于陛下。疾疫未息。人民可絕。良由蘇我臣等興行佛法。詔曰。灼然宜斷佛法。
太子奏曰。二臣未識因果之理。修善福至。行惡禍來。是自然之理。如來之教也（中略）二臣如今必蒙大禍。

二臣不聽。自詣於寺。斫倒^⑩堂塔。毀破佛像。縱火燔之。取所燒餘佛像。弃難波堀江。喚出三尼奪其法服。就海石榴市之亭。竝加笞辱。^⑪是日^⑫瓦雲而^⑬大^⑭風^⑮雨。^⑯太子^⑰詣皇子曰。^⑱禍始於此。又^⑲發^⑳瘡死者充盈國中。其患瘡者言。痛^㉑如^㉒燒斫。老少竊相謂曰。是燒佛像之罪矣。（下略）

⑩用明^㉓天皇

元年丙午春正月。立庶妹穴太部間人皇女爲皇后卽太子之母也。天皇以敏達天皇崩年九月^㉔卽位。（下略）

二年丁未夏四月。天皇不悆。（中略）^㉕詔群臣曰。^㉖朕思^㉗欲^㉘歸^㉙三寶。卿等宜量也。物部守屋大連。中臣勝海連曰。何背國神敬他神也。由來不識若此事矣。^㉚蘇我大臣曰。可隨^㉛詔而奉助詎生異計。遂引豐國^㉜法師^㉝入於內裏。^㉞太子大悅。握手大臣手垂^㉟淚而語曰。^㉟三寶妙理。^㉟人^㉟不識^㉟之。妄生異說。邪見成薦。如今^㉟大臣歸心福田（中略）^㉟有^㉟人^㉟密語^㉟大連^㉟曰。今群臣圖卿。不可不備。大連聞之。卽退^㉟阿都之^㉟宅。集聚人衆。中臣勝海連亦人衆集家。將^㉟助大連。兼作厭魅（下略）○秋七月。大臣與諸皇子。率軍討大連（中略）大連部率子弟及奴等。築稻^㉟城而接^㉟戰。^㉟其軍^㉟強^㉟盛。墳家溢野。皇^㉟軍^㉟恐怖。^㉟三廻^㉟却^㉟還。是^㉟時^㉟太子生^㉟年^㉟十六。隨大^㉟軍後。自忖曰。非願難濟。乃命^㉟軍允^㉟秦造川勝。^㉟取白膠木。^㉟剋作^㉟四天王像。置於頂髮。^{一云^㉟鑿立}而^㉟發^㉟願曰。今^㉟使^㉟我^㉟勝敵。必奉爲護世^㉟四天王^㉟起立^㉟寺^㉟塔。^㉟大臣^㉟又^㉟發^㉟願^㉟如此。進軍相^㉟戰。太子復迫。此時^㉟大連^㉟登^㉟大櫻^㉟木。^{朴枝間云々。}又云。昇衣摺^㉟誓^㉟放^㉟物部府都^㉟大神之^㉟矢。^㉟中^㉟太子鎧。^㉟太子命^㉟舍人^㉟迹兒赤橈^㉟放^㉟四天王之^㉟矢^㉟定弓和須^㉟遠逸^㉟中大連胸。^㉟倒而^㉟墮^㉟木。賊衆躁亂。川勝^㉟斬大連^㉟頭（中略）三小將軍直入大連家。子孫資財田宅^㉟皆^㉟爲^㉟寺分（中略）唯以大連私田萬頃賜迹兒赤橈。於^㉟玉造^㉟岸^㉟上^㉟始基^㉟四天王寺。（下略）

崇峻天皇

三年庚春三月。學問尼善信等。自百濟來。太子於天皇前。試問釋義律義。尼等不能辨答。天皇勅曰。何必遠問於海表之國。如

今眼前有此三藏大師乎。太子辭讓。時年十九。○冬十一月。太子冠焉。群臣奉賀。

(五)推古天皇

元年癸丑夏四月（中略）卽日立太子爲皇太子。仍錄攝萬機悉委焉。時年廿二。是橘豐日天皇第二子也。母穴太部間人皇女。皇后懷胎之曰。巡行禁中。當廁戶生。因以爲名。身有聖智。兼知未然。內外二教。无不妙通。天皇愛之。令居宮南。故稱上宮太子。今謂坂田寺。是其宮處矣。

（下略）

三年卯夏五月（中略）聽政之日。宿訟未決者八人。共聲白事。太子一夕能辨答。各得其情緒。又復再訪。大臣率群臣已下。

敢獻御名。稱廁豐聰八耳皇子。又稱大法王皇太子。太子辭讓。

五年丁夏四月。百濟王使王子阿佐等來朝貢。語領客曰。僕聞此國有一聖人。僕自拜觀。情願足矣。太子聞之。直引殿內。阿佐驚拜。熟見太子之顏。復見左右手掌。左右足掌。而更起再拜兩段。退而出庭。右膝着地。合掌恭敬曰。敬禮救世大慈。觀音菩薩。妙教流通。東方日國。四十九歲。傳燈演說大慈大悲敬禮菩薩。合掌二字。今所太子合目須臾。眉間放一白光。長二丈許。良久縮入。（下略）

六年戊夏四月。太子命左右求善馬。并符諸國令貢。甲斐國貢一烏駒四脚白者。數百疋中。太子指此馬曰。是神馬也。餘皆被還。令舍人調使麻呂加之飼養。秋九月。試馴此馬。浮雲東去。侍從仰觀。麻呂獨在御馬之右。直入雲中。衆人相驚。三日之後。廻轡歸來。謂左右曰。吾騎此馬。躡雲凌霧。直至附神岳上。轉至信濃。飛如雷震。經三越竟。今得歸來。

（下略）

十四年丙寅秋七月。天皇詔太子曰。諸佛所說。諸經演竟。然勝鬘經未具其說。宜於朕前講說其義。^(義イ)太子辭奏。臣頃將製疏。思其義理。適未通達。伏念五六日至旬時。乃應握塵尾。登師子之座。天皇答勅。^(講令イ)試令講諸名僧大德。問其妙義。太子受天皇請。其儀如僧。三日而竟。講竟之夜。蓮花夜零。花長二三尺。而漏方三四丈之地。明日奏之。天皇太

奇。車駕而覽之。卽於其地。誓立寺堂。是今橘（下略）

十五年卯秋七月。妹子等遣於大唐（註略）太子命妹子曰。大隋赤縣之南江南道中有衡州。州中有一衡山。是南岳也（中略）吾昔同德皆既遷化。唯有一三軀。汝宜以此法服稱吾名而贈之。復吾昔身住其臺時所持法花經。複爲一卷。乞受將來。妹子到彼。問彼土人。遂屆衡山。如太子命。入自南溪。比至門側。有沙彌在門之内。唱云。念禪法師使人到來。有一老僧。策杖而出。又有二老僧。相續而出。相顧含歡。妹子三拜。言語不通。書地而語。各贈法服。老僧書地曰。念禪法師。於彼何號。妹子答曰。（中略）明年還來進于太子（下略）。

十六年戊九月（中略）此月望日。太子在班鳩宮。入夢殿內。此殿在寢殿之側。設御床蓐。十一月三度。沐浴而入。明日談語海表雜事。及製諸經疏。若有滯義。卽入此殿。常有金人至自東方。告以妙義也。門戶不開。七日七夜。不召御膳不召侍從。妃已下等不得近之。時人太異。惠慈法師曰。殿下入三昧定。宜莫奉驚。八日之晨。玉机之上有₁₄一卷書。設筵引惠慈法師。謂曰。是吾先身修行衡山所持之經實也。去年妹子所持來者。吾弟子經也。三老比丘不識吾所藏之處。取他經送。故吾比者遣魂取來。指所落字而告師。師太驚奇。其妹子將來經者。牙有此字。太子出自定後。常有口遊（中略）夢取來之經複爲一卷。黃紙黃標玉軸綺帶漆題。（下略）○丁亥年十月廿三日夜半。忽失此經。不知所去。求之牙。王子大恠。復以大憂。今在院者妹子將來者也。

十七年己夏四月八日。太子始製勝鬘經疏。此月。百濟僧道欣等十人。流着肥後國（中略）十僧辭謝。垂淚密語等儕曰。上人等何无天眼乎。此太子是衡山般若臺東房第一念禪比丘也。吾等與盧岳道人。時時拜謁。聞其說法花一乘妙義者也。（下略）○秋九月。小野臣妹子至自大隋。啓太子曰。臣居衡山般若寺。先蓬三僧。二口遷化。一口猶存。語臣曰。初年沙彌誤取他僧所持之經授子竟。而去年秋時。子國太子元念禪師。駕青龍車。從五百人。至自東方。履空而來。探舊房裏。取一卷經。凌虛而去。仍留此法花五卷義疏。名上宮疏。是則殿下入定之時也。太子微嗟而默。

十八年庚午冬十月。妃膳氏侍坐。語妃曰。汝如我意。觸事不違。吾得汝者我之幸也。吾死之曰。同穴共埋。妃啓曰。殿下恩深。庸妾侍寢。常思千秋萬歲。如磐石如大岳。朝夕供奉。妾福足矣。何以有終之事。太子命曰不然矣。有始有終。理之自然。惟生惟死。人之常道。吾昔經數十身。修行崇道。僅爲小國儲君之身。流通妙義。萬未足一。而今釋典漸傳。(下略)

廿一年癸酉冬十一月。(中略)同月十五日。曆錄日十太子命駕。巡看山西科長山下墓處。還向之時。卽日申時。枉道入於片岡山。二月邊道人家。卽有飢人臥道頭。去三丈許。烏駒此屆不進。太子加鞭。逡巡猶駐。太子自言哀々。音。卽下自馬。舍人調使麻呂走進獻杖。太子步近飢人之上。臨而語之。可怜可怜。何爲人耶。如此而臥。卽脫紫御袍覆其人身。賜歌曰。科照耶片岡山邊飯飢而臥其旅人。可怜。祖牙汝成介米耶刺竹之君速牙母飯飢而臥其旅人。是夷。振歌。飢人起首。進答歌曰。七代記云。飢人怒鹿之富小川之絕者社我王之御名者忘目。飢人之形面長頭大。兩耳復長。目細而長。開目而見。內有金光。異於時人。亦其身太香。非人之所聞。太子命麻呂曰。彼人香不。麻呂答啓。太香。太子曰。汝麻呂者命可延長。飢人與太子相語數十言。舍人左右不識其意。還宮之後。遣使視之。使復命曰。飢者既死去。太子大悲。使厚葬埋。造墓大高。于時大臣馬子宿七大夫等皆奉譏曰。殿下聖德難測。妙跡易迷。而道頭飢人是卑賤者。何以下馬與彼相語。復賜詠歌。及其死也。死狀厚葬。何以能治大夫已下之臣。太子聞看。卽召七大夫譏者。命曰。卿等七人。宜往片岡發墓看之。七人大夫等受命往開。牙有其屍。棺內太香。所賜斂物彩帛等帖在棺上。唯太子所賜紫袍者牙。曆錄曰。衣裳帖置棺上。詔取其衣。自服如常。時人異之者。七大夫等看而太奇。深嘆聖德不可思議。還向報命。太子日夕慕戀。常誦其歌。卽遣舍人。取所斂衣服而御之如故。○此年九月十五日。製維摩經疏竟。(下略)

廿九年辛巳春二月。太子在班鳩宮。命妃沐浴。太子亦沐浴。服新潔衣袴。謂妃曰。吾今夕遷化矣。子可共去。妃亦服新潔衣裳。臥太子副床。明旦太子并妃久而不起。左右開殿戶。乃知遷化。時年四十。是時大臣已下群臣

百官天下衆生。悉如亡父母。哭泣之聲滿於行路。天皇聞看。舉音大哭。車駕臨宮。失聲叫躍。大臣已下復大躡踊。相謂曰。日月失耀。天地既沒。大臣携棺。將斂太子并妃。^㉑其容^㉒如^㉓生。其身太^㉔香。舉太子屍。輕如衣服。妃亦同之。造雙棺置大輿。

(中略)太子薨^㉕曰。^㉖烏駒鳴^㉗呼。^㉘不喫^㉙草^㉚水。被太子鞍。隨輿至墓。閉埏之後。見墓大鳴。一躍而^㉛斃。群臣大異。將還^㉜其戶。^㉝埋中宮寺南墓。

三宝繪詞 中巻第一

昔上宮^㉟太子^㉟ト申聖イマシキ^㉟用明天皇ノ^㉟ハシメテ親王ニイマセシ時ニ^㉟穴太部ノ^㉟真人ノ^㉟腹ニムマセ給ヘル御子也^㉟
ハシメハ^㉟母ノ^㉟夫人ノ^㉟ユメニ^㉟金色ノ僧アリテ^㉟云^㉟我ヨヲスクフ願^㉟アリ願ハ^㉟暫ク^㉟御^㉟腹ニ^㉟ヤトラム^㉟我ハ救世卉^㉟
也^㉟家ハ西方ニアリトイヒテ^㉟ヲトリテ^㉟口ニ^㉟入ヌト^㉟ミテ^㉟懷妊シ給ヘリ太子ノ御伯父^㉟敏達天皇雨ノシタヲオサメ給初ノ^㉟
年^㉟正月一日^㉟夫人^㉟宮ノウチヲ^㉟メクリテ廐ノモトニ^㉟イタル^㉟ホトニオホエスシテ^㉟生レ^㉟給ヘリオモト人ニ^㉟イタカシメ^㉟
寝殿ニイタル程ニ^㉟俄ニ^㉟赤^㉟光西ヨリキタリイル^㉟御^㉟身甚^㉟馥シ^㉟四月ノ後ニヨクモノ、給^㉟アカル年ノ^㉟二月十五日ノ^㉟朝
ヨリ心ツカラ^㉟タナ心ヲ合テ東ニ向テ^㉟南無佛ト云テ^㉟カミ^㉟給^㉟太子^㉟六才ニ^㉟成給ニ^㉟百濟^㉟國^㉟ヨリハシメテ^㉟法師尼^㉟キタ
リテ^㉟經論ヲ^㉟モテ^㉟ワタレリ^㉟太子^㉟奏シ^㉟給持度レル^㉟經論ヲミナトキテ^㉟香ヲタキテ^㉟開見事ヲハリテ御門ニ申^㉟給^㉟月ノ八
日十四日十五日廿三日廿九日卅日^㉟コレヲハ六齋トス^㉟此日ハ楚王帝尺ノ^㉟マツリ事ヲミル^㉟殺生ヲ^㉟トム^㉟ヘシ^㉟御門悦給テ
^㉟雨乃シタニミコトノリヲクタシテ^㉟此日ヨニハ殺生ヲヤメ^㉟給八年ノ^㉟冬^㉟新羅國^㉟ヨリ^㉟佛像ヲ^㉟タテマツレリ^㉟太子申^㉟給^㉟
西國ノ聖^㉟尺迦牟尼佛ノ像^㉟ナリト^㉟百濟^㉟國^㉟ヨリ^㉟日羅ト云人來レリ身ニ光明アリ太子竊ニ弊タル^㉟衣ヲキテ諸ノ^㉟童ニ^㉟マ
シリテ^㉟難波ノ^㉟タチニイタリテミル日羅太子ヲサシテアヤシフ^㉟太子オトロキテ去^㉟日羅^㉟ヒサマツキテ^㉟タナ心ヲ合テ^㉟云ク
敬禮救世^㉟觀世音^㉟傳燈東方粟散王ト^㉟申スホトニ^㉟日羅大ニ^㉟身ノ^㉟光ヲハナツ^㉟太子^㉟又^㉟眉間^㉟ヨリ^㉟光ヲ放^㉟給^㉟又^㉟百
濟^㉟國^㉟ヨリ^㉟彌勒ノ石ノ像ヲモテ^㉟ワタレリ^㉟時ニ^㉟大臣^㉟蘇我^㉟馬子ノ^㉟宿禰^㉟コノ像ヲウケテ^㉟家ノ東ニ^㉟寺ヲツクリ天^㉟ス

ヘタテマツリテウヤマフ尼三人ヲスエテヤシナフ大臣此寺ニ塔ヲタツ太子ノ給ハク塔ハコレ佛舍利ノウツハ物也尺迦如来ノ舍利自然ニキタリナムト大臣コレヲキ、テ祈ニ齋飯ノウヘニ佛舍利一ヲエタリルリノツホニイレテ塔ニテキテ

オカム太子ト大臣ト一心ニシテ三寶ヲヒロメムトオモフコノ時ニ國中ニ病ラコリテ死人ヲホシ大臣大連弓削守屋中臣ノ勝海王ト、モニ奏シテ申サク我國ハモトヨリ神ヲノミアカメタテマツル而ラ蘇我大臣佛ト

イフコトヲタウトヒウヤマフコレニヨリテヨノ中ニ病オコリテ民皆タヘヌヘシ此佛ヲスミヤカニト、メテノミナム人ノ命ハ乃ゴルベキトイフミコトノリニ云ク申トコロ已ニアキラケシスミヤカニ佛ヲト、メタチテヨト宣旨ラ給太子奏シ給此兩人ハイマタ因果ラシラサル也善事オコナヘハ福イタリ惡事ヲ行ハ禍キタル

此二人今必スワサハヒニアヒナムト奏スレトモシヰテ宣旨ラクタシ守屋ノ大連ヲモテ寺ニツカハシテ堂塔コホチ佛經ヲヤキツクシツソレニヤケノコレル佛經ヲハ難波ノホリ江ニステイレツ三人ノアマヲハウチレウシノリハツカシメテ追出シツ此日大ソラクラウナリ雲或ナクシテ大風フキ大雨クタル太子ノ、給ハク友サカリニシテ忽ニオコリナムトストノ給カクシテ後ニかさの病忽ニオコリテヨロツノ人ヤミイタム其イタキ事ヤキサクカコトシ

二人ノ大臣コトニモキトカニアタリテクヒカナシミテ王ニ奏申テ云臣等カ病クルシクイタキコト更ニタヘカタシ願ハ三寶ニイ乃ラムト時ニ勅アリテ二人ノ尼モトノコトクメシテ一人ノ大臣ニワカチ給テイノラシメ給フ又ヤキシ寺ヲアラタメツクラシメ給ヤキウシナヒテシ佛經モトメアラタメテコレヨリハシメテ又オコシサカヘシメ給太子ノ御父用明天皇位ニツキ給ニ年アリテ佛法イヨヒロマリオコリキ王ノ仰ニ云イマハヒトヘニ三寶一歸依セムトヲモフ蘇我大臣勅ラウケ給テ法師ヲメシテ内裏ニイレツ太子悦テ大臣ノ手取テ涙ヲタレテ乃給ハク三寶ノタヘナル事ヲ人イマタシラヌ大臣心ヲヨセタリウレシクモアルカナト乃給コレヨリ後ニ或人ヒソカニ守屋大連告テ云ク人ハカリコトナスメリ兵ヲマウケヨトコレヲキ、テ阿都ノ家籠居テ兵士アツメマウク中

臣ノ勝海ノ連武者ヲ、コシ天守屋ノ大連ヲアヒ¹⁷タスケムトス¹⁸又¹⁹天皇ヲ咒咀シタテマツラムトイフ²⁰キコヘアリ²¹蘇我大臣太子ニ啓シテ²²イクサヲヒキヰテ²³守屋ノ大臣ノモトニヨル²⁴守屋兵ヲオコシテタテヲツイテ²⁵フセキ²⁶タ、カフ²⁷ソノ軍已ニ²⁸コハクシテ²⁹御方ノ³⁰イクサ³¹怖惶³²テ³³三度³⁴カヘリ³⁵退ク此³⁶時ニ³⁷太子³⁸御³⁹歲⁴⁰十六⁴¹才⁴²也將⁴³軍ノ後ニ⁴⁴立給ヘリ⁴⁵軍ノ⁴⁶マツリコトノ人⁴⁷秦川勝ニ⁴⁸シメシテ乃給ハクヌルテノ⁴⁹木ヲトリテ⁵⁰四天王ノ像ヲ⁵¹キサミ造テ各髻ノ⁵²ウヘニハサミ⁵³鉢ノ⁵⁴サキニ⁵⁵サ、ケテ⁵⁶願テ云⁵⁷我⁵⁸等⁵⁹ヲシテ⁶⁰戰ニ⁶¹カタ⁶²シメ⁶³給タラハ⁶⁴四天王ノ⁶⁵像ヲ⁶⁶アラハシテ堂⁶⁷塔ヲ⁶⁸タテムト⁶⁹蘇我⁷⁰大臣⁷¹又⁷²カク乃コトク⁷³願シテ軍ヲアツメテス、ミ⁷⁴タ、カフニ物部⁷⁵守屋⁷⁶大連⁷⁷大ナル榎ニ⁷⁸ノホリテ⁷⁹物部⁸⁰氏ノ⁸¹大神ヲチカヒテ⁸²ヤヲ⁸³ハナツニ⁸⁴太子ノ御アフミニ⁸⁵アタレリ⁸⁶太子又⁸⁷舍人⁸⁸遠見⁸⁹赤檣ニ⁹⁰仰テ⁹¹四天王ヲ⁹²イ乃リテ⁹³矢ヲ⁹⁴ハナタ⁹⁵シム⁹⁶遠ク大連カ⁹⁷胸ニアタリテ⁹⁸木⁹⁹ヨリ¹⁰⁰ヲチヌ¹⁰¹ソノイクサヤフレヌ¹⁰²セメユキテ¹⁰³守屋カ¹⁰⁴首ヲ¹⁰⁵キリツ鉢ニサシテ¹⁰⁶家ノ内ノ¹⁰⁷タカラ物¹⁰⁸庄園ヲハ¹⁰⁹皆¹¹⁰寺ノ¹¹¹物ト¹¹²ナシツ¹¹³玉造ノ峯ノ¹¹⁴ウヘニ¹¹⁵ハシメテ¹¹⁶四天王寺ヲタツコレヨリ仏法サカリトナリヌ¹¹⁷太子ノ御舅¹¹⁸崇峻¹¹⁹天王位ニツキ¹²⁰給ヌコノ御世ニ太子年十九ニテウヰカフリシ給¹²¹又¹²²御姑¹²³推古天皇位ニツキ¹²⁴給ヌ國ノ¹²⁵マツリコトヲハ皆コト¹²⁶ク¹²⁷太子ニツケ¹²⁸給ヘリ¹²⁹百濟¹³⁰國ノ¹³¹使ニテ¹³²阿佐¹³³トイフ¹³⁴王子¹³⁵來レリ¹³⁶太子ヲオカミテ¹³⁷申サク¹³⁸敬禮救世¹³⁹觀世¹⁴⁰音¹⁴¹菩薩¹⁴²妙教¹⁴³流通¹⁴⁴東方¹⁴⁵日本國¹⁴⁶卅九歲¹⁴⁷傳燈演説ト¹⁴⁸申¹⁴⁹太子此時ニ¹⁵⁰眉間¹⁵¹ヨリ¹⁵²白光ヲ¹⁵³ハナチ¹⁵⁴給長三丈ハカリ慙アリテシ、マリ入ヌ¹⁵⁵甲斐國¹⁵⁶ヨリ¹⁵⁷タテマツレル¹⁵⁸黒駒ノ¹⁵⁹四足白キニ¹⁶⁰乃リテ¹⁶¹雲ニ¹⁶²入テ¹⁶³東ニ¹⁶⁴サリ¹⁶⁵給ヌ舍人¹⁶⁶使丸ヲ¹⁶⁷御馬ノ右ニ¹⁶⁸副リ¹⁶⁹人¹⁷⁰アフキテミル¹⁷¹信乃¹⁷²國ニ¹⁷³イタリテ¹⁷⁴三越ノ¹⁷⁵サカヒヲ¹⁷⁶メクル¹⁷⁷三日アリテ¹⁷⁸カヘリ¹⁷⁹給ヘリ¹⁸⁰太子推古¹⁸¹天皇ノ御前ニシテ¹⁸²高¹⁸³座ニ¹⁸⁴ノホリテ¹⁸⁵勝鬪經ヲ¹⁸⁶カウシ¹⁸⁷給¹⁸⁸諸ノ名僧ヲシテ¹⁸⁹義ヲ問シムルニ¹⁹⁰説答事妙也¹⁹¹三日¹⁹²講シ¹⁹³ヲハル¹⁹⁴夜¹⁹⁵天ヨリ¹⁹⁶蓮花¹⁹⁷フレリ¹⁹⁸ハナノ¹⁹⁹ヒロサ²⁰⁰三尺ハカリ也²⁰¹地ニ²⁰²フリツメルコト四尺ハカリ也コノ所ニ²⁰³ミチ²⁰⁴タリ²⁰⁵アカル朝²⁰⁶天皇²⁰⁷ミ給テ²⁰⁸其地ニ²⁰⁹寺ヲ²¹⁰立シメ給²¹¹今ノ橘寺²¹²是²¹³也²¹⁴ソノフレ²¹⁵シ²¹⁶花²¹⁷イマニ此²¹⁸寺ニアリ²¹⁹又²²⁰太子²²¹小野²²²妹子ヲ²²³使トシテ²²⁴サキノ²²⁵身ニモロコシ乃²²⁶衡山ニアリテタモテリシ經ヲトリニツカハス²²⁷

ヲシヘテ乃給ハク[◎]赤縣乃南ニ[◎]衡山ト云山[◎]アリ山ノ中ニ般若寺アリ[◎]我昔ノ同法ハ[◎]ミナシニケム只[◎]三[◎]人ソ[◎]アラム[◎]我使トナ乃リ天[◎]ソコニ[◎]スミシトキ[◎]タモチタテマツリシ[◎]法花經ノ[◎]アハセテ一卷ニセル[◎]イマスコヒテ[◎]モテ[◎]キタレトノ給[◎]妹子仰[◎]乃コトクニワタリテヲシヘニシタカヒテ[◎]イタリヌ[◎]門ニ[◎]一[◎]人ノ[◎]沙彌[◎]アリテ即[◎]見テ[◎]入テ云子ム[◎]禪師ノ[◎]使[◎]キタレリト[◎]告ナレハ[◎]老僧[◎]三[◎]人[◎]杖ヲツキテ[◎]イテアヒテ[◎]喜ヒエミテ使ニ[◎]ヲシヘテ[◎]經ヲトラシム即カヘリテ[◎]モテ[◎]キタレリ[◎]太子[◎]斑鳩ノ宮乃[◎]寢殿ノ[◎]カタハラニ[◎]屋ヲツクレリ[◎]夢殿ト[◎]ナツク[◎]一月ニ[◎]三度[◎]沐浴シテ[◎]イル[◎]アカル朝ニ[◎]イテ給テハ[◎]闇浮堤ノ[◎]事ヲカタル[◎]又此[◎]内ニ入テ[◎]諸ノ經疏ヲツクリ[◎]給[◎]或度ハ[◎]七日七夜[◎]出[◎]給ハスシテ[◎]戸ヲトチテ[◎]オトモシ給ハス[◎]高麗ノ[◎]惠師法師ノ[◎]云[◎]太子[◎]三昧[◎]定ニ[◎]入[◎]給ヘリ[◎]オトロカシタテマツルコトナカレト云[◎]八日トイフニ[◎]イテ給ヘリ[◎]玉ノ机ノ上ニ[◎]一卷ノ[◎]經[◎]アリ[◎]惠師法師ヲメシテ[◎]カタラヒ給ハク[◎]我サキノ身ニ[◎]衡山ニ[◎]アリシ時タモテリシ實ノ[◎]經ハ[◎]是[◎]也[◎]サリニシ年[◎]妹子カモテキタレリシ[◎]經ハ[◎]我弟子ノ經也[◎]三[◎]人ノ[◎]老僧ノ[◎]ヲサメタル所ヲシラスシテ[◎]コト[◎]經ヲトリテヲクリシカハ[◎]我[◎]タマシヒヲヤリテトラセル[◎]也[◎]トノ給コ[◎]ソノ經ト見合スルニ[◎]カレニハ[◎]ナキ字[◎]アリ[◎]此度ノ[◎]經モ[◎]一卷ニ[◎]かけり[◎]黃紙ニ玉ノ[◎]軸ヲイレタリ[◎]又[◎]百濟[◎]國[◎]ヨリ[◎]僧道欣[◎]等[◎]十人[◎]來テ[◎]ツカフマツル[◎]前世ニシテ[◎]衡山[◎]ニテ[◎]法花[◎]經ヲ[◎]説[◎]給シ[◎]時[◎]我等ハ[◎]盧岳ノ[◎]道士[◎]トシテ[◎]時[◎]マイリテ[◎]聞シ人[◎]也[◎]ト申後ノ[◎]年ニ小野[◎]妹子[◎]又[◎]モロコシニワタリテ[◎]衡山ニ[◎]ユキタレハ[◎]サキノ僧[◎]ヒトリ[◎]乃コリテ[◎]カタラヒテ[◎]云[◎]去ル年ニ[◎]秋[◎]汝[◎]クニノ太子本ハ此山ノ思禪師[◎]青龍ノ車ニ[◎]乗テ[◎]五百ノ人ヲ身ニシタカヘテ[◎]東[◎]ヨリ[◎]空ヲ踏テキタテ[◎]舊室ノ中ニサシハサミヲケル[◎]一卷ノ經ヲトリテ[◎]雲ヲシノキテ歸[◎]去ニキト[◎]イフコ[◎]ニアキラカニシリヌ此[◎]夢殿ニ[◎]入給ヘリシオリノ事[◎]也[◎]ト[◎]太子ノ[◎]御妻[◎]カシハテノ氏[◎]カタハラニ[◎]候給フ[◎]太子カタラヒテ[◎]乃給ハク君我心ノコトクシテ[◎]コトモ[◎]タカハス[◎]幸[◎]ナルカナ[◎]死[◎]ム[◎]曰ハ[◎]穴ヲ同クシテトモニ[◎]ウツム[◎]ヘシト[◎]妃コタヘ申サク[◎]千秋[◎]万歳[◎]朝暮ニツカマツラムトコソ[◎]思給フレ[◎]ナニノ心アリテカ[◎]今日[◎]ヲハリノ事ヲハ乃[◎]給フト[◎]太子答給ハク[◎]始アル[◎]物ハ[◎]必ス[◎]終アリ

忠霧法師或

モノ、サタマレル理ナリ一タヒハ生レ一度ハ¹⁶死ル事¹⁷人ノ常ノ道¹⁸也¹⁹我昔²⁰アマタノ²¹身ヲカヘテ²²佛²³道ヲ行ヒツトメキ²⁴
ワツカニ²⁵小國ノ王子²⁶トシテ来テ²⁷タヘナル法ヲ²⁸ヒロメテ²⁹法モナキ所ニ一乗ノ義ヲ弘メ³⁰説ツ五濁惡世ニ久クアラムト思
ハスト乃給妃³¹ナミタヲナカシテ³²ウケ給ハル爰ニ³³太子難波ヨリ京ニ歸給ニ片岡山ノ³⁴邊ニ³⁵飢タル人³⁶フセリ³⁷黒駒³⁸アユマ
スシテ³⁹ト、マル⁴⁰太子⁴¹馬⁴²ヨリ⁴³ヲリ給テ⁴⁴カタラヒ⁴⁵給⁴⁶紫ノ⁴⁷御袍ヲ⁴⁸ヌキ給テ此人ニ⁴⁹ヲホビ⁵⁰給テ哥曰
志奈⁵¹天留⁵²耶⁵³片岡山⁵⁴飯⁵⁵飢⁵⁶臥⁵⁷旅⁵⁸人⁵⁹阿者禮⁶⁰祖牙

⑩飢人⁶¹舉⁶²頭所⁶³返⁶⁴哥

⑩斑鳩⁶⁵富緒川⁶⁶絶⁶⁷我大公⁶⁸御⁶⁹名⁷⁰忘⁷¹レメ

トイヘリ⁷²太子⁷³宮ニ歸⁷⁴給テ⁷⁵コノ⁷⁶人⁷⁷シニ、ケリ⁷⁸太子⁷⁹カナシヒテ⁸⁰ハフリヲサメ⁸¹給⁸²時ニ⁸³大臣⁸⁴達⁸⁵此事ヲ⁸⁶詐⁸⁷謗スル
人⁸⁸七⁸⁹人⁹⁰アリ⁹¹太子⁹²コノ人⁹³ニ示給フ⁹⁴片岡ニ⁹⁵ユキテソノカタチヲ⁹⁶ミヨト⁹⁷乃給ヘハ⁹⁸ユキイタリテ⁹⁹ミレハ¹⁰⁰カハ
子¹⁰¹ステニ¹⁰²ナシ¹⁰³棺内¹⁰⁴甚¹⁰⁵香シ¹⁰⁶皆¹⁰⁷驚¹⁰⁸アヤシムコ、ニ¹⁰⁹太子¹¹⁰イカルカノ宮ニ¹¹¹オハシマシテ¹¹²妃ニ¹¹³カタラヒ¹¹⁴給¹¹⁵ユアミ¹¹⁶
カシラアラヒ¹¹⁷給テ¹¹⁸淨¹¹⁹衣ヲ¹²⁰ギ給テ¹²¹我¹²²今¹²³夜¹²⁴サリナムト¹²⁵ノ給テ¹²⁶床ヲ¹²⁷ナラヘテ¹²⁸フシ¹²⁹給ヌ¹³⁰アクリ¹³¹朝ニ¹³²タクルマ
テ¹³³ヲキ¹³⁴給ハス¹³⁵人¹³⁶アヤシミテ¹³⁷御¹³⁸殿ノ戸ヲ¹³⁹アケテ¹⁴⁰ミルニ¹⁴¹共ニ¹⁴²カクレ給ニ¹⁴³ケリ御¹⁴⁴カホモトノ¹⁴⁵コトシ御¹⁴⁶香コトニ¹⁴⁷

香シ御¹⁴⁸年四十九¹⁴⁹也¹⁵⁰終給¹⁵¹日¹⁵²黒駒¹⁵³イナ、キ¹⁵⁴ヨハヒテ¹⁵⁵草¹⁵⁶水ヲ¹⁵⁷ハマス御輿ニシタカヒテ墓ニイタル一度イナ、キテタ
フレテ¹⁵⁸シヌ¹⁵⁹ソノカハ子ヲ¹⁶⁰ウツム¹⁶¹太子カクレ給シ日彼¹⁶²衡山ヨリモテキタリ¹⁶³給ヘリシ¹⁶⁴經ハ俄ニ¹⁶⁵ウセヌイマタ寺ニ¹⁶⁶ア
ル經ハ¹⁶⁷妹子カ¹⁶⁸モテキタリシ¹⁶⁹ナリ¹⁷⁰新羅ヨリタテマツレリシ¹⁷¹尺迦佛ノ像ハ¹⁷²イマニ¹⁷³山階寺乃¹⁷⁴東ノ¹⁷⁵堂ニスヘタテマツレリ
百濟國ノ¹⁷⁶石像¹⁷⁷今ノ¹⁷⁸古京ノ¹⁷⁹元興寺ノ¹⁸⁰東ノ堂ニオキタテマツレリ太子四天王寺法林寺元興寺中宮寺橘寺蜂岡寺池後寺葛
城寺日向寺等ヲ造給ヘリ¹⁸¹太子¹⁸²三ノ名アリ¹⁸³一二ハ¹⁸⁴廄戸¹⁸⁵皇子ト申キ王ノ¹⁸⁶ムマヤノモト¹⁸⁷ニシテ¹⁸⁸生¹⁸⁹給十¹⁹⁰人¹⁹¹一度ニ愁¹⁹²
申コトヲ¹⁹³ヨク¹⁹⁴キ、テ¹⁹⁵コトヲ¹⁹⁶モラサス¹⁹⁷事ハリ¹⁹⁸給ニヨリテ¹⁹⁹也²⁰⁰二に²⁰¹聖德²⁰²太子ト申生給テノフルマヒヨソヲヒミナ

僧ニ、タマヘリ勝鬘經法花經等ノ疏ヲツクリ法ヲヒロメ人ヲワタシ給ニヨリテ也。三に上宮太子ト申推古天皇ノ御世ニ太子ヲ王宮ノ南ニスマシメテ國ノ政ヲヒトヘニシラシメ給ニヨリテ也。

往生極樂記

一

①聖德太子者。豐日天王第二子也。⑩母妃皇女夢有金色僧謂曰。吾有救世之願。願宿后腹。妃問。為誰。僧曰。吾救世菩薩。家在西方。妃答。妾腹垢穢。何宿矣。僧曰。吾不厭垢穢。唯望感人間。躍入口中。妃即覺後喉中猶吞物。自此以後始知有脈。漸及八月。胎中而言聲聞于外。出胎之時忽有赤黃光。至自西方照曜殿內。生而能言。知人舉動。百濟國獻經論。太子奏曰。欲披閱之。天皇怪而問之。奏曰。児昔在漢住南岳。歷數千年。修行仏道。時年六歲。太子身體尤香。抱懷之人。奇香染衣數月不滅。百濟曰羅來朝。身有光明。太子微服從諸童子。入館而見之。曰羅指太子曰。是神人矣。太子驚去。曰羅脫履而走。太子隱坐易衣出。曰羅謝罪。再拜跪地啓曰。敬禮救世觀世音。云燈東方粟散王。太子縱容而謝之。曰羅身放大光。太子亦眉間放光。如日暉。謂左右曰。曰羅者聖人也。児昔在漢。彼為弟子。常拜日天故。身放光明。

推古天皇立為皇太子。万機悉委焉。太子聽政之日。宿訟未決者八人。同音白事。太子一夕能弁答。大臣以下称言。八耳皇子。高麗僧惠慈來朝。弘涉内外。尤深積義。太子問十知百。謂曰。法花經中此句落字。法師答曰。他國之經亦無有字。太子曰。吾昔所持之經。思有此字。法師答曰。經在何處哉。太子微嗟答曰。在大隋衡山寺。即指相群臣可為使者。以小野妹子遣於大唐。命曰。吾先身持法花經。在于衡山般若台中。汝取來矣。彼山吾昔同法所遺。只三老僧而已。以此法服各與之。妹子承命渡海。果到南岳遇三老僧。陳太子命旨。老僧歡喜。即命沙弥。取納經一漆篋而授之。妹子取經歸朝。太子曰。此經非我所持。

太子宮中有別殿。號夢殿。十一月三度沐浴而入。若制諸經疏。有滯義者。即入此殿。常有金人。至自東方告以妙義。

太子^㉚閉戶^㉚不出^㉚七日七夜。時^㉚人太^㉚異。^㉚惠慈法師^㉚曰。^㉚太子^㉚入^㉚三昧。宜莫^㉚奉驚。^㉚八日之^㉚晨。^㉚玉机之上^㉚有^㉚一
卷^㉚経。引^㉚惠慈謂曰。是^㉚吾先身所^㉚持之^㉚経。一卷複一部。^㉚去年^㉚妹子所持來者。^㉚吾弟子^㉚經也。吾近日^㉚遣魂取來。指所
落字而告師。々太驚奇之。先將來經無有此字。太子薨後。山背大兄王子六時禮拜。冬十月廿二日夜半。忽失此^㉚経不知所去。

^㉚今納法隆寺經。^㉚妹子所^㉚持來^㉚也。太子也。太子肇制憲法十七条。手書奏之。天下悅。天皇請太子^㉚講^㉚勝鬘經^㉚三日。^㉚太子
^㉚着袈裟掘^㉚塵尾^㉚登師子^㉚座。其儀如僧。^㉚講^㉚竟之^㉚夜^㉚蓮花忽落。^㉚花長二^㉚三尺。^㉚明日^㉚奏之。^㉚天皇^㉚大奇。即卜^㉚其地
^㉚建立^㉚伽藍。^㉚今橘寺^㉚是^㉚也。天皇又令講法花經七日。以播磨國水田三百町給于太子。即施入法隆寺。^㉚太子^㉚命駕、巡檢造
墓。帰有^㉚飢人。^㉚臥于道^㉚垂。^㉚太子步近^㉚飢人^㉚語曰。可怜々々。即^㉚脫^㉚紫^㉚御袍^㉚覆之。即^㉚賜^㉚歌曰。

斯那^㉚提留^㉚夜。^㉚可多平可夜摩邇。^㉚伊比邇^㉚宇惠^㉚底許夜世留。^㉚他比^㉚々等^㉚阿波礼。^㉚於夜奈之邇。奈禮奈利介米夜。
佐須陀氣乃。岐弥波夜奈吉母。伊比邇宇惠天許夜世留。諸能多比々等安波礼。

^㉚飢人起^㉚首答^㉚歌曰。

^㉚伊珂瑠賀能。^㉚等美乃乎何波能。^㉚多延波許曾。^㉚和賀於保只弥能。^㉚奈^㉚和須良^㉚礼^㉚米。

^㉚還宮之^㉚後。遣使視之。^㉚飢人既^㉚死。^㉚太子大^㉚悲^㉚使厚^㉚葬之。^㉚于時^㉚大臣馬子宿禰^㉚等^㉚譏之。^㉚太子聞召譏者命曰。卿
等發墓^㉚見之。馬子大臣受命^㉚往^㉚見。^㉚無有其^㉚屍。^㉚棺內^㉚太^㉚香。所賜斂物彩帛等置於棺上。唯無太子紫袍。馬子等太^㉚奇
深歎聖德。

妃^㉚膳部氏在^㉚側。^㉚太子曰。^㉚汝如我意^㉚一^㉚事^㉚不違。^㉚吾^㉚死之^㉚曰。^㉚同穴共葬。又曰。^㉚吾昔經數十年。修^㉚行^㉚仏^㉚道。
今^㉚為^㉚小國之儲君。漸^㉚弘一乘之^㉚妙^㉚義。吾不欲久遊五濁。妃即反袂嗚咽。又命曰。^㉚吾^㉚今夕遷化。子可共去。太子^㉚沐浴
^㉚服新^㉚衣裳。妃亦沐浴換衣。^㉚臥太子副^㉚床。^㉚明日^㉚太子并妃良久不起。左右^㉚開^㉚殿戶。乃知入滅。時^㉚年四十九。當斯
時也。天下老少。如哭愛子。如喪慈父。哀泣之声滿於道路。皆曰。日月忽暗。天地既崩。自今以後。永無依怙矣。將斂葬之。

太子并妃¹²其容¹³如¹⁴生。其身太¹⁵香。举其兩屍。輕如衣服。高麗僧惠慈聞太子薨。哀哭發誓願曰。日本太子誠是大聖也。我雖異境。心在斷金。縱獨怒生。有何益乎。我以太子葬日必死。遇太子於淨土。明年二月廿一日太子薨日。惠慈即死。果如其言。

法華驗記 第一

①聖德②太子。豐日天皇第一子也。③母妃皇女④夢。有⑤金色僧語⑥云。⑦吾⑧有救世願。⑨宿后妃⑩腹。妃問。為何僧。云。⑪我救世菩薩。⑫家有西方。妃答⑬云。⑭我腹垢穢。⑮何宿居矣。⑯僧曰。⑰吾不厭垢穢望感人間。⑱躍⑲入⑳口⑳中。妃即⑳覺⑳後⑳喉中⑳猶吞⑳物。自此以後始知①有娠。漸及八月。胎中而言聲聞于外。出胎之時忽有⑮赤⑯黃色⑰光。至自西方⑮照曜⑰殿內。生而能言。知人動靜。⑯從⑮百濟⑮國始獻⑮經論。⑯太子⑮奏曰。欲披⑮闌之。⑯天皇⑮驚⑮怪⑮問⑮其⑮所由。⑯太子⑮奏曰。⑯昔⑮在⑮漢⑮國⑮住⑮南岳歷數十年。⑯修行⑮仏道。⑯年⑮六歲太子身體甚香。抱懷之人。奇香染衣數月不失。⑯又⑮百濟⑮國⑮曰羅來朝。身放光明。弊衣從諸⑮童子入⑮館見之。曰羅指太子曰。是神人矣。⑯太子驚去。曰羅脫履而走立。太子隱坐易衣而出。⑯曰羅謝罪再拜。⑯跪地啓⑮白。⑯敬禮救世⑮觀世音。⑯云燈東方粟散王。縱容而謝之。⑯曰羅⑮身⑮放大光。⑯太子⑮亦⑮眉間⑮放光明。謂左右曰。太子昔在漢國時。曰羅為弟子。常禮曰天故。身放光明。

推古天皇立為皇太子。万機悉委焉。聽政之日。宿訟未決者八人。同音白事。太子一夕能辨答。大臣以下称八耳皇子。高麗僧惠慈來朝。弘涉内外。尤深積義。太子問十知百。謂曰。法華經中此句落字。法師答曰。他國之經亦無此字。太子曰。吾昔所持之經思有此字。法師問曰。經在何處哉。太子微咲答曰。在⑮大隋⑮衡山寺。即相群臣可為使者。⑮小野⑮妹子遣於大唐。命曰。吾先⑮身所⑮持⑮法華經。在于⑮衡山般若台中。汝取⑮來矣。彼山⑮吾昔同法所遺只⑮三老僧而已。汝以此法服各與彼三僧。⑮妹子承命渡海果⑮到南岳。遇⑮二⑮老僧陳太子命旨。老僧⑮歡喜。即命沙弥⑮取納經一漆函而授之。⑮妹子取⑮經歸朝。太子曰。此經非我所持。

太子宮中有別殿⑮號⑮夢殿。⑯十一月⑮三度⑮沐浴而⑮入。若⑮製諸經疏有滯義者。即入此殿。常有金人。至自東方告妙義。太子

閉戸不出七日七夜。時人大怪。惠慈法師曰。太子入定。宜莫奉驚。八日之晨玉机之上有經。

語惠慈曰。是我先身所持經也。卷複一部耳。去年妹子所持來吾弟子經也。吾近日遣魂取來。指所落字告師。大驚。先持來經無有此字。太子薨後。山背太兄皇子奉持此經。六時禮拜。冬十月廿二日夜半。忽失此經不知所去。

今納法隆寺經。妹子所持來也。

太子肇製憲法十七個條手書奏之。天下大悅。天皇請太子講勝鬘經三日。太子着袈裟握麈尾登師子座。其作法如僧。

講說竟之夜蓮花忽降。花長一三尺。明日奏之。天皇大奇。即卜其地建立伽藍。今橘寺是也。天皇

又令講法華經七日。以播磨國水田三百町給太子。即施入法隆寺。

乃至妃膳氏在側。太子曰。汝知我意一事不違。吾死在近。同穴共葬。又曰。吾昔經數十年。讀誦法華經。修

行仙道。今為小國儲君。伝流仙法。弘宣妙法一乘深義。吾不欲久住五濁。妃即反袂嗚咽。又命曰。吾今夜遷化。子共可去。太子沐浴服新衣裳。妃亦沐浴換衣服。臥太子副床。明日太子并妃良久不起。左右開殿戶乃知入滅。時年四十九。當此時。即天變地異敢不可言。天下老少。如哭愛子。如喪父母。哀泣之声滿於道路。皆悲歎言。日月忽暗。天地既崩。自今以後永無依怙矣。將斂葬之時。太子并妃其容如生。其身太香。擎其兩屍輕如衣裳。高麗惠慈聞太子薨。哀哭發誓願曰。日本太子誠是大聖人也。我雖異境心在斷金。余獨怒生有何益乎。即以同日惠慈即死。

太子有三名。一度同声申事不落一事。善聞裁給。依之名為豐聰耳皇子。進止威儀。所行作法。悉似僧行。製造勝鬘法華疏弘法度人。是故名為聖德太子。推古天皇為皇太子。王宮南令住。國政悉委。依是名為上宮王焉。

出日本記別伝等。

今昔物語 第十一——第一

今昔、本朝二聖德太子ト申聖御ケリ。用明天皇ト申ケル天皇ノ、始テ親王ニ御ケル時、突厥ノ真人ノ娘ノ腹二

生セ給ヘル御子ナリ。

⑨初メ、⑩母⑪夫人、⑫夢ニ、⑬金色ナル僧來テ⑭云、⑮我ハ世ヲ救誓⑯有。⑰暫ク其⑯御⑯胎ニ⑯宿ムト思ト。夫人答テ云ク、此⑯誰ガ宣ヘルゾト。⑯僧宣ハク、⑯我ハ救世ノ菩薩⑯也。⑯家ハ西ニ有リト。夫人ノ云、⑯我ガ胎ハ垢穢也。⑯何ゾ宿リ給ハムヤト。⑯僧宣ハク、⑯我垢穢ヲ不厭ト云テ、⑯踊⑯口ノ⑯中ニ⑯入ト⑯見テ夢⑯覚ヌ。其⑯後、⑯喉中ニ⑯物ヲ含タルガ⑯如ク思ヘテ⑯懷妊シヌ。

而ル間、用明天皇ノ兄、⑯敏達天皇ノ位ニ即給ヘル⑯年、⑯正月ノ一日、⑯夫人⑯宮ノ内ヲ⑯廻リ⑯行テ□ノ□ノ□至ル⑯程ニ、太子⑯生レ⑯給ヘリ。人来テ、太子ヲ⑯懷テ⑯寢殿ニ⑯入ル。⑯俄ニ⑯赤⑯黃ル⑯光リ⑯殿ノ内ヲ⑯照ス。亦、太子ノ御⑯身⑯馥シ事無限シ。⑯四月ノ後言語勢長リ。⑯明ル如シ年ノ⑯二月ノ十五日ノ⑯朝ニ、太子⑯掌ヲ合テ東ニ向テ、⑯南無仏ト宣禮シ⑯給フ。

亦、⑯太子⑯六歳ニ⑯成給フ⑯年、⑯百濟⑯國⑯ヨリ⑯僧⑯來テ、⑯經論⑯持⑯渡レリ。⑯太子、此⑯經論ヲ⑯見ムト⑯奏シ⑯給フ。

⑯天皇⑯驚テ⑯怪ミ給テ、⑯其⑯故ヲ⑯問ヒ給フ⑯太子⑯奏シ給ハク、我⑯昔⑯漢ノ⑯國ニ⑯有シ時、⑯南岳ニ⑯住シテ⑯仏ノ道⑯修行シテ、年積タリ。⑯今此国ニ生、此ヲ⑯見ト思フト。天皇許シ給フ。然レバ、⑯太子⑯香ヲ燒、經論ヲ⑯開見給テ後、⑯奏シ⑯給ハク、⑯月ノ八日、十四日、十五日、二十二日、二十九日、三十日ヲ、⑯此ヲ六斎ノ日ト云。⑯此ノ日ニハ、梵天帝釋闇浮堤ノ⑯政ヲ見給フ。然レバ、國ノ内⑯殺生⑯可⑯止シト。⑯天皇此レヲ聞給テ、⑯天下宣旨ヲ下、⑯此ノ日殺生ヲ止⑯給フ。

亦、太子八歳ニ成給フ年⑯冬、⑯新羅國⑯ヨリ⑯仏像ヲ渡シ⑯奉ル。⑯太子⑯奏シ⑯給ハク、此、⑯西國ノ聖キ⑯釈迦如來ノ像⑯也ト。⑯亦、⑯百濟⑯國⑯ヨリ⑯曰羅ト□⑯衣着テ下⑯童部ノ中ニ⑯交ハリ、⑯難波ノ□⑯舍奉ル。⑯太子驚キ逃給フ時、⑯曰羅⑯跪テ⑯掌ヲ合テ、太子ニ向テ⑯云ク、

ト^⑯申ス間、^⑯曰羅^⑯身ヨリ^⑯光ヲ放ツ。其ノ時ニ、^⑯太子^⑯亦^⑯眉ノ間^⑯ヨリ^⑯光ヲ放^⑯給フ事^⑯曰ノ光ノ如ク也。^⑯亦、^⑯百濟國^⑯ヨリ^⑯弥勒ノ石像ヲ^⑯渡シ奉タリ。其^⑯時ニ、^⑯大臣^⑯蘇我ノ^⑯馬子ノ^⑯宿禰ト云人、^⑯此ノ来レル使ヲ受テ、^⑯家ノ東ニ^⑯寺ヲ造リ、此ヲ^⑯居ヘテ養フ。^⑯大臣、此寺ニ塔ヲ起ムト為ルニ、^⑯太子ノ^⑯宣ハク、^⑯塔ヲ起テバ、必ズ^⑯仏ノ舍利ヲ籠メ奉ルナリ。^⑯舍利一粒ヲ得、即チ^⑯瑠璃ノ壺ニ入テ^⑯塔ニ安^⑯置シテ、^⑯礼奉ル。惣テ、^⑯太子此^⑯大臣ト心ニシテ、^⑯三宝ヲ弘。

^⑯此ノ時ニ、^⑯国ノ^⑯内ニ^⑯病^⑯発テ^⑯死ル^⑯人多カリ。其時ニ、^⑯大連^⑯物部^⑯削ノ^⑯守屋、^⑯中臣ノ^⑯勝海ノ^⑯王ト云フニ人有テ、^⑯奏テ^⑯云ク、^⑯我国本ヨリ神ヲノミ貴ビ^⑯崇ム。^⑯然ルニ、近來、^⑯蘇我^⑯大臣、^⑯仏法^⑯ト云物ヲ^⑯發テ行フ。^⑯是ニ依テ、^⑯國ノ^⑯内ニ^⑯病^⑯発テ、^⑯民皆^⑯可死シ。然レバ、^⑯仏法ヲ被^⑯止テ^⑯ノミナム、^⑯人ノ命可残キト。此ニ依テ、天皇^⑯詔シテ宣、^⑯申ス所^⑯明ケシ。早ク^⑯仏法ヲ^⑯可^⑯断シト。亦、^⑯太子奏シ^⑯給ク、^⑯此ニ^⑯人ノ人、^⑯未ダ因果ヲ不悟。^⑯吉キ^⑯事[□]福忽ニ至ル。^⑯惡^⑯事ヲ政テバ^⑯過必^⑯来ル。^⑯此ニ^⑯人、^⑯必ズ^⑯過ニ^⑯会ナムトスト。然ト云ヘ^⑯共、天皇^⑯守屋ノ大連ヲ^⑯寺ニ遣テ、^⑯堂塔ヲ破り、^⑯仏經ヲ焼シム。^⑯焼残セル仏ヲバ^⑯難波ノ堀江ニ棄テツ。^⑯三人ノ尼ヲバ責^⑯打テ^⑯追出シツ。

^⑯此ノ日、^⑯雲無クシテ^⑯大風^⑯吹キ^⑯雨^⑯降ル。其時ニ、^⑯太子、今^⑯禍^⑯の發ヌト。其^⑯後ニ、世ニ^⑯瘡ノ^⑯病^⑯の發テ、^⑯病痛ム^⑯事^⑯燒^⑯割^⑯クガ^⑯如シ。然レバ、此ノ^⑯二人ノ人^⑯悔ヒ悲^⑯奏シテ^⑯云ク、此ノ^⑯病ヒ苦痛キ事^⑯難堪シ。^⑯願クハ^⑯三宝ニ祈ラムト思フ。其^⑯時ニ、^⑯勅有テ、^⑯三人ノ尼ヲ^⑯召テ、二人ヲ^⑯令祈ム。亦、^⑯改メテ^⑯寺塔ヲ^⑯造リ仏法ヲ崇ムル事本ノ如ク也。

然ル間、^⑯太子ノ御父^⑯用明^⑯天皇^⑯位ニ即^⑯給ヒヌ。^⑯詔シテ、^⑯我レ^⑯三宝ヲ^⑯帰^⑯依^⑯セムト。^⑯蘇我ノ大臣^⑯勅ヲ奏奉シテ、^⑯僧ヲ^⑯召シテ、初メテ^⑯内裏ニ入レツ。^⑯太子喜び^⑯給テ、^⑯大臣ノ手ヲ^⑯取テ^⑯涙ヲ流シテ^⑯宣ハク、^⑯三宝ノ妙ナル事、^⑯人更ニ^⑯不知。只^⑯大臣独リ我レニ^⑯心寄タリ。悦^⑯バシキ事無限シト。

而ル間、[◎]人[◎]有テ[◎]窃ニ[◎]守屋^ノ大連ニ[◎]告テ[◎]云ク、太子、蘇[□]。守屋、[◎]阿都[◎]家ニ[◎]籠居テ、[◎]軍ヲ[□][◎]助ムズ。

[◎]亦、此二人ノ、[◎]天皇ヲ呪ヒ奉ルト云フ事[◎]聞工テ、[◎]蘇我ノ大臣太子ニ申シテ、共ニ[◎]軍ヲ引将テ、[◎]守屋ヲ罰ムト為ル。[◎]守屋軍ヲ發テ、[◎]城ヲ固メテ[◎]禦キ[◎]戰フ。[◎]其軍[◎]強ク[◎]盛ニシテ、[◎]御方ノ[◎]軍[◎]怖惶[◎]二度ビ[◎]退キ[◎]返ル。其時ニ、[◎]太子ノ[◎]御[◎]年[◎]十六[◎]歳[◎]也。[◎]軍ノ後ニ打[◎]立テ、[◎]軍ノ[◎]政人、[◎]秦ノ川勝ニ[◎]示シテ宣ハク、汝チ忽ニ[◎]木ヲ取テ、[◎]四天王ノ像ニ[◎]刻テ、[◎]髮ノ[◎]上ニ指シ、[◎]鉢ノ[◎]崎ニ[◎]捧テ。[◎]願ヲ[◎]發テ宣ハク、[◎]我[◎]等ヲ此ノ[◎]戰ニ[◎]令[◎]勝[◎]給タラバ、[◎]當[◎]四天王ノ[◎]像ヲ[◎]頭シ奉リ、[◎]寺[◎]塔[◎]起ムト。[◎]蘇我ノ[◎]大臣モ[◎]亦、[◎]如此ノ[◎]願ヲ[◎]發テ[◎]戰フ間ニ、[◎]守屋ノ[◎]大連、[◎]大ナル櫟ノ[◎]木ニ[◎]登テ、[◎]誓^ノ物部ノ[◎]氏ノ[◎]大神ニ祈請テ、[◎]箭ヲ[◎]放。其ノ箭、[◎]太子ノ鑑ニ[◎]當テ落ヌ。[◎]太子、[◎]舍人[◎]迹見ノ赤博ニ[◎]仰テ、[◎]四天王ニ[◎]祈テ[◎]箭ヲ[◎]令[◎]放ム。其箭[◎]遠ク行テ、[◎]守屋ガ[◎]胸ニ[◎]當テ、[◎]逆サマニ[◎]木[◎]ヨリ[◎]落ヌ。然レバ、[◎]其軍壞ヌレバ、[◎]御方ノ軍弥ヨ[◎]責寄テ、[◎]守屋ガ[◎]頭ヲ[◎]斬ツ。其後、[◎]家ノ内ノ[◎]財ヲバ、[◎]皆[◎]寺ノ[◎]物ト[◎]成シテ、[◎]莊園ヲバ悉ク寺ノ領ト成シ、忽ニ[◎]玉造ノ[◎]岸ノ[◎]上ニ、[◎]始テ[◎]四天王寺ヲ[◎]造給ヒツ。[◎]太子ノ伯父、[◎]宗峻[◎]天王ノ位ニ即[◎]給テ、世ノ政ヲ皆太子ニ付奉り給フ。其時ニ、[◎]百濟[◎]國ノ[◎]使、[◎]阿佐[◎]ト云フ亦、[◎]太子ノ[◎]來レリ。[◎]太子ヲ[◎]拝シテ[◎]申サク、[◎]皇子[◎]來レリ。[◎]太子ヲ[◎]拝シテ[◎]申サク、[◎]敬礼救世[◎]大悲[◎]觀世[◎]音[◎]苦薩[◎]妙教々[◎]流通[◎]東方[◎]日國[◎]四十九歲[◎]伝灯演説トゾ[◎]申シケル。其間、[◎]太子ノ[◎]眉ノ間[◎]ヨリ[◎]白キ光ヲ[◎]放[◎]給フ。[◎]亦、太子、[◎]甲斐ノ國[◎]ヨリ[◎]奉レル[◎]黒キ小馬ノ[◎]四ノ足白キ有リ、其レニ[◎]乘テ、空ニ昇テ[◎]雲ニ[◎]入テ[◎]東ヲ指テ[◎]去[◎]給ス。[◎]使丸ト云フ者、[◎]御馬ノ右ニ[◎]副テ同ク昇ヌ。諸ノ[◎]人是ヲ見テ、空ヲ[◎]仰テ見喰ル事無限シ。太子、[◎]信濃ノ[◎]國ニ[◎]至給テ、[◎]御輿ノ[◎]堺ヲ[◎]廻テ、[◎]三日ヲ[◎]經テ[◎]還[◎]給ヘリ。

[◎]亦、太子ノ[◎]御姑、[◎]推古天皇[◎]位ニ即[◎]給ス。世ノ[◎]政ヲ偏ニ[◎]太子ニ任セ奉リ[◎]給フ。[◎]太子、[◎]天皇ノ御前ニシテ、[◎]袈

袈ヲ着、¹¹主尾ヲ取テ、¹²高¹³座二¹⁴登テ¹⁵勝鬘經ヲ¹⁶講ジ¹⁷給フ。¹⁸諸ノ名僧有テ、¹⁹義ヲ問フニ、²⁰説キ答フル事妙也。²¹三日講ジテ²²畢給フ²³夜、²⁴天ヨリ²⁵蓮華²⁶雨レリ。²⁷花ノ²⁸広サ²⁹三尺、³⁰地ノ上三四寸³¹満テリ。³²明ル朝ニ此ノ由ヲ³³奏ス。³⁴天皇此レヲ³⁵見給フニ、³⁶大ニ奇ミ貴ミ給事無限シ。忽ニ、³⁷其ノ地ニ³⁸寺ヲ³⁹起テツ。⁴⁰今ノ橘寺是也。⁴¹其蓮⁴²花⁴³于今彼ノ⁴⁴寺ニ有リ。

亦、⁴⁵太子、⁴⁶小野ノ⁴⁷妹子ト云フ人ヲ⁴⁸使トシテ、⁴⁹前⁵⁰身ニ⁵¹大隋ノ⁵²衡山ト云ツ⁵³妹子ニ⁵⁴教テ宣フ、⁵⁵赤県ノ南ニ⁵⁶衡山⁵⁷有リ。其ノ⁵⁸我ガ昔ノ同法共有シ、⁵⁹皆死ニケム。今⁶⁰三⁶¹人ゾ⁶²有ラム。其ニ会テ、⁶³我ガ使ト名乗テ、⁶⁴其所ニ我⁶⁵住セシ時ニ⁶⁶持セシ⁶⁷法華經ノ⁶⁸合セテ一卷ナル⁶⁹御スラヌ、詣テ可⁷⁰持⁷¹來シト。⁷²妹子、教⁷³ノ如ク⁷⁴彼ノ國ニ行テ、其所ニ至ル。⁷⁵門ニ⁷⁶一⁷⁷人⁷⁸沙弥⁷⁹有リ。妹子ヲ⁸⁰見、其ノ言ヲ聞テ返⁸¹入テ、⁸²思禪法師ノ御⁸³使、此ニ⁸⁴來レリト⁸⁵告レバ、老タル⁸⁶三⁸⁷人ノ、⁸⁸杖ヲ槌テ⁸⁹出來テ、⁹⁰喜テ妹子ニ⁹¹教テ⁹²經ヲ取セツ。⁹³妹子⁹⁴經ヲ得テ、⁹⁵持⁹⁶來テ⁹⁷太子ニ奉ル。

亦、⁹⁸太子、⁹⁹鷦¹⁰⁰ノ宮ノ¹⁰¹寢殿ノ¹⁰²傍ニ¹⁰³屋ヲ造テ¹⁰⁴夢殿ト¹⁰⁵名付テ、¹⁰⁶一日ニ¹⁰⁷三度¹⁰⁸沐浴シテ¹⁰⁹入給フ。¹¹⁰明ル朝ニ¹¹¹出給テ、¹¹²閻浮提ノ善惡ノ¹¹³事ヲ語リ給フ。亦、其ノ¹¹⁴内ニシテ¹¹⁵諸ノ經ノ疏ヲ作り¹¹⁶給フ。

或時ニ、¹¹⁷七日七夜¹¹⁸不出¹¹⁹給。戸ヲ閉テ、¹²⁰音ヲモ不聞ズ。諸ノ¹²¹人此ヲ¹²²怪ミ、其時ニ、¹²³高麗ノ¹²⁴惠茲法師ト云フ人ノ¹²⁵云ク、¹²⁶太子ハ是レ、¹²⁷三昧¹²⁸定ニ¹²⁹入り¹³⁰給ヘル也。¹³¹驚カシ奉ル事無限シ。¹³²八日ト云¹³³朝ニ¹³⁴出給ヘリ。傍ニ¹³⁵玉ノ机ノ上¹³⁶一卷ノ¹³⁷経¹³⁸有リ。太子、¹³⁹惠茲¹⁴⁰語テ宣ク、¹⁴¹我ガ前身ニ¹⁴²衡山¹⁴³有リシ時ニ、¹⁴⁴持奉リシ¹⁴⁵経、¹⁴⁶是¹⁴⁷也。¹⁴⁸去シ年、¹⁴⁹妹子ガ持來レリシ¹⁵⁰経ハ、¹⁵¹我ガ弟子ノ経也。¹⁵²三¹⁵³人ノ¹⁵⁴老¹⁵⁵僧ノ¹⁵⁶我ガ¹⁵⁷納メ所ヲ不知シテ、¹⁵⁸異¹⁵⁹経ヲ遣タリシカバ、¹⁶⁰我ガ¹⁶¹魂遣テ取タル¹⁶²也ト。¹⁶³其経ト見合スルニ、此ニハ¹⁶⁴無キ文字¹⁶⁵一¹⁶⁶ツ有リ。¹⁶⁷此ノ¹⁶⁸経モ¹⁶⁹一卷ニ¹⁷⁰書ケリ。¹⁷¹黄紙¹⁷²ノ¹⁷³軸也。亦、¹⁷⁴百濟¹⁷⁵國¹⁷⁶ヨリ¹⁷⁷道欣ト云フ¹⁷⁸僧¹⁷⁹等¹⁸⁰十人¹⁸¹來テ、太子ニ¹⁸²仕ル。¹⁸³前ノ世ニ、¹⁸⁴衡山¹⁸⁵ニシテ¹⁸⁶法花¹⁸⁷經¹⁸⁸説¹⁸⁹給ヒケル時、¹⁹⁰我等¹⁹¹盧岳¹⁹²道士¹⁹³トシテ、¹⁹⁴時々¹⁹⁵參ツ、¹⁹⁶聞シハ我等¹⁹⁷也¹⁹⁸ト申ス。

次¹⁶年、¹⁷妹¹⁸子¹⁹亦²⁰唐²¹二渡²²元、²³衡山²⁴行²⁵タリケルニ、²⁶前ニ有シ²⁷三人ノ老²⁸僧、²⁹一人ハ死ニケリ。今³⁰一人³¹残テ³²語

テ³³云³⁴ク、³⁵去³⁶シ年³⁷ノ³⁸秋、³⁹汝⁴⁰ガ⁴¹国⁴²ノ太子、⁴³青竜⁴⁴ノ車⁴⁵ニ⁴⁶乗⁴⁷テ⁴⁸五百人⁴⁹ヲ⁵⁰隨⁵¹テ、⁵²東⁵³ノ⁵⁴方⁵⁵ヨリ⁵⁶空⁵⁷ヲ⁵⁸謡⁵⁹テ、⁶⁰古⁶¹キ室⁶²ノ内

ニ⁶³挿⁶⁴メル⁶⁵一卷⁶⁶ノ經⁶⁷ヲ⁶⁸取⁶⁹テ、⁷⁰雲⁷¹ヲ⁷²去⁷³給⁷⁴ヒニキト⁷⁵云⁷⁶ヲ⁷⁷聞⁷⁸ニゾ、⁷⁹太子⁸⁰ノ⁸¹夢殿⁸²ニ⁸³入⁸⁴テ⁸⁵七日七夜不出給リシハ然⁸⁶也⁸⁷ケリト知ル。

亦、⁸⁸太子⁸⁹ノ⁹⁰御⁹¹、⁹²拍手⁹³ノ氏、⁹⁴傍⁹⁵候時⁹⁶ニ、⁹⁷太子⁹⁸宣⁹⁹ハク、¹⁰⁰汝¹⁰¹チ、我ニ隨¹⁰²テ、年来¹⁰³一¹⁰⁴事¹⁰⁵ヲ¹⁰⁶不違リツ。此レ¹⁰⁷幸

也。¹⁰⁸我が¹⁰⁹死¹¹⁰ナム¹¹¹曰¹¹²ハ¹¹³穴¹¹⁴ヲ同クシテ共ニ¹¹⁵可¹¹⁶埋¹¹⁷シト。¹¹⁸妃¹¹⁹ノ¹²⁰云¹²¹ク、¹²²万歳¹²³千秋¹²⁴ノ間、¹²⁵朝暮ニ仕ラムトコソ¹²⁶思¹²⁷給¹²⁸ツルニ、¹²⁹何¹³⁰今日¹³¹終¹³²ノ事¹³³ヲバ示¹³⁴シ¹³⁵給¹³⁶フゾト。¹³⁷太子¹³⁸ノ宣¹³⁹ハク、¹⁴⁰初メ有ル¹⁴¹者、¹⁴²必¹⁴³終有リ。生ズルハ¹⁴⁴死ス。此レ¹⁴⁵人¹⁴⁶ノ常ノ道¹⁴⁷也。我レ昔シ¹⁴⁸多ノ¹⁴⁹身¹⁵⁰ヲ受¹⁵¹テ¹⁵²仏¹⁵³ノ道¹⁵⁴ヲ勤¹⁵⁵行¹⁵⁶シキ。¹⁵⁷僅ニ¹⁵⁸小國¹⁵⁹ノ太子¹⁶⁰トシテ、¹⁶¹妙ナル¹⁶²義¹⁶³ヲ¹⁶⁴弘メ、¹⁶⁵法¹⁶⁶無キ所ニ¹⁶⁷乘¹⁶⁸ノ理¹⁶⁹ヲ¹⁷⁰説¹⁷¹此¹⁷²ヲ¹⁷³聞¹⁷⁴テ、¹⁷⁵涙¹⁷⁶ヲ¹⁷⁷流¹⁷⁸シテ、此¹⁷⁹ノ旨¹⁸⁰ヲ¹⁸¹承¹⁸²ハル。

亦、¹⁸³太子¹⁸⁴□¹⁸⁵辺、¹⁸⁶飢タル人¹⁸⁷臥¹⁸⁸セリ。乗給ヘル¹⁸⁹黒¹⁹⁰ノ少馬¹⁹¹不歩シテ¹⁹²留¹⁹³ル。¹⁹⁴太子¹⁹⁵馬¹⁹⁶ヨリ¹⁹⁷下¹⁹⁸テ、此¹⁹⁹ノ²⁰⁰飢²⁰¹人²⁰²ト²⁰³談²⁰⁴ヒ²⁰⁵給²⁰⁶、²⁰⁷紫²⁰⁸ノ²⁰⁹御²¹⁰衣²¹¹ヲ²¹²脱²¹³テ²¹⁴獨²¹⁵給²¹⁶テ、²¹⁷歌²¹⁸ヲ²¹⁹給²²⁰フ、

志太²²¹弓²²²留²²³耶²²⁴、²²⁵加太平加耶末尔²²⁶、²²⁷伊比尔²²⁸宇惠²²⁹弓²³⁰、²³¹布世留²³²太比²³³々度²³⁴、²³⁵阿和連²³⁶於耶那志²³⁷

其時ニ、²³⁸飢人²³⁹頭²⁴⁰ヲ持²⁴¹上²⁴²テ、²⁴³返²⁴⁴歌²⁴⁵ヲ奉²⁴⁶、

④伊加留加耶 ④度美乃乎加波乃 ④太衣波古曾 ④和加平保岐美乃 ④美奈波 ④和須礼女

④太子²⁴⁷宮²⁴⁸ニ返²⁴⁹給²⁵⁰テ²⁵¹後²⁵²ニ、²⁵³此²⁵⁴ノ²⁵⁵人²⁵⁶死²⁵⁷ケリ。²⁵⁸太子²⁵⁹悲²⁶⁰ビ給²⁶¹テ、此²⁶²ヲ²⁶³令²⁶⁴葬²⁶⁵給²⁶⁶ツ。其²⁶⁷時²⁶⁸ニ大臣²⁶⁹等、²⁷⁰此²⁷¹ノ事²⁷²ヲ不受²⁷³シテ²⁷⁴謗²⁷⁵ル²⁷⁶人、²⁷⁷七²⁷⁸人²⁷⁹有²⁸⁰リ。²⁸¹太子²⁸²此²⁸³七人²⁸⁴ヲ²⁸⁵、²⁸⁶宣²⁸⁷ハク、彼²⁸⁸片岡山²⁸⁹ニ行²⁹⁰テ²⁹¹見²⁹²ヨト。然レバ、²⁹³行²⁹⁴テ²⁹⁵見²⁹⁶ルニ、²⁹⁷屍²⁹⁸無²⁹⁹シ。³⁰⁰棺³⁰¹ノ内³⁰²甚³⁰³大³⁰⁴醜³⁰⁵バシ。是³⁰⁶ヲ³⁰⁷見³⁰⁸テ、³⁰⁹皆³¹⁰驚³¹¹キ³¹²怪³¹³ブ。

然ル間、³¹⁴太子³¹⁵、³¹⁶鷦³¹⁷宮³¹⁸ニ³¹⁹御³²⁰坐³²¹テ³²²妃³²³ニ³²⁴語³²⁵シ³²⁶給³²⁷フ。³²⁸我³²⁹レ、³³⁰今³³¹夜、世³³²ヲ³³³去³³⁴ナムトスト³³⁵宣³³⁶テ、³³⁷沐浴³³⁸シ³³⁹洗³⁴⁰頭³⁴¹シ³⁴²給³⁴³テ、³⁴⁴淨³⁴⁵キ³⁴⁶衣³⁴⁷ヲ³⁴⁸着³⁴⁹テ、妃³⁵⁰ト³⁵¹床³⁵²ヲ³⁵³并³⁵⁴テ³⁵⁵臥³⁵⁶給³⁵⁷ヌ。³⁵⁸明ル³⁵⁹朝³⁶⁰ニ久³⁶¹不起³⁶²給³⁶³。人々怪ムデ大殿ノ戸ヲ³⁶⁴開³⁶⁵テ³⁶⁶見³⁶⁷ルニ、

妃ト^⑩共ニ隱レ給ヒニケリ。其ノ^⑪貞、^⑫生給ヘリシ^⑬如シ。^⑭香殊ニ^⑮馥バシ。^⑯年四十九^⑰也。

其^⑲終リ給フ^⑳日、^㉑黒小馬^㉒嘶キ^㉓呼テ、^㉔水^㉕草ヲ^㉖不飲食シテ、^㉗死。^㉘其骸ヲバ^㉙埋ツ。亦、^㉚太子隱レ給フ日、^㉛衡山ヨリ持亘^㉜給ヘリシ一卷ノ^㉝經モ^㉞失。定テ亦具シ奉リ給ヘルナルベシ。^㉟今ノ世ニ^㉟有ハ、前ニ^㉟妹子ガ^㉟持亘^㉟レリシ經^㉟也。

^㉟新羅ヨリ渡リ給ヘリシ^㉟釈迦ノ像ハ、^㉟今ニ^㉟興福寺ノ^㉟東^㉟金^㉟堂ニ^㉟在マス。^㉟百濟国ヨリ渡リ給ヘリシ弥勒ノ^㉟石像ハ、^㉟今古京ノ^㉟元興寺ノ^㉟東ニ^㉟在ス。太子ノ作り給ヘル自筆ノ法華經ノ疏ハ、今鷦寺ニ有リ。多ノ年ヲ積メリト云ヘドモ、損ズル事無シ。

亦、^㉟太子ニ^㉟三ノ名在ス。^㉟一ハ^㉟廄戸ノ^㉟皇子、^㉟廄ノ^㉟戸辺ニ^㉟シテ^㉟生レ^㉟給ヘバト也。^㉟二ハ^㉟八耳ノ^㉟皇子、數^㉟人ハ^㉟一度ニ^㉟申ス事^㉟善ク^㉟聞テ^㉟一言モ^㉟不漏^㉟載リ^㉟給ヘレバ^㉟也。^㉟三ハ^㉟聖徳^㉟太子、教ヲ^㉟弘メ^㉟人ヲ度シ^㉟給ヘレバ^㉟也。亦、^㉟上宮^㉟太子^㉟ト申ス。^㉟推古天皇ノ御代ニ、^㉟太子ヲ^㉟王^㉟宮ノ南ニ^㉟令^㉟住テ^㉟国政ヲ任セ奉リシニ^㉟依テ^㉟也。

此ノ朝ニ仏法ノ伝ハル事ハ、太子ノ御世ヨリ弘メ給ヘル也。不然ハ、誰カハ仏法名字ヲモ聞カム。心有ラム人ハ、必報ジ可奉シトナム語リ伝ヘタルト也。

對 ^{番号}						共通語辞	書名
⑥	⑤	④	③	②	①	聖徳	書日本紀
○	○	○	○	○	○	記靈異	伝太子
○	○	○	○	○	○	絵詞宝	種往來記生
○	○	○	○	○	○	驗法記華	物今語昔

對 ^{番号}						共通語辞	書名
505	504	503	502	501	500	給ヘリ	書日本紀
給又	位二即	推古天皇	御姑	亦	亦	記靈異	伝太子
○	○	○	○	○	○	絵詞宝	種往來記生
○	○	○	○	○	○	驗法記華	物今語昔

(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)
我ガ胎ハ垢穢	云	家ハ西ニ有リ	也	我ハ救世ノ菩薩	僧	誰	宿ム	胎	御	暫ク	有	我ハ世ヲ救	云	金色ナル僧	夢ニ	夫人	母	初メ	腹ニ生セ給ヘル御子ナリ	真人
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(526)	(525)	(524)	(523)	(522)	(521)	(520)	(519)	(518)	(517)	(516)	(515)	(514)	(513)	(512)	(511)	(510)	(509)	(508)	(507)	(506)
天ヨリ	夜	畢	講ジテ	三日	説キ答フル事妙也	義ヲ問フ	諸ノ名僧	給フ	講ジ	勝鬘經ヲ	登テ	座ニ	高	主尾ヲ	袈裟ヲ着	天皇ノ御前ニシテ	太子	給フ	太子ニ	政ヲ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)
廻リ	宮ノ内ヲ	夫人	正月ノ一日	年	位二即給ヘル	敏達天皇	懷妊シヌ	如ク	物ヲ	喉中ニ	後	覚ヌ	見テ	入	中ニ	口	踊	我垢穢ヲ不厭	僧	何ゾ宿リ
○	○				○															
○	○				○															
○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(547)	(546)	(545)	(544)	(543)	(542)	(541)	(540)	(539)	(538)	(537)	(536)	(535)	(534)	(533)	(532)	(531)	(530)	(529)	(528)	(527)
于今	花	其	也	是	今ノ橋寺	起テツ	寺ヲ	其ノ地	大ニ奇ミ	見給フ	天皇	奏ス	明ル朝	満テリ	地	三尺	広サ	花ノ	雨レリ	蓮華
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)
朝二	二月ノ十五日	明ル 一年	四月ノ後	馥シ	身	御	照ス	殿ノ内ヲ	光リ	黄	赤	俄二	入ル	寝殿二	懷テ	給ヘリ	生レ	程二	至ル	行テ
																	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
								○	○	○	○	○								
							○	○	○	○	○									
							○	○	○	○	○									
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(568)	(567)	(566)	(565)	(564)	(563)	(562)	(561)	(560)	(559)	(558)	(557)	(556)	(555)	(554)	(553)	(552)	(551)	(550)	(549)	(548)
我ガ使ト名乗テ	有ラム	人ゾ	三	皆死ニケム	我ガ昔ノ同法	有リ	衡山	赤県ノ南ニ	教テ宣フ	妹子ニ	衡山	大隋ノ	身ニ	前	使トシテ	妹子	小野	太子	亦	寺ニ有リ
																	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	
				○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	
				○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70
天皇	給フ	奏シ	見ム	経論	太子	渡レリ	持	経論	来テ	僧	ヨリ	国	百濟	年	成給フ	六歳ニ	太子	給フ	南無仏ト	掌ヲ合テ東ニ向テ
○		○	○	○	○		○	○				○	○						○	○
		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○		○	○		○		○				○	○	○	○	○	○	○			
○		○	○		○		○				○	○	○	○	○	○	○			
○		○	○		○		○				○	○	○	○	○	○	○			
○		○	○		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

589	588	587	586	585	584	583	582	581	580	579	578	577	576	575	574	573	572	571	570	569
使	思禪法師	入テ	見	有リ	沙弥	人	一	門二	至ル	彼ノ	ノ如ク	妹子	来	持	御ス	合セテ一巻ナル	法華經	持セシ	住セシ時ニ	其
○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
								○			○	○					○	○		
								○			○	○					○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(11)	(10)	(109)	(108)	(107)	(106)	(105)	(104)	(103)	(102)	(101)	(100)	(99)	(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(91)
奏シ	開見	香ヲ焼	太子	見ト	今	修行シテ	仏ノ道	住シテ	南岳ニ	有シ	国	漢ノ	昔	奏シ	太子	問ヒ	故ヲ	其	怪ミ	驚テ
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○				
	○	○																		
					○	○	○	○	○			○	○	○		○			○	
					○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(610)	(609)	(608)	(607)	(606)	(605)	(604)	(603)	(602)	(601)	(600)	(599)	(598)	(597)	(596)	(595)	(594)	(593)	(592)	(591)	(590)
夢殿ト	屋ヲ造テ	傍ニ	寝殿ノ	鶴ノ宮	太子	太子ニ奉ル	来テ	持	経	妹子	経ヲ取セ	教テ	喜テ	出	杖ヲ槌テ	人	三	老タル	告レバ	来レリ
				○						○										
	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○			○		○	
	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	
					○				○	○		○	○	○		○		○	○	
					○				○	○		○	○	○		○		○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	

(132)	(131)	(130)	(129)	(128)	(127)	(126)	(125)	(124)	(123)	(122)	(121)	(120)	(119)	(118)	(117)	(116)	(115)	(114)	(113)	(112)
西国ノ	給ハク	奏シ	太子	奉ル	仏像ヲ	ヨリ	新羅国	冬	給フ	此ノ日殺生ヲ止	天下宣旨ヲ下	天皇	止	可シ	殺生	政ヲ見	此ノ日ニハ梵天帝釈	此ヲ六斎	給ハク	
○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(631)	(630)	(629)	(628)	(627)	(626)	(625)	(624)	(623)	(622)	(621)	(620)	(619)	(618)	(617)	(616)	(615)	(614)	(613)	(612)	(611)
怪ミ	人	音	戸ヲ閉テ	給	不出	七日七夜	或	給フ	諸ノ經ノ疏ヲ作り	内ニ	亦	事ヲ語リ	閻浮提ノ	出給テ	明ル朝ニ	入	沐浴シテ	三度	一	名付
○	○	○			○			○			○			○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○		○	○			○						○	○	○	○	○	
○	○	○	○		○	○			○						○	○	○	○	○	
○	○	○	○		○	○			○						○	○	○	○	○	
○	○	○	○		○	○			○						○	○	○	○	○	

(153)	(152)	(151)	(150)	(149)	(148)	(147)	(146)	(145)	(144)	(143)	(142)	(141)	(140)	(139)	(138)	(137)	(136)	(135)	(134)	(133)
申ス	伝灯東方栗散王	観世音	敬礼救世	云ク	掌ヲ合テ	跪テ	日羅	太子驚キ	舍	難波ノ	交ハリ	童	衣着テ	日羅	ヨリ	国	百済	亦	也	釈迦像
.
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(62)	(65)	(60)	(64)	(63)	(67)	(66)	(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(60)	(63)	(62)	(61)	(60)	(63)	(64)	(63)	(62)
有リシ時	衡山	我ガ前身ニ	語テ	恵慈	有リ	経	一巻ノ	玉ノ机ノ上	出給ヘリ	朝ニ	八日	驚カシ奉ル事	給ヘル	入り	定	三昧	太子	云ク	恵茲法師	高麗ノ
.
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(174)	(173)	(172)	(171)	(170)	(169)	(168)	(167)	(166)	(165)	(164)	(163)	(162)	(161)	(160)	(159)	(158)	(157)	(156)	(155)	(154)
宿禰	馬子	蘇我	大臣	時二	渡シ	弥勒ノ石像	ヨリ	国	百濟	亦	日ノ光ノ如ク	給フ	光ヲ放	ヨリ	眉ノ間	亦	太子	光ヲ放ツ	身	日羅
○	○	○			○	○														
	○	○			○	○		○		○		○		○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
												○	○	○	○	○	○	○	○	○
												○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(673)	(672)	(671)	(670)	(669)	(668)	(667)	(666)	(665)	(664)	(663)	(662)	(661)	(660)	(659)	(658)	(657)	(656)	(655)	(654)	(653)
無キ 字	其経ト見合スルニ	也	魂遣テ取タル	我ガ	経	異	納メ所ヲ不知シテ	我ガ	僧	老	人	三	我ガ弟子ノ経也	経	妹子ガ持來レリシハ	去シ年	也	是	経	持
○					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(15)	(194)	(193)	(192)	(191)	(190)	(189)	(188)	(187)	(186)	(185)	(184)	(183)	(182)	(181)	(180)	(179)	(178)	(177)	(176)	(175)
病	内二	国ノ	此ノ時ニ	三宝ヲ弘	大臣ト心一ニシテ	太子	礼	置シテ	塔ニ	瑠璃ノ壺ニ入テ	舍利一粒ヲ得	仏ノ舍利	塔	宣ハク	太子ノ	大臣此寺ニ塔ヲ起ム	居ヘテ	寺ヲ造リ	家ノ東	此ノ
	○	○	○																○	
	○	○					○			○	○	○				○			○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(694)	(693)	(692)	(691)	(690)	(689)	(688)	(687)	(686)	(685)	(684)	(683)	(682)	(681)	(680)	(679)	(678)	(677)	(676)	(675)	(674)
法花	ニテ	衡山	前ノ世ニ	仕ル	来テ	十人	等	僧	道欣	ヨリ	国	百濟	亦	軸	黄紙	書ケリ	一巻ニ		経モ	此ノ
					○		○	○				○								
					○	○	○	○				○	○	○	○	○				
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196
発 テ 行 フ	ト云	仏法	大臣	蘇我	然ル	崇ム	我国本ヨリ神ヲノミ	云ク	奏テ	王	勝海	中臣	守屋	弓削	物部	大連	多カリ	人	死ル	発 テ
	○	○	○					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

715	714	713	712	711	710	709	708	707	706	705	704	703	702	701	700	699	698	697	696	695
三	前	行タリ	衡山二	唐ニ渡テ	亦	妹子	年	ト申ス	也	聞シ	参ツ、	時々	道士	盧岳	我等	時	給ヒ	説	経	
	○	○	○			○			○		○		○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉝	㉞	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟
二	此	給ク	太子奏シ	断	可	仏法ヲ	明ケシ	申ス所	詔シテ	人ノ命可残キト	ノミナム	止テ	仏法ヲ	可	皆	民	発テ	病	内ニ
									○						○	○		○	
															○	○		○	
																○	○		○
																	○	○	
																	○	○	
																	○	○	
																	○	○	
																	○	○	
																	○	○	
																	○	○	
																	○	○	
																	○	○	
																	○	○	

㉛	㉜	㉝	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟
去	雲ヲ	一巻ノ経ヲ取テ	古キ室ノ内ニ	空ヲ踏テ	ヨリ	方	東ノ	五百人ヲ隨テ	乗テ	青竜ノ車ニ	國ノ太子	汝ガ	秋	去シ年	云ク	語テ	残テ	一人	二人

23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
燒残セル 仏ヲバ	仏経ヲ 焼シ	堂塔ヲ	寺ニ遺テ	守屋ノ大連ヲ	共	会ナム	過	必ズ	人	二	此	来ル	過	事	惡	福	至ル	事	吉キ	未ダ因果ヲ 不悟	人			
		O			O	O	O					O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	
O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	
,																								
O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	

53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
日	ナム	死	我ガ	也	幸	不違		事	一	汝ヂ	宣ハク	太子	候	傍	拍手ノ氏	御	太子	也ト	入テ	夢殿二	云		
		O	O	O	O	O	O	O	O	O						O							
O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O
O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O
O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O
O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O

(79)	(80)	(81)	(82)	(83)	(84)	(85)	(86)	(87)	(88)	(89)	(90)	(91)	(92)	(93)	(94)	(95)	(96)	(97)	(98)	
焼	事	病痛ム	発テ	病	瘡	後二	発ヌ	禍	太子	降ル	雨	吹キ	風	大	雲無クシテ	此ノ日	追出シツ	打	三人ノ尼ヲバ	難波ノ堀江ニ棄テツ
○			○	○						○		○		○	○	○				○
○			○	○			○	○		○		○		○	○	○				○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(78)	(79)	(80)	(81)	(82)	(83)	(84)	(85)	(86)	(87)	(88)	(89)	(90)	(91)	(92)	(93)	(94)	(95)	(96)	(97)	
也	人ノ常ノ道	死ス	終有リ	必	者	初メ有ル	太子	給フ	終ノ事ヲ	今日	何ニ	思給	朝暮ニ仕ラムトコン	千秋	万歳	云ク	妃ノ	埋	可シ	穴ヲ同クシテ共ニ
○	○	○	○		○	○		○		○		○		○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220
用明	太子ノ御父	造リ	寺	改メテ	亦	令祈ム	召テ	三人ノ尼ヲ	勅有テ	時ニ	三宝ニ祈ラム	願クハ	難堪シ	病ヒ苦痛キ事	云ク	奏シテ	悔ヒ悲デ	二ノ人	如シ	割ク
	○																		○	
	○																		○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819
黒馬	臥セリ	飢タル人	辺	太子	承ハル	涙ヲ流シテ	説	法無キ所ニ一乗ノ	弘メ	義ヲ	妙ナル	トシテ	小国ノ	僅ニ	行	道	仏ノ	身ヲ	多ノ	我レ昔シ
	○	○	○	○																
	○			○																
	○	○	○	○	○													○	○	
	○	○	○	○	○	○												○	○	
	○	○	○	○	○	○	○											○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○	○	

320	321	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309	308	307	306	305	304	303	302	301
事	三宝ノ妙ナル	宣ハク	涙ヲ	取テ	大臣ノ手ヲ	太子喜ビ	内裏ニ入レツ	召シテ	僧ヲ	勅	蘇我ノ大臣	セム	衣	帰	三宝	我レ	詔シテ	給ヒヌ	位ニ即	天皇
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

12	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	
伊比尔	加太平加耶末尔	耶	弓留	給フ	歌ヲ	給テ	覆	脱	衣	御	紫ノ	給	談ヒ	飢人	下	ヨリ	馬	太子	留ル	不歩シテ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

34	31	30	33	32	37	35	36	31	33	32	31	30	32	27	32	35	34	24	22	27
軍ヲ引将テ	蘇我ノ大臣太子ニ	聞工	天皇ヲ呪ヒ奉ルト云フ	亦	助ム	軍ヲ	籠居テ	家ニ	阿都	云ク	告テ	大連	守屋	窃ニ	有テ	人	心寄タリ	大臣	不知	人
										O		O	O		O					
										O		O	O		O		O	O	O	O
										O		O	O		O		O	O	O	O
O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O		O	O	O		O	O	O	O	O
O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O		O	O	O		O	O	O	O	O

31	30	33	32	37	35	36	34	33	32	31	30	32	27	32	35	34	24	22	27	
礼	和須	波	奈	美	和加乎保岐美乃	太衣波古曾	度美乃乎加波乃	伊加留加	歌	返	上テ	頭ヲ	飢人	於耶那志	阿和連	比度	太比	布世留	弓	宇惠
O	O	O	O	O	O	O	O	O							O	O	O		O	
O	O	O	O	O	O	O	O	O						O	O	O	O	O	O	
O	O	O	O	O	O	O	O	O						O	O	O	O	O	O	
O	O	O	O	O	O	O	O	O						O	O	O	O	O	O	
O	O	O	O	O	O	O	O	O						O	O	O	O	O	O	
O	O	O	O	O	O	O	O	O						O	O	O	O	O	O	
O	O	O	O	O	O	O	O	O						O	O	O	O	O	O	
O	O	O	O	O	O	O	O	O						O	O	O	O	O	O	
O	O	O	O	O	O	O	O	O						O	O	O	O	O	O	
O	O	O	O	O	O	O	O	O						O	O	O	O	O	O	
O	O	O	O	O	O	O	O	O						O	O	O	O	O	O	

(353)	(362)	(361)	(360)	(359)	(358)	(357)	(356)	(355)	(354)	(353)	(352)	(351)	(350)	(349)	(348)	(347)	(346)	(345)	(344)	(343)
也	歳	十六	年	御	太子	時二	返ル	退キ	三度ビ	怖惶	軍	御方ノ	盛ニシテ	強ク	其軍	戦フ	禦キ	城ヲ	守屋軍ヲ発テ	守屋
									○ ○ ○ ○											
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○	○	○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○												
○	○	○	○	○	○	○	○	○												

(362)	(361)	(360)	(359)	(358)	(357)	(356)	(355)	(354)	(353)	(352)	(351)	(350)	(349)	(348)	(347)	(346)	(345)	(344)	(343)	(342)
人	七	人	誇ル	此ノ事ヲ	等	大臣	時二	給ツ	葬	令	悲ビ	太子	死ケリ	人	此ノ	後二	給テ	宮ニ返	太子	女
									○		○ ○ ○ ○ ○							○		
											○ ○ ○ ○ ○					○			○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	

384	383	382	381	380	379	378	377	376	375	374	373	372	371	370	369	368	367	366	365	364
給タラバ	勝	令	戦二	等ヲ	我	発テ	願	捧テ	崎二	鉢ノ	上二	刻テ	四天王ノ像	木ヲ取テ	示シテ宣ハク	秦ノ川勝	政人	軍ノ	立テ	軍ノ後二
	○	○		○	○									○	○					○
	○	○		○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

383	382	381	380	379	378	377	376	375	374	373	372	371	370	369	368	367	366	365	364	363
御坐テ	鶴宮	太子	怪ブ	驚キ	皆	見テ	馥バシ	甚ダ	棺ノ内	無シ	屍	見ル	行テ	見ヨ	二行テ	片岡	宣ハク	此	太子	有リ
	○									○	○									
										○	○									
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

物部	誓テ	登テ	木ニ	大ナル	大連	守屋	戦フニ	発テ	願ヲ	如此	亦	大臣	蘇我	起ム	塔	寺	顕シ	像	四天王	当
										○				○	○	○	○	○	○	○
																				○
	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	
	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	
	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	
	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	

久ク	朝	明ル	給ヌ	臥	并テ	床ヲ	着テ	衣ヲ	淨キ	給テ	洗頭シ	沐浴シ	宣テ	去ナム	夜	今	我レ	給フ	語シ	妃ニ
	○	○	○	○		○	○	○	○						○		○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(45)	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	(57)	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)	(63)	(64)	(65)
落 ヌ	ヨリ	木	逆 サマニ	胸 ニ当テ	遠 ク	放	令	箭 ヲ	祈 テ	四 天王	仰 テ	迹 見 ノ赤 樽ニ	舍 人	太子	當 テ	太子 ノ鎧 ニ	放	箭 ヲ	大 神	氏
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(95)	(96)	(97)	(98)	(99)	(100)	(101)	(102)	(103)	(104)	(105)	(106)	(107)	(108)	(109)	(110)	(111)	(112)	(113)	(114)	(115)
水	呼 テ	嘶 キ	黒 馬	日	終 リ給 フ	也	年 四 十九	馥 バ シ	香 殊 ニ	如 シ	生	貞	其 ノ	共 ニ隠 レ給 ヒニケリ	見 ルニ	開 テ	殿 ノ戸 ヲ	人々怪 ムデ	給	不起
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)
天王ノ位ニ即	宗峻	太子ノ	造	四天王寺	始テ	上ニ	岸ノ	玉造ノ	莊園ヲバ	成シ	物	寺ノ	皆	財	家ノ内ノ	斬ツ	頭ヲ	守屋ガ	責	其軍壞又
	○		○	○																
						○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	
	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(946)	(945)	(944)	(943)	(942)	(941)	(940)	(939)	(938)	(937)	(936)	(935)	(934)	(933)	(932)	(931)	(930)	(929)	(928)	(927)	(926)
金	東	興福寺	今ニ	釈迦ノ像	新羅ヨリ	也	持	妹子ガ	有ハ	今	失	経	給ヘリシ	衡山ヨリ持	太子隠レ給フ日	埋ツ	其骸ヲ	死	不食	草
	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○
						○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○
	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○
						○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○

460	461	462	463	464	465	466	467	468	日国	東方	流通	妙教	菩薩	音	觀世	大悲	敬礼救世	申サク	太子ヲ	来レリ	皇子	ト云フ	阿佐	使	国	百濟	給	
伝灯演説	四十九歳																											
																					○		○			○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○								○	○				○	○		○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	
八耳	二八	給ヘバ	生レ	ニシテ	戸	廐	皇子	廐戸	一八	三ノ名	太子ニ	在ス	東	元興寺	古京	今	石像	百濟國	在マス	堂									
										○	○	○	○	○															
○		○								○	○	○	○	○															
○		○								○							○	○	○	○	○				○	○			
		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○			
○																	○	○											
○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

副	御馬ノ右ニ	使丸	給ヌ	去	東	入テ	雲ニ	乗テ	四ノ足白キ	黒キ一馬	奉レル	ヨリ	甲斐ノ国	給フ	放	白キ光ヲ	ヨリ	眉ノ間	太子	申シ
.
○	○	○		○	○		○	○	○	○			○		○	○		○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

ト申ス	太子	上宮	也	給	人ヲ度シ	弘メ	太子	聖徳	三八	也	給	載リ	不漏	一言	聞テ	善ク	申ス事	一	人	皇子
.
○	○	○					○						○		○	○	○	○	○	
	○						○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	
○	○														○	○	○	○	○	
															○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
															○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
															○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(49)	人																		
(50)	信濃																		
(51)	仰テ見																		
(52)																			
(53)	国																		
(54)	至																		
(55)																			
(56)	御輿ノ																		
(57)	堺																		
(58)	廻テ																		
(59)	三日																		
(60)	還																		
合計	也	依テ	國政ヲ	住	令テ	宮ノ南ニ	王	太子ヲ	推古天皇ノ御代ニ										
三六						○	○												
四五						○													
五六							○												
六九	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
七三																			
八九																			
九七	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

「今昔物語」と他余の各書（各条で掲げる「今昔物語」以外の各書の意、以下同様。当条では「日本書紀」「靈異記」「太子伝暦」「三宝絵詞」「往生極楽記」「法華驗記」の各書）との対応条における「共通語辞」が、それら他余の各書に如何ように現われるかを検することにより、「今昔物語」と、それら他余の各書との密接性の度合を客観的に把握しうる、との見地から次下の論述を展開する。

さて、当条におけるそうした調査結果を示すと、「日本書紀」は一三八例（約13・8%）、「共通語辞」の合計数に占める比率、以下同様。）、「靈異記」は四五例（約4・5%）、「太子伝暦」は五九四例（約59・5%）、「三宝絵詞」は八八九例（約89・1%）、「法華驗記」は二一九例（約21・9%）となる。

これにより、それら各書と、「今昔物語」との密接性の度合、別言すれば、それら各書の「今昔物語」への書承の度合（書承度）は、「三宝絵詞」が最も高く、それに「太子伝暦」「往生極楽記」「法華驗記」「日本書紀」「靈異記」の

順で続き、『靈異記』が最も低いことを理会しうる。

さらに『今昔物語』と他余の各書との対応条における上述の「共通語辞」の中で、特に『今昔物語』と他余の各書中の一書との、二書にのみ共通する語辞（以下、「今昔物語」共通語辞」と仮称し、）が、それら各書に如何ように現われるかを検討してみると、次のような結果が得られる。

△『日本書紀』——『今昔物語』＼…………④、⑦8、⑨5、⑪4、

△『靈異記』——『今昔物語』＼…………ナシ

△『太子伝暦』——『今昔物語』＼…………⑤6、⑩6、⑩8、⑪1、⑬0、⑭2、④5、⑤0、②0、④0、⑫3、⑭0、⑤9、⑤8、⑦9、⑥04、⑥65、⑪5、⑦17、⑦30、⑦62、⑧39、

△⑪7、⑪44、⑨46、⑨48、⑪55、の二九例

△『三宝絵詞』——『今昔物語』＼…………③、⑤、⑦、⑨、⑪、⑬、⑭、⑪8、⑭6、⑫3、⑤3、⑦2、⑦3、⑦5、⑧0、⑧1、⑧4、⑧9、⑪2、
⑪8、⑫3、⑫6、⑬1、⑬4、⑬3、⑬8、⑭0、⑭2、⑬3、⑬5、⑬6、⑬0、⑬2、⑬4、⑬5、⑬6、⑬7、⑬8、⑬20、⑬22、⑬24、⑬27、⑬29、⑬30、⑬25、
⑬36、⑬36、⑬37、⑬38、⑬39、⑬31、⑬35、⑬36、⑬38、⑬40、⑬46、⑬51、⑬59、⑬62、⑬63、⑬65、⑬67、⑬69、⑬70、⑬75、
⑬77、⑬79、⑬81、⑬82、⑬85、⑬87、⑬89、⑬91、⑬94、⑬96、⑬98、⑬206、⑬209、⑬211、⑬213、⑬215、
⑬313、⑬317、⑬319、⑬321、⑬324、⑬329、⑬331、⑬335、⑬336、⑬338、⑬344、⑬346、⑬351、⑬359、⑬362、
⑬363、⑬365、⑬367、⑬369、⑬373、⑬375、⑬380、⑬381、⑬384、⑬387、⑬388、⑬390、⑬406、⑬415、
⑬417、⑬419、⑬425、⑬427、⑬432、⑬436、⑬438、⑬445、⑬446、⑬448、⑬450、⑬453、⑬456、⑬457、⑬460、
⑬469、⑬472、⑬475、⑬477、⑬478、⑬483、⑬486、⑬489、⑬491、⑬493、⑬496、⑬498、⑬500、⑬502、
⑬505、⑬508、⑬510、⑬513、⑬518、⑬521、⑬526、⑬530、⑬537、⑬545、⑬549、⑬553、⑬559、⑬566、
⑬568、⑬574、⑬578、⑬583、⑬586、⑬587、⑬591、⑬594、⑬598、⑬602、⑬609、⑬617、⑬618、⑬620、
⑬621、⑬623、⑬624、⑬627、⑬629、⑬632、⑬639、⑬643、⑬652、⑬655、⑬659、⑬662、⑬664、
⑬667、⑬669、⑬671～⑬675、⑬678、⑬681、⑬683、⑬684、⑬689～⑬691、⑬693、⑬695、⑬697、⑬698、
⑬701、⑬702、⑬704、⑬706～⑬708、⑬710、⑬711、⑬713、⑬719、⑬724、⑬727、⑬735、⑬737～⑬742、
⑬745、⑬747、⑬756、⑬759、⑬765、⑬766、⑬768、⑬770、⑬773、⑬774、⑬778、⑬780、⑬791～⑬794、
⑬800、⑬801、⑬808、⑬814、⑬830、⑬831、⑬845、⑬847、⑬854、⑬858、⑬860、⑬862、⑬863、
⑬865、⑬866、⑬873、⑬879、⑬886、⑬890、⑬891、⑬893、⑬894、⑬899、⑬901、⑬906、
⑬907、⑬910、⑬913、⑬916、⑬919、⑬920、⑬923、⑬931～⑬933、⑬941、⑬942、⑬949、⑬950、⑬963、
⑬965、⑬978、⑬984、⑬985、⑬988～⑬990、⑬997、の三三九例

△『往生極樂記』——『今昔物語』＼…………ナシ

△『法華験記』——『今昔物語』▽……^{26) 91) 93) 94) 100) 135)}の六例

これによつて、△『三宝絵詞』——『今昔物語』▽が断然、他余を凌駕しており、それに△『太子伝暦』——『今昔物語』▽、△『法華験記』——『今昔物語』▽、△『日本書紀』——『今昔物語』▽の順で続き、△『靈異記』——『今昔物語』▽と△『往生極楽記』——『今昔物語』▽とが全くみられぬことを知りうる。

前述のように、約25・3%の「共通語辞」数を有つ『往生極楽記』に「『今昔物語』共通語辞」が全くみられぬのは、同書に有する「共通語辞」が『三宝絵詞』『太子伝暦』『法華験記』『日本書紀』『靈異記』五書のうち、すべてに、あるいは、いづれか一書乃至二書以上にみる「共通語辞」に一致するからである。さらに、この『往生極楽記』について注意しなければならぬことがある。それは、同書が「『今昔物語』共通語辞」を全く有たぬことにも示唆されているように、当条の『今昔物語』が、たとえ同書に拠らずとも、『太子伝暦』『三宝絵詞』『法華験記』に拠れば書くことができるということである。

以上のこと念頭に掛けて、当条の『今昔物語』の典拠如何について考えるならば、当然のことながら、『三宝絵詞』を主とし、その他、『太子伝暦』『法華験記』『日本書紀』の順に従として挙げることができよう。これについて従来の主要な諸注釈をみると、山根対助氏「大日本法華験記の今昔的屈折」（下「國語國文研究」第十四号、以下「山根氏論文」と略称する。）に「三宝絵が中心的原典であつたと推定される」とあり、日本古典文学大系本『今昔物語』（以下、「大系本」と略称する。）に「本語は、日本往生極楽記⁽¹⁾や三宝絵詞中⁽¹⁾などを典拠として構成されたものか。」とあり、日本古典文学全集本『今昔物語』（以下、「全集本」と略称する。）に「本語の出典は複数で『三宝絵詞』中の一を主たる典拠とし、部分的には『日本往生極楽記』一、または『法華験記』上の一にも取材する。」とあり、小泉弘・高橋伸幸両氏『諸本三寶繪集成』（以下、「集成」と略称する。）に「三宝絵詞」が「確実に『今昔』の出典と認定できる」とし、さらに「複数出典。極楽記、験記からも取材」とあり、日

本思想大系「往生傳 法華驗記」（以下、「思想大」と略称する。）に「今昔物語集卷十一ノ一」の説話は、三宝絵によつて書かれているようであり、「（三九四頁）とある。これによれば、「大系本」以外は、当条の「今昔物語」の主要な典拠が「三宝絵詞」であることを明記し、「三宝絵詞」以外の典拠として、「大系本」「全集本」「集成」は「往生極楽記」を、「全集本」「集成」は「法華驗記」を、各々挙げていることになる。故に、主要典拠「三宝絵詞」を明記し、なお且つ、それ以外の典拠として「法華驗記」を挙げている「全集本」「集成」所見の解釈が当条の「今昔物語」の典拠についての上記諸注釈中、最も妥当ですぐれたものといえる。しかし、この解釈とて、「往生極楽記」を「法華驗記」と同等、乃至それ以上に見做している点で難があろう。

やはり当条の「今昔物語」の典拠は、上述の如く「三宝絵詞」を主とし、「太子伝暦」「法華驗記」「日本書紀」を従として、その順に挙げるべきであろうと思う。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及 び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	〔集成〕	私 見
典 拠	○「三宝絵詞」	「往生極楽記」? 「三宝絵詞」?	○「三宝絵詞」 「往生極楽記」	「三宝絵詞」 ○「三宝絵詞」 「往生極楽記」 「法華驗記」	○「三宝絵詞」 「太子伝暦」 「法華驗記」 「日本書紀」	

(備考) ○印は主要典拠たることを明記しているもの、私見欄の○印以外の典拠は、右側が比重の重いものを各々示す。後掲表においても同様である。

B・C条

靈異記 中巻第七

釈智光者、河内国人、其安宿郡鋤田寺之沙門也。俗姓鋤田連、後改姓上村主也。母氏飛鳥部造也。天年聰明、智惠第一。

製^ニ孟蘭盆大般若心般若等經疏^一、為^ニ諸學生^一、讀^ニ伝仏教^一。時有^ニ沙弥行基^一。俗姓越史也。越後國頸城郡人也。母^②和泉國大鳥郡人、蜂田薫師也。捨^レ俗離^レ欲、弘^レ法化^レ迷。器宇聰敏、自然生知。內密^ニ菩薩儀^一。外現^ニ声聞形^一。聖武^④天皇、感^ニ於威德^一故、重信之。時人欽貴美称^ニ菩薩^一。以天平十六年甲申冬十一月、任^ニ大僧正^一。於^レ是^ニ智光法師、發^ニ嫉妬之心^一、而非之曰、^⑤吾是^ニ智人。^⑥行基是沙弥。^⑥何故天皇、不^レ齒^ニ吾智^一、唯譽^ニ沙弥^一而用焉。^⑦恨^レ時、罷^ニ鋤田寺^一而住。儻得^ニ病^ニ、經^ニ一月許^一。臨^ニ命終時^一、誠^ニ弟子^一曰、我死莫^レ燒。九日間置而待。學生問^レ我、答^ニ之^レ我、^下有^レ縁^ニ東西而留供養上。慎勿^レ知^レ他。弟子受^レ教、閉^ニ師室戸^一、不^レ令^レ知^レ他。而竊涕泣、昼夜護^レ闕、唯待^ニ期日^一。學生問求、如^ニ遺言^一答^ニ留供養也^一。時^⑧閻^⑨羅王^⑩使二人、來召^ニ於光師^一。向^レ西而^⑪往。見之前^⑫路^⑬有^ニ金樓閣^一。^⑭問^ニ是^ニ何宮^一。^⑮答^ニ曰、於^ニ葦原國^一名聞智者、何故不^レ知。當知、^⑯行基菩薩將^ニ來^⑰生^一之宮。其門左右、立^ニ二^ニ神人^一、身著^ニ鉀鎧^一、額著^ニ紺縷^一。使長跪白之曰、召也。問曰、是有^ニ於豐葦原水穂國^一、所謂智光法師矣。智光答白、唯然。即指^ニ北方^一曰^下從^ニ此道^一將往上。副^レ使步前不^レ見^レ火、非^ニ日光^一、甚熱之氣、當^レ身炙^レ面。雖^ニ極熱惱^一、而心欲^ニ近就^一、問^ニ何是熱^一。答、為^レ煎^レ汝地獄熱氣。往前極熱鐵柱立之。使曰、抱^レ柱。光就抱^レ柱、肉皆銷爛、唯骨礫存。歷之三日、使以^ニ弊筭^一、撫^ニ於其柱^一而言^ニ活々^一、如^レ故身生。又指^レ北將往。倍^ニ勝於先^ニ熱銅柱立。極熱之柱、而所^レ引^レ惡、猶就欲^レ抱。言、抱之、即就抱之、身皆爛銷。逕之三日、如^レ先撫^レ柱而言^ニ活々^一、如^レ故更生。又指^レ北而往。甚熱火氣、如^ニ雲霞^一、而從^レ空飛鳥、當^ニ於熱氣^一而落煎之。問^ニ是何處^一。答下為^ニ師煎熬^ニ阿鼻地獄上。即至、執^レ師燒入燒煎。唯聞^ニ打^レ鍾音^一時、冷乃憩。逎之三日、叩^ニ地獄邊^一、而言^ニ活々^一、如^レ本復生。更將還來、至^ニ金宮門^一、如^レ先白言、將還來之。在^ニ于宮門^ニ二人告言、召^レ師因緣、有^ニ葦原國^一、^⑯謂^ニ謗^⑯行基菩薩^一。^⑯為^レ滅^ニ其罪^一故、請召耳。彼菩薩化^ニ葦原國^ニ已、將^レ生^ニ此宮^一。今垂^レ來時故、待候也。慎黃籠火物莫^レ食。今者忽還。与^レ使俱向^レ東還來。即見之、頃唯逎^ニ九日^一。蘇喚^ニ弟子^一。弟子聞^レ音、集会哭喜。智光大歎、向^ニ弟子^一、具述^ニ閻羅狀^一。大懼念、言下向^ニ於大德學中誹妬心上。時^⑯行基菩薩、有^ニ難波^一、令^ニ渡^レ椅^⑯烟^レ江^⑯造

「船津」。光身漸息、往「菩薩^⑯所」。^⑯菩薩^⑯見之、即以「神通」^⑰知「光所」レ念、^⑱含「嘆愛」言、何空一面奉。光發露懺悔曰、智光於「菩薩所」致「誹妬心」而作「是言」。光者古德大僧、加以智光生知。行基沙弥者、淺識之人、不レ受「具戒」。何故天皇、唯尊「行基」捨「智光」也。由「口業罪」、閻羅王、召レ我令レ抱「於鐵銅柱」。經之九日、償「誹謗罪」。恐レ至「余罪於後生世」、是以慚愧發露。當願免レ罪。行基大德、和レ顔嘿然。亦更白、見「大德生処」、以「黃金」造レ宮。行基聞之言、歎矣貴哉。誠知、口傷レ身之災門。舌剪レ善之鋸鉄。所以不思議光菩薩經云、饒財菩薩、說「賢天菩薩過」故、九十一劫、常墮姪女腹中一生、生已棄之、為「狐狸」所レ食其斯謂之矣。從レ此已來智光法師、信「行基菩薩」、明知「聖人」。然菩薩、感レ機尽レ縁、以天平廿一年己丑春二月二日丁酉時、法儀捨「生馬山」、慈神遷「彼金宮」也。智光大德、弘レ法伝レ教、化レ迷趣レ正、以「白壁天皇世」、「智囊蛇」日本地、「奇神遷」不レ知堺矣。

三宝絵詞 中巻第三

①行基井ハモト^⑨薬師寺ノ僧也俗姓ハ高階氏^②和泉國大鳥郡ノ人也ワカクテ頭ヲソリテハシメテ瑜伽論ヲ誦ス即其心ヲ明ニサトリヌアマ子ク諸國ニアソヒテ人ヲシテ法道ヲシラシメテ佛ノ道ニオモムケテ佛法ヲオコナヒツトメトシテ行基スクル所ニハ家ニヲル人ナク競いて、ヲカミタテマツルアシキ道ニイタリテハ橋ヲツクリ堤ヲツキテワタシ給ヨキ所ヲミ給テハ堂ヲタテ^⑯寺ヲツクリ^⑯給^⑯畿内ニハ^⑯卅九所^{〔前田家本〕}他國ニモ甚タヲホシ其寺イマニアヒツキテサカユル事イマニタヘスマアモ子ク兩ノシタニアリキ行テ利益セストイフ所ナシフルサトニ^⑯歸時或^⑯人々池ノホトリニ^⑯アツマリキテ^⑯魚ヲトリテクフ所アリ^⑯其^⑯前ヲ^⑯スクルニイサメル人トモトラヘト、メテ^⑯ナマスヲツクリテアナカチニス、メシキテマイラス是ヲウケテ口ノウチニイレテ即^⑯ハキ^⑯イテタルヲ^⑯ミレハミナコトク^⑯チキサキ魚ト^⑯ナリテ又^⑯池ニ入ツミル人^⑯オトロキテ戯ノトカラ^⑯クユ^⑯カク乃コトクニアヤシクタエナルコト甚ヲホシ古京元奥寺ノ村人大法會ヲマウけて行基井ヲ請シテ七日ノ間法ヲトカシム男女僧尼オホク来テ見ルニ其中ニ一人ノ女ノ鹿ノアフラヲ調テ聊ヒタヒノカミニヒキヌリテ人ニマシリ天トオクヲリソノカタハラノ人タニシ

ラスカ、ルニ行基ハルカニミヤリテ云我甚クサキモノヲミレハカシコナル女ノ頭ニケタモノ、アフラヲヌリテヲルトイヘハ女
大ニハチヲソリテイテ、サリヌミル人ミナアヤシミヲトロクカク乃コトキ乃アヤシキコト甚オホシ天朝フカクタウトヒ給テ一
向ニ師トシ⁴⁹給テ天平十六年冬ハシメテ⁵⁰大僧正ノ職ヲサツケ給度者四百人ヲ給⁵¹于時⁵²智光大法師⁵³ト云僧⁵⁴アリサトリトク
ミテル大シ也大僧正名徳タカクヒロクシテアマタノ經論ノ疏ヲ作傳ヘ法ヲヒロメテヨニタウトミラル、ヲソ子ミ子タミテ云ク
○我ハ⁵⁵智⁵⁶深キ大⁵⁷僧⁵⁸也⁵⁹行基ハ⁶⁰サトリ⁶¹アサキ沙弥⁶²也⁶³ナニ、ヨリテカ⁶⁴おほヤケ⁶⁵彼ヲハタウトヒ⁶⁶我ヲハス⁶⁷テ⁶⁸給ソ
ト⁶⁹ウラミテ⁷⁰河内國⁷¹鋤田寺ニユキテ籠居ヌ然間俄ニ⁷²病ヲ⁷³ウケテ⁷⁴シヌ⁷⁵十日ト云ニ蘇生シテ⁷⁶云⁷⁷閻⁷⁸羅王ノ⁷⁹使我ヲメシ
テ⁸⁰ユクニ⁸¹道ノマ、ニミレハ⁸²金ノ⁸³宮⁸⁴殿ヲカサリツクレル所⁸⁵アリ此⁸⁶使⁸⁷問ニ⁸⁸答テ云⁸⁹是ハ⁹⁰行基井乃⁹¹生給⁹²ヘキ所
也ト云⁹³又ユケハアツキ⁹⁴ケブリタチオホフ所アリ⁹⁵又⁹⁶トヘハ答⁹⁷云⁹⁸汝力生⁹⁹ヘキ大¹⁰⁰地¹⁰¹獄ソトイフ即¹⁰²イタリ付タレハク
ロカ子ノシモトヲモチテウチ鐵ノ火ノ柱ライタカシムルニ肉ミタレ骨クタケヌ諸ノ苦ヲウクル事ハカリナシ¹⁰³閻¹⁰⁴羅王ノ云ク¹⁰⁵
汝豊草原ノ水穂國ニアル¹⁰⁶行基井ヲ¹⁰⁷ソシリ¹⁰⁸ソ子メル罪甚タヲモシソレヲカムカヘ給ハムトテ¹⁰⁹メシヅルナリ今ハヰテ返子ト
仰給テ使ヲソヘテ¹¹⁰カヘシ¹¹¹ユルシヲクリツルソト¹¹²イヘリ即其¹¹³罪ヲアラハサムカ¹¹⁴タメニ¹¹⁵行基¹¹⁶井ノ¹¹⁷難波ニ¹¹⁸ハシマシテ
○橋ヲ¹¹⁹ツクリ¹²⁰江ヲホリ船ヲワタシ木ヲウヘ¹²¹給¹²²所¹²³杖ニカ、リテ尋¹²⁴イタリヌ行基¹²⁵井暗ニ¹²⁶ソノ¹²⁷心ヲ¹²⁸シリテホヲエミ
テ云ナニ、ヨリテカ曰ヲミアハスル事かたくおほユルトイヘハ智光イヨ¹²⁹ノソリハチテ¹³⁰涙ヲナカシテトカラクユ又¹³¹天皇¹³²
東大寺ヲ作給テ¹³³供養シ¹³⁴給ハム¹³⁵スルニ¹³⁶講師ニハ¹³⁷行基井ヲ定テ宣¹³⁸給ニ¹³⁹行基ハ¹⁴⁰其事ニタヘス侍リ¹⁴¹外¹⁴²國¹⁴³ヨリ大師¹⁴⁴
來給ヘシソレナムツカウマツルヘキト¹⁴⁵奏¹⁴⁶スレハ供養セムトルホトニ成テ¹⁴⁷攝津國ノ¹⁴⁸難波ノ津ニ大師ノ¹⁴⁹ムカヘトテ¹⁵⁰ユク
即オホヤケニ申給テ¹⁵¹百¹⁵²僧ヲ¹⁵³ヒキ半タリ次ニ¹⁵⁴行基ハ¹⁵⁵第一日ニアタリ給ヘリ¹⁵⁶治部¹⁵⁷玄蕃雅樂司等ヲ船ニノリクハヘテ¹⁵⁸音
樂ヲ調テユキ向ニ¹⁵⁹難波ノ津ニイタリテ¹⁶⁰ミレハ¹⁶¹人モナシ¹⁶²行基¹⁶³闘伽¹⁶⁴一具ヲ¹⁶⁵ソナヘテソノムカヘニイタシヤル花ヲモリ香
ヲタキテ潮ノ¹⁶⁶上¹⁶⁷ニウカフ¹⁶⁸ミタレチル¹⁶⁹コトナシ¹⁷⁰ハルカニ¹⁷¹西ノ海ニウカヒ¹⁷²行ヌシハラクアリテ小船ニ乃リテ¹⁷³波羅門僧

正名ハ菩提トイフ僧來レリ。⑩闘伽又コノ⑪舟ノ前ニ⑫ウカヒテミタレスシテ⑬歸來レリ井ハ⑯南天竺ニヨリ⑭東大寺供養ノ日ニ⑮アハムトテ南海ヨリ⑯來レリ。⑩舟ヨリ濱ニヨセテ⑩ヲリテ⑩タカヒニ⑩手ヲトリ⑩喜エメリ⑩行基井先讀⑩哥曰

⑩靈山ノ⑩尺迦ノミマヘニ⑩契テシ⑩真如クチセス⑩アヒミツル⑩カナ

⑩波羅門僧正⑩返哥曰

⑩伽毗羅衛ニ⑩トモニ契シ⑩カヒアリテ⑩文殊ノ御貞⑩アヒミツルカナ

トイヒテトモニ宮コニ乃ホリ給ヌ爰ニ⑩知ヌ⑩行基ハ是⑩文殊⑩ナリケリト天平勝宝元年二月二日ヲハリヌ時ニ年八十也居士小野仲廣撰日本國名僧傳并僧景誠造靈異記等ニ見タリ

極樂往生記 二

①行基菩薩。俗姓高志氏。②和泉国大鳥郡人也。菩薩初出胎。胞衣③裹纏。④父母忌之閣樹岐上。經宿見之。出胞能言。収⑤養之。少年之⑥時。⑦隣⑧子⑨村童⑩相共⑪讀嘆仏法。余牧兒等捨牛馬而從者。殆垂數百。若牛馬之主有用之時。⑫令使尋呼。男女老少來覓者。⑬聞其⑬讚嘆之声。⑭不問⑮牛⑮馬。泣而忘帰。菩薩自上高處。呼彼馬喚此牛。応声自来。其主各牽而去。菩薩⑯出家⑰為⑰藥師寺僧。讀瑜伽唯識論等了知奧義。菩薩周遊都鄙。教化衆生。道俗慕化。追從者動以千數。菩薩行處。巷無居人。田無耕者。男女幼艾捨耒耜投機杼。爭來礼拜。隨器誘導。改惡趣善。尋諸要害處。造橋梁修道路。點檢其田可耕種水之蓄灌。穿渠池築陂隄。聞見所及咸來加功。不日而成。百姓于今受其賜焉。⑯菩薩⑯畿内建立道場凡⑯四十九處。諸州亦往々而存之。昔修行⑯諸國⑯帰於故鄉。里⑯人大小會⑯集池邊。⑯捕魚喫之。菩薩⑯過於其處。年小放蕩者相⑯戲。⑯以⑯魚⑯膾薦於菩薩。々々⑯食之。須臾⑯吐⑯出。其⑯膾變⑯為⑯小魚。見者⑯驚⑯恐。聖武⑯天皇甚⑯敬重。詔授⑯大僧正位。⑯于時⑯智光以為。⑯我是⑯智行大⑯僧。⑯行基淺智沙弥⑯也。朝家⑯何因⑯棄我⑯賞⑯彼。內⑯恨皇朝。退隱山寺。⑯智光忽⑯死。依遺言不暫葬。⑯十日得⑯蘇。告⑯弟子等⑯云。⑯閻王宮⑯使駢逐我矣。⑯路⑯有⑯金⑯殿。⑯高大⑯光曜。我⑯問⑯使者。⑯答云。⑯行基菩薩⑯可⑯生。

之處也。復行遠見。煙炎滿空。亦問使者。答云。汝欲入之獄也。便到已。閻王呵曰。汝於閻浮提日本国。有疾惡行基菩薩之心。今所以召汝。懲其罪。即令我抱銅柱。肉解骨融。罪畢放還。智光得蘇。欲謝菩薩。々々在攝津國。造難波江橋。智光尋到。菩薩遙見。知意含笑。智光伏地致禮。流淚謝罪。天皇造東大寺了。命菩薩曰。欲供養此寺。以菩薩為講師。奏曰。行基不堪為大會講師。從異國一聖者可來。及于会期。奏曰。異國聖者今日可相迎之。即有勅。菩薩率百僧及治部玄蕃雅樂三司等。向難波津。於浜頭調音樂相待之。行基加百僧末。以闍迦具。燒香盛花。泛於海上。香花自然指西而去。俄頃遙望西方。小舟來向。近而見之。舟前闍迦之具不亂次第。小舟着岸。有一梵僧上浜。菩薩執手相見微笑。菩薩唱倭歌曰。

靈山能。枳迦乃美麻部遜。知岐利弓之。真女久智世須。阿比美都留賀毛。

異國聖者即答和云。

迦毘羅衛遜。等毛遜知岐利之。賀比安利天。文殊能美賀保。阿比美都留賀奈。

行基菩薩謂緇素曰。異國聖者是南天竺波羅門。名菩提也。集会人又知。行基菩薩是文殊化身。自余靈瑞不遑觀繆。

菩薩天平勝寶元年二月二日唱滅。時年八十。

法華驗記 第一

行基菩薩。俗姓高志氏。和泉國大鳥郡人也。菩薩初出胎胞衣裹纏。父母忌之闔樹枝上。經宿見之出胞能言。收而養之。少年之時。隣子村童相共讚歎仏法。余牧兒等。捨牛馬而從者殆成數百。若牛馬之主有用之時。令使尋呼。男女老少來覓者。聞其讚歎之聲。不問牛馬。住而忘帰。菩薩自上高處。呼彼馬喚此牛。應声自来。其主各牽而去。菩薩出家為藥師寺僧。讀瑜伽唯識論等了知奧義。菩薩周遊都鄙。教化衆生。道俗慕化。追從動以千數。菩薩行處。巷無居人田無耕者。男女幼艾。捨耒耜投機杼。爭來禮拜。隨器誘導。改惡趣善。尋諸要害處。造橋梁修道路。點檢其田之可耕種。水之可蓄灌。穿

渠池築陂堤。聞見所及咸來加力。不日而成。百姓于今受其賜矣。菩薩過於其處。年少放蕩者。相戲以魚膾於菩薩。食之須臾。吐其膾為小魚。見者驚恐。聖武天皇甚敬重。詔授大僧正位。于時僧智光以為。我是智行大僧正。行基淺智沙弥也。朝家何因棄我賞彼。因恨皇朝遂隱山。智光忽死。依遺言暫不葬。十日得蘇。告弟子等云。閻王宮使駁逐我矣。路有金殿高楼。麗莊光耀。我問使者。答曰。行基菩薩可生處也。復行遠見煙火之滿。亦問使者。答曰。汝欲入之地獄也。便到已。閻王呵曰。汝於閻浮提日本國。有嫉惡行基菩薩之心。今所以召汝者懲其罪。即令我抱銅柱。肉解骨融。罪畢放還。智光得蘇先欲謝菩薩。菩薩此時在攝津國。造難波江橋。智光尋到。菩薩遙見智光含笑。智光伏地流淚謝罪。天皇造東大寺畢。命菩薩曰。欲供養此寺。以菩薩為講師。奏曰。行基不堪為大会講師。從異國一聖者可來。及于會期奏曰。異國聖者今日可相迎之。即有勅。菩薩率九十九僧及治部玄蕃雅樂三司等。向難波津。於浜頭調音樂相待之。行基菩薩加百僧末。以闍迦具。燒香盛花泛於海上。香華自然指西方而去。俄頃遙望西方小舟來向。而見之舟前闍迦之具不亂次第。小舟着岸。有一梵僧上浜。菩薩執手相見微笑。菩薩唱和歌曰。

靈山能积迦能美麻部爾知岐利天之真如久智世須阿比美都留賀那

異國聖者答云。

迦毘羅衛爾等毛爾智岐利之賀比阿利天文殊能美賀保阿比彌都留賀那

行基菩薩謂絰素曰。異國聖者是南天竺婆羅門。名菩提也。集会人又知。行基菩薩是文殊化身。自余靈瑞不遑觀繆。菩薩天平勝宝元年二月四日唱滅。時年八十矣。

□^①行基菩薩ト申ス聖在ケリ。②和泉ノ國大鳥ノ□時、物ニ被^③裹テ生レタリケレバ、父此レヲ見テ、□時ニ^ゾ、④父母、此ヲ取テ^⑤養レケル。漸ク長大シテ、幼童也ケル⑥時、⑦隣ノ^⑧小兒等、⑨村小童部ト^⑩相共ニ^⑪仏法ヲ讀歎スル事ヲ^⑫聞クニ、極テ貴クシテ、皆、^⑮馬^⑯牛ノ事ヲバ^⑰不問ズ□ルヲ、涙ヲ流シテ此ヲ聞ク。如此シテ、男女、老タル若キ、來集テ此ヲ聞ク。郷ノ刀禰等、此事ヲ聞テ、田ヲモ不令作シテ如此キ由無キ態為ル者追ムト云テ、行ヌ。寄テ聞クニ、云ハム方無ク貴シ。然レバ、泣テ此ヲ聞ク。亦、郡ノ司此ノ事ヲ聞テ、大ニ噴テ、我レ、行テ追ハムト云テ、行テ聞クニ、無限ク貴ケレバ、亦泣テ留ヌ。亦、國ノ司、前ニハ使ヲ遣ツ、令追ルニ、使毎ニ不返来シテ、皆泣々此ヲ聞ク。然レバ、國ノ司極テ怪ク成テ、自ラ行テ聞クニ、實ニ恐ク貴キ無限シ。隣ノ國ノ人ニ至テ聞キ伝ヘツ。來テ是ヲ聞ク。此ニ依テ、此ノ事ヲ公ニ奏ス。然レバ、天皇召テ此ヲ□給フニ、極テ貴キ事無限シ。

其後、^⑬出家シテ^⑯薬師寺ノ僧ト^⑭成テ、名ヲ行基ト云フ。法門ヲ学ブニ、心ニ智リ深クシテ、露計モ不悟得ル事無シ。然レバ、諸人ニ勝タリ。

然ル間、行基慈悲ノ心深クシテ、人ヲ哀ブ事仏ノ如ク、^⑱諸ノ國々^⑲修行シテ、本ノ國ニ^⑳返間、一ノ池ノ辺ヲ通ルニ、^㉑人多ク^㉒集テ^㉓魚ヲ捕リ食フ。行基^㉔其ノ^㉕前ヲ^㉖過ルニ、^㉗若キ勇タル、^㉘戲レテ、^㉙魚ノ^㉚膾ヲ^㉛以テ行基ニ与ヘテ、是ヲ可食給シト云ヘバ、行基其ノ所ニ居テ、此ノ膾ヲ^㉕食給ヒツ。其ノ後ニ、程モ無ク口ヨリ^㉖吐キ^㉗出^㉘スヲ^㉙見レバ、^㉚膾^㉛小魚ト^㉜成リ、皆^㉝池ニ入ヌ。是ヲ見テ^㉗驚キ^㉘怖レテ、止事無カリケル聖人ヲ、我等不知シテ輕メ慢レル事ヲ^㉙悔ヒ恐ケリ。^㉚如此ク貴ク止事無クテ、^㉛天皇此ノ人ヲ^㉕敬テ帰依シ^㉖給フ事無限シ。然レバ、一度ニ、^㉗大僧正ニ被成ヌ。

其^㉕時ニ、元興寺ノ^㉖僧、^㉗知光^㉘ト云フ人^㉙有リ。止事無キ学生也。心ニ思フ様、^㉚我ハ^㉛智^㉙深キ老^㉙僧^㉙也。^㉟行基ハ^㉛智

^㉛淺キ小僧^㉛也。^㉟公^㉟何ゾ^㉟我ヲ棄テ^㉟彼ヲ^㉙賞シ^㉟給ハムヤト、公ヲ^㉛恨ビ奉テ、^㉝河内国、^㉞楣田寺ハ^{_____}。

其後、^⑭智光身ニ^⑮病ヲ^⑯受テ^⑰死ヌ。房ニ[□]不ザル間、^⑯十日ヲ経テ^⑯蘇テ、^⑯弟子等ニ語テ^⑯云ク、我レ、^⑯閻^⑯羅王ノ^⑯使ニ被捕テ^⑯行シ間、^⑯道ニ^⑯金ヲ以テ造レル^⑯宮^⑯殿^⑯有リ。^⑯高ク広クシテ^⑯光リ耀ク事無限シ。^⑯是ハ何ナル所ゾト、我ヲ將行ク^⑯使ニ^⑯問ヘバ、^⑯答云ク、^⑯是ハ、^⑯行基菩薩ノ^⑯可^⑯生キ所也ト。^⑯亦、行バ、^⑯遠クテ見ルニ、^⑯煙^⑯炎^⑯空ニ^⑯満テ猛恐ク見ル事無限シ。^⑯亦、彼ハ何ゾト^⑯問ヘバ、使ノ^⑯云ク、彼ハ^⑯汝ガ^⑯可堕キ^⑯地^⑯獄ト。使我ヲ將^⑯至リ着スレバ、^⑯閻^⑯羅王我ヲ^⑯呵シテ宣ハク、^⑯汝チ^⑯閻浮提日本國ニシテ、^⑯行基菩薩ヲ^⑯嫉ミ^⑯惡テ^⑯謗レリ。^⑯今^⑯其ノ罪ヲ試ムガ^⑯為ニ^⑯召ツル也ト。其後、^⑯銅ノ柱ヲ^⑯我^⑯令抱ム。^⑯肉解ケ骨融、難堪キ事無限シ。其^⑯罪畢テ後、被^⑯免^⑯返タル也ト^⑯云テ、泣キ悲ム。

其後、^⑯智光此ノ^⑯罪ヲ^⑯謝セムガ^⑯為ニ、^⑯行基^⑯菩薩ノ所ニ詣デムト為ルニ、^⑯行基、其ノ程^⑯摂津國ノ^⑯難波ノ^⑯江ノ^⑯橋ヲ^⑯造リ、^⑯江ヲ堀テ、^⑯船津ヲ造リ^⑯給フ^⑯所ニ^⑯至ル。^⑯菩薩空ニ^⑯其ノ^⑯心ヲ^⑯知テ、^⑯智光ノ來ルヲ^⑯見テ、^⑯咲ヲ^⑯含テ見給フ。^⑯智光ハ杖ニ懸テ、礼拝恭敬シテ、^⑯涙ヲ流テ^⑯罪ヲ謝シケリ。

此ノ行基菩薩ハ、前ノ世ニ、和泉国、大鳥ノ郡ニ住ケル人ノ娘ニテ御ケリ。幼稚也、祖父母是ヲ悲ミ[□]スル事無限シ。而ニ、其家ニ仕フ下童有リ。庭ノ糞令取棄ル者也。名ヲ真福田丸ト云フ。此ノ童心ニ智有テ思ハク、我レ、難受キ人身ヲ得タリト云ヘドモ、下姓ノ身ニシテ、勤ル事無クハ、豈ニ後ノ世ニ賴ム所有ジ。然レバ、大寺ニ行テ、法師ト成テ仏ノ道ヲ学バムト思得テ、先ヅ主ニ暇ヲ請ヘバ、主ノ云、汝ハ何ゾノ暇ヲ申スゾト。童ノ云ク、修行ニ罷出ムト思フ本ノ心有リト。主ノ云、実ノ心有ラバ、速ニ免ト云テ、免シツ。但シ、年来仕ツル童也。今修行ニ出ム剋ニ、水干袴着セテ遣セト云テ、忽ニ水干袴ヲ令調ルニ、此ノ幼キ娘有テ、此ノ童ノ修行ニ出ヅル料也。功德ノ為也ト云テ、此ノ片袴ヲ繼テケリ。童此ヲ着テ、元興寺ニ行テ出家シテ、其寺ノ僧ト成ヌ。名ヲバ智光ト云フ。法ノ道学ブニ、極テ止事無キ学生ト成ヌ。彼主ノ幼カリシ娘ハ、此ノ童出テ後、幾モ無テ[□]益無テ止ヌ。其後、其娘、同國ノ同郡ノ[□]。

而ニ、菩薩未ダ幼キ少僧ニテ在マシケル時、河内国ノ□郡ニ法会ヲ修スル事有ケリ。智光ハ止事無キ老僧ニテ有ケルヲ、其ノ講師トス。元興寺ヨリ行テ、其ノ講師トシテ高座ニ登テ、法ヲ説ク。聞ク人皆心ニ深テ、貴ブ事無限シ。説畢テ、高座ヨリ下ムト為ルニ、堂ノ後ノ方ニ論義ヲ出ス音有リ。見レバ、頭青キ少僧也。講師、何計ノ寺ナレバ、我レニ対テ論義ヲセム為ナラムト疑ヒ思テ、見返タルニ、論義ヲ出様、

真福田ガ修行ニ出デシ日藤袴我レコソハ縫ヒシカ片袴ヲバ

ト。其時ニ、講師大ニ嗔テ、少僧ヲ罵云ク、我公私ニ仕ヘテ年来ヲ経ルニ、聊ニ恙無シ。異様ノ田舎法師ノ論義ヲセムニ、不吉ヌ事也。況ヤ我レヲ罵ル事、極テ不安ヌ事也ト云テ、怒々出ヌ。少僧ハ打咲テ、逃テ去リニケリ。少僧ハ行基菩薩也ケリ。

智光然計ノ智者ニテハ、罵ト咎ムマジ。暫可思廻キ事也カシ。思フニ、其ノ罪モ有テム。

此行基^⑯菩薩ハ^⑯畿内国ニ^⑯四十九所ノ^⑯寺ヲ□^⑯給ヒ、悪キ所ヲバ道ヲ造り、深キ河ニハ橋ヲ亘シ給ヒケリ。^⑯文殊ノ化シテ生給ヘルトナム語リ伝タルトヤ。

今昔物語 第十一——第七

今昔、聖武^⑯天皇、^⑯東大寺ヲ造テ開眼^⑯供養シ^⑯給ハムト^⑯為ルニ、其時ニ^⑯行基ト云フ人有リ。其人ヲ以テ^⑯講師シ給フニ、^⑯行基申シテ^⑯云ク、我レ、^⑯其ノ事ニ不足。今^⑯外ノ^⑯國^⑯ヨリ講師ヲ可勒キ人^⑯可来シト申シテ、講師^⑯迎ヘムガ為ニ、天皇ニ^⑯奏シテ、^⑯百ノ^⑯僧ヲ^⑯曳具シテ、^⑯行基ハ^⑯第百ニ立テ、^⑯治部^⑯玄番ヲ市シ、^⑯音楽ヲ調ヘテ、^⑯攝津ノ國ノ^⑯難波ノ津ニ^⑯行ヌ。^⑯見ニ更ニ來ル^⑯人無シ。

其時ニ、^⑯行基、^⑯一前ノ^⑯闘伽ヲ^⑯備テ^⑯海ノ^⑯上^⑯二浮ベ放ツ。其闘伽、波ノ為ニ^⑯乱レ破ル^⑯事無クシテ、^⑯遙ニ^⑯西^⑯ヨリ指テ^⑯行ク。不見ズ□其^⑯闘伽、^⑯船ノ前ニ^⑯浮テ^⑯返来タリ。此ノ人、^⑯南天□^⑯遙ニ天竺□^⑯東大寺ノ供養ニ^⑯会ハムガ為ニ^⑯來レル也。其レヲ、行基兼テ知テ迎ヘ給ヘル也。^⑯婆羅門、^⑯船ヨリ陸ニ^⑯下テ、行基ト^⑯互ニ^⑯手ヲ取

テ^④喜給フ事無限シ。遙ニ天竺ニヨリ来レル人ヲ日本ノ人ノ待受テ、本ヨリ見知タルガ如ク昵ビ語フ事、奇異也、ト人皆思ヘル

二、^④行基、^④歌ヲ奉リ給、

^④靈山ノ^④釈迦ノ御前ニテ^④契テシ^④真如朽セズ^④相見ツル^④カナ

^④婆羅門ノ^④返歌、

^④迦毗羅衛ニ^④共ニ契リシ^④甲斐有リテ^④文殊ノ御貞^④相見ツルカナ

是ヲ聞テ、皆^④人、^④行基^④菩薩ハ早ク^④文殊ノ^④化身^④也、ト云フ事ヲ^④知ヌ。其後、行基婆羅門ヲ迎テ來給ヘリ。天皇喜ビ貴
給テ、此ノ人ヲ以テ講師トシテ、思ノ如ク東大寺ヲ供養シ給ヒツ。婆羅門僧正ト云フ、此レ也。大安寺ノ僧ト有リ。

此ノ人、本、南天竺ニ迦毗羅衛國ノ人也。文殊ニ值遇シ奉ラムト祈願給ヒケル程ニ、貴人出來テ告テ云ク、文殊ハ震日ノ五臺
山ニ御マスト。是ニ依テ、菩薩天竺ニヨリ震日ニ至テ、五大山ニ尋ネ詣給タルニ、道ニ一人ノ老翁值テ菩薩ニ告テ云ク、文殊ハ
日本國ノ衆生ヲ利益センガ為ニ、彼ノ國ニ誕生シ給ヒニキ。菩薩此レヲ聞キ給テ、本懷ヲ遂ムガ為ニ此ノ國ニ來給ヘル也。彼
ノ文殊ノ此ノ國ニ誕生シ給フト云フハ、行基菩薩是也。然バ、菩薩來リ可給シト空ニ知テ、來テ此ク迎ヘ給フ也。亦、菩薩其
ノ由ヲ知給テ、本ヨリ見知タラム人ノ様ニ、此ク互ニ語ヒ給フ也ケリ。

凡夫ノ人、皆其レ不知シテ疑ヒ思ケルガ拙キ也トナム語リ伝ヘタルトヤ。

對 音	共 通 語 辭	書 名	記靈異					
			○	○	○	○	○	
③	①	行基菩薩						
	②	和泉ノ国大鳥						
	④	裏						

對 音	共 通 語 辭	書 名	記靈異					
			○	○	○	○	○	
⑤	⑥	為二						
	⑦	召ツル也						
	⑧	銅ノ柱ヲ						

(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)
人	返	修行	諸ノ国	成テ	薬師寺ノ僧	出家シテ	不問ズ	牛	馬	聞クニ	讚歎ノ	尋ネ呼スルニ	仏法ヲ讚歎スル	相共ニ	村童	小兒	隣ノ	時	養レ	父母
○	○				○															
'○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(149)	(148)	(147)	(146)	(145)	(144)	(143)	(142)	(141)	(140)	(139)	(138)	(137)	(136)	(135)	(134)	(133)	(132)	(131)	(130)	(129)
船津ヲ造リ	江ヲ堀テ	造り	橋	江	難波	摂津国	行基	菩薩	行基	為ニ	謝セム	罪ヲ	智光	云テ	返	免	罪畢テ	肉解ケ骨融	令抱ム	我
○	○		○		○		○													
	○	○	○		○			○	○	○		○		○	○	○	○			
		○	○	○	○	○		○			○		○		○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○		○			○		○		○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)
悔ヒ	怖レテ	驚キ	池二入ヌ	成テ	小魚	膾	見レバ	出ス	吐キ	食	以テ	膾ヲ	魚ノ	戯レ	若キ	過ルニ	前ヲ	其ノ	魚ヲ捕り食フ	集テ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)
	文殊	給ヒ	寺	四十九所	畿内	菩薩	罪ヲ謝シ	涙ヲ流テ	智光	含テ	咲ヲ	見テ	智光	知テ	心ヲ	菩薩	至ル	所ニ	給フ	
毛									○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
一五	○	○	○	○	○			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
三四	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
三三	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
二充	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(66)	(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)
何	公	也	浅 キ	智	行 基 ハ	也	僧	深 キ	智	我 ハ	有 リ	ト云 フ	知光	僧	時 二	大僧 正	給 フ	敬 テ	天皇	如此 ク
○					○				○	○			○			○			○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	
○	○				○	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
○	○				○	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	

(190)	(189)	(188)	(187)	(186)	(185)	(184)	(183)	(182)	(181)	(180)	(179)	(178)	(177)	(176)	(175)	(174)	(173)	(172)	(171)	(170)
第	行 基	曳	僧 ヲ	百 ノ	奏 シ	迎 へ	可 來 シ	ヨ リ	国	外	其 ノ 事 ニ	云 ク	行 基	講 師	行 基	為 ル ニ	給 ハ ム	供 養 シ	東 大 寺 ヲ 造 テ	天 皇
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					○	○	○	
	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○					○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					○	○	○	

(87)	(86)	(85)	(84)	(83)	(82)	(81)	(80)	(79)	(78)	(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)
金	道	行	使	羅	閻王	云	弟子等	蘇テ	十日	死又	受テ	病ヲ	智光	稻田寺	河内国	恨ビ	給	賞シ	彼ヲ	我ヲ棄テ
○	○	○	○	○	○											○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○	○	○	○	○
○	○		○		○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
○	○		○		○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○

(21)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(19)	(19)	(19)	(19)	(19)	(19)
行ク	ヲ指テ	西	遙ニ	事無	乱レ	二浮ベ	上	海ノ	備テ	闇伽	一	行基	人無シ	見	行	難波ノ津ニ	摂津ノ国ノ	音楽ヲ調ヘテ	玄番	治部
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
	○	○				○	○	○		○	○					○		○	○	○
	○	○				○	○	○		○	○					○		○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○

(108)	(107)	(106)	(105)	(104)	(103)	(102)	(101)	(100)	(99)	(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(91)	(90)	(89)	(88)
問ヘバ	亦	満テ	空ニ	炎	煙	遠クテ見ルニ	亦行バ	生	可キ所也	行基菩薩	是ハ	答云ク	問ヘバ	使ニ	是ハ何ナル	光り耀ク	高ク広クシテ	有リ	殿	宮
○	○				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(232)	(231)	(230)	(229)	(228)	(227)	(226)	(225)	(224)	(223)	(222)	(221)	(220)	(219)	(218)	(217)	(216)	(215)	(214)	(213)	(212)
相見ツル	真如朽セズ	契テシ	釈迦ノ御前ニ	靈山ノ	歌ヲ	行基	喜	手ヲ取テ	互ニ	下テ	船ヨリ	婆羅門	来レル	会ハム	東大寺ノ供養	南天	返來タリ	浮テ	船ノ前ニ	闕伽
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○			○										○	○	○
○	○	○	○	○	○			○										○	○	○
○	○	○	○	○	○			○										○	○	○

(125)	(124)	(123)	(122)	(121)	(120)	(119)	(118)	(117)	(116)	(115)	(114)	(113)	(112)	(111)	(110)	(109)
其ノ罪ヲ	今	謗レ	悪テ	嫉ミ	行基菩薩ヲ	閻浮提日本國	汝チ	呵シテ	羅	閻王	至リ	獄	地	可	汝ガ	云ク
	○	○			○											
		○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○
○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総計	合計	(247)	(246)	(245)	(244)	(243)	(242)	(241)	(240)	(239)	(238)	(237)	(236)	(235)	(234)	(233)
		知又	也	化身	文殊	菩薩	行基	人	相見ツルカナ	文殊ノ御白	甲斐有リテ	共ニ契リシ	迦毗羅衛ニ	返歌	婆羅門	カナ
七	○															
七	三	○	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○
七	四	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
六	四	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
七	六	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

B 条

当条の各書に有する「共通語辞」を調査すると、『靈異記』は三七例（約21・9%）、『三宝絵詞』は一〇五例（約62・1%）、『往生極楽記』は一二四例（約73・4%）、『法華験記』は一二二例（約72・2%）となる。

これにより、『靈異記』のみが極めて少く、他余の三書、就中、『往生極楽記』『法華験記』両書間には、さほど差が認められぬとはいへ、僅かながら『往生極楽記』の方が多く、『三宝絵詞』がそれら『往生極楽記』『法華験記』両書より少いことを理会しうる。

さらに当条における「『今昔』共通語辞」を検してみると、次のような結果が得られる。

△『靈異記』——『今昔物語』▽……⑨3、⑫6、⑭2、⑯9の四例

△『三宝絵詞』——『今昔物語』▽……⑧8、⑩3、⑪4、⑫5、⑬6、⑭7、⑮8、⑯9、⑰0、⑱1、⑲2、⑳3、⑳4、⑳5、⑳6、⑳7、⑳8、
⑳9、⑳10、⑳11、⑳12、⑳13、⑳14、⑳15、⑳16、⑳17、⑳18の三〇例

△『往生極楽記』——『今昔物語』▽……⑨1、⑩4、⑯9の三例

△『法華験記』——『今昔物語』▽……⑩3、⑪2、⑯5の三例

これにより、△『三宝絵詞』——『今昔物語』▽が他余を大きく引き離しており、他余の事例が略々同数で、しかも、極めて少ないことを認知しうる。これは、△『往生極楽記』——『今昔物語』▽と△『法華験記』——『今昔物語』▽の重なる事例が③—⑯8、⑯9—⑯22、⑯31、⑯32、⑯34、⑯35、⑯39、⑯44、⑯48、⑯69、⑯74、⑯79、⑯80、⑯92、⑯102、⑯106、⑯117、⑯119、⑯122、⑯124、⑯128—
⑯132、⑯135、⑯143、⑯145、⑯159、⑯161、⑯163、⑯164の四九例にも上るためである。

以上のことを念頭に入れて、当条の『今昔物語』の典拠如何を考えるならば、『往生極楽記』『法華験記』両書が略々同等の重みを有つ主要典拠（強ひて挙げれば、『往生極楽記』）、これに次いで『三宝絵詞』『靈異記』の順で、これ

ら両書も典拠の一翼を担つてゐる、とみるべきであろう。

これについて、従来の主要な注釈をみると、「山根氏論文」に「法華験記と往生極楽記のいづれを採るかは（中略）決定に困難を感じるわけであるが（中略）今は法華験記を原典と仮定する」とあり、「大系本」に「本語は、日本往生極楽記⁽²⁾に基づいて構成されている。」とあり、「全集本」に「本話の出典は第七、八段を除いて、一応、『日本往生極楽記』〔〕とみる。ただし、『法華験記』上の二も『日本往生極楽記』本文の転載に近く、出典識別の基準は若干の字句の異同にとどまる。また、同話の『三宝絵詞』中の二、『日本靈異記』中の七なども部分的に参照したか。」とあり、「思想大系」に「今昔物語卷十一ノ二」の説話は本書へ「往生極楽記」の前半に、同七は後半によつているようだ」（^{〔三九五頁、傍点、印内引用者〕}云々とあり、「集成」に『三宝絵詞』が「確實に『今昔』の出典と認定できる」とし、さらに「複数出典。極楽記、靈異記からも取材」とある。

以上の諸注釈のうち、当条の「今昔物語」の主要典拠を挙げているのは、「山根氏論文」「大系本」「全集本」「思想大系」であり、その主要典拠をば、「往生極楽記」とするのは「大系本」「全集本」「思想大系」、「法華験記」とするのは「山根氏論文」である。そして主要典拠をはつきり挙げたほか、それ以外の典拠として、たとえそれが推量の形であるにせよ、「三宝絵詞」を挙げているのは「全集本」であり、また「靈異記」を挙げているのも「全集本」である。

これにより、主要典拠として「往生極楽記」を、それ以外の典拠として「三宝絵詞」「靈異記」両書を挙げているのは「全集本」のみであることから、この「全集本」が、上記諸注釈中、最も妥当で勝れていると言えよう。とはいへ、この「全集本」は、典拠としての「往生極楽記」について、さして考察を加えていないようであるし、また「靈異記」「三宝絵詞」両書の、典拠としての比重・軽重についても言及していない、等々の点で、かなり修正の余地が

あらうかと思う。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及 び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	〔集成〕	私 見
典 拠	「法華験記」	「往生極楽記」 ○「往生極楽記」 「三宝絵詞」? 「靈異記」?	「往生極楽記」 ○「三宝絵詞」 「往生極楽記」 「靈異記」	「往生極楽記」 ○「三宝絵詞」 「法華験記」 「三宝絵詞」 「靈異記」	「往生極楽記」 ○「三宝絵詞」 「法華験記」 「三宝絵詞」 「靈異記」	

C条

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、「靈異記」はナシ、「三宝絵詞」は七二例（約92・3%）、「往生極楽記」は四六例（約59・0%）、「法華験記」は四六例（約59・0%）となり、当条は「三宝絵詞」が最も多く、「往生極楽記」「法華験記」両書が同数でそれに次ぎ、「靈異記」は全く存しない。

さらに当条の各書に有する「今昔物語 共通語辞」を検してみると、△「三宝絵詞」——「今昔物語」△があるのみであり、しかもそれは、⑯—⑰、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓—㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚の三一例の多きを数える。

これにより、当条の「今昔物語」は、「三宝絵詞」のみを典拠としたようにも受け取れるが、⑯、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕の六例のように、「三宝絵詞」にみえず、「往生極楽記」「法華験記」「今昔物語」三書に共通してみえる語辞も存するので、当条は、あくまでも「三宝絵詞」を主要典拠としつゝも、他に「往生極楽記」「法華験記」両書、あるいは、それらのうちのいづれか一書をも典拠とした、とみるべきであろう。

それでは、それら「往生極楽記」「法華験記」両書の双方が略々同等の比重を以て用いられているとみるべきか、

それとも、それら両書のうち、いずれか一書が用いられているとみるべきか、もし後者を妥当とすれば、それは両書のうちのいずれであろうか。私は以下に述べるような理由で、当条の『今昔物語』の主要典拠以外の典拠として『往生極楽記』を挙げたい。即ち、当条の『今昔物語』は、上述した如く、主要典拠の『三宝絵詞』と、『往生極楽記』か『法華験記』のうちの一書、との二書のみでも十分に書けること、つまり、それら『往生極楽記』『法華験記』両書の各々と『今昔物語』とは殆ど同程度の密接性を有していることから、当条の『今昔物語』の主要典拠以外の典拠の何たるかを想定するのは極めて難しい。しかし、当条の『今昔物語』と同じ行基菩薩に係わる事柄を内容とする既述のB条の『今昔物語』が『往生極楽記』を主要典拠としていることからすれば、やはり当条もまた、同書を典拠に供したとするのが、先ず以て順当な見方だと考えられるからである。但し、当条では、あくまでも『三宝絵詞』を主要典拠とし、それを補うものとして、件の『往生極楽記』が典拠の一つに供された、と解すべきであろう。

実は、斯様な理会に基づいて『今昔物語』の卷第十一——第二話（既述B条の『今昔物語』）と卷第十一——第七話（当条の『今昔物語』）と同一表に纏めて掲示しておいた訳である。

ところで、当条の『今昔物語』の典拠について、これまでに如何なる解釈が試みられているかというに、例えば、[大系本]に「本語は、三宝絵詞中(3)の後半を独立せしめて説話を構成したものと考えられる。」とあり、「全集本」に「本語は複数の典拠に取材して一話を構成したもので、第一・二段の出典は、『三宝絵詞』中の三の後半。『日本往生極楽記』一、『法華験記』上の二も同話で、いずれも作者の経眼した資料。」とあり、「思想大系」に「今昔物語巻十一ノ二の説話は本書へ『往生極楽記』への前半に、同七は後半によつているようで」（（三九五頁、傍点）印内引用者）云々とあり、「集成」に「三宝絵詞」が「確実に『今昔』の出典と認定できる」とし、さらに「複数出典。第一・二段は三宝絵から取材」とある、といったような具合である。

当条の『今昔物語』の典拠として『三宝絵詞』を挙げていない〔思想大系〕は論外として、それ以外の諸解釈にあつても、複数の具体的な典拠が挙げられていない点で、それらは、いざれも十分なものといえぬことが知られるのである。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸 私 見 及 び 注 釈	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	〔集 成〕	私 見
典 拠		『三宝絵詞』	○『三宝絵詞』	『往生極樂記』	○『三宝絵詞』	○『三宝絵詞』
						『往生極樂記』

D条

三代実録 貞觀六年正月十四日条

延暦寺座主傳燈大法師位圓仁卒。圓仁。②俗姓王生③氏。④下野國⑤都賀郡⑥人⑦也。當⑧產⑨時⑩有⑪紫雲。見⑫其⑬家上⑭。家人無⑮見。⑯千レ時⑰有⑱僧。名⑲曰⑳廣智。國人號㉑廣智㉒菩薩。廣智覗㉓望㉔雲氣。乃知⑮起㉕於檀越王生氏家。甚以奇⑮之。秘而不⑮言。誠㉖其㉗父母。善能愛養。久而圓仁喪レ父。隨レ母育㉘長。年甫㉙九歳。付㉚託㉛廣智菩薩。圓仁幼而警俊。風貌溫雅。其兄以「外典」教レ之。然猶心慕「佛道」。嘗登「經藏」。嘗探「得觀世音經」。心甚歡喜。遂拋「俗書」。受「學經論」。俄而通「涉諸部」。領「悟大旨」。夢見「大德」。顏色清朗。長六七尺。卽就「其邊」。瞻仰礼拝。大德含レ咲。摩レ頂語話。傍有レ人。問云。汝知「大德」否。答云。此是叡山大師也。大同末年。隨レ縁入レ京。適登「叡山」。謁「觀音澄大師」。瞻視顏貞。一如「昔夢」。觀澄大師含レ咲語話。如「夢所」。竊自知レ之。不向レ人說。圓仁千レ時年十五矣。觀澄大師教以「止觀」。弘仁十三年六月。觀澄大師遷化。圓仁齡始見。

滿レ卅。身羸眼暗。知一命不レ久。因而尋一叢山北極幽谷一。結レ草爲レ庵。消三四四年一。闡山僧衆苦勸云。吾師爲レ法早可入唐一。尋而官補一請益一。⁵⁵承和五年發。七月一日著一大⁵⁶唐楊州海陵縣一。開成三年七月一日到二楊州一。同年十月。國使入レ京。圓仁苦請レ留一住楊府一。意在レ巡一礼天台及五臺等諸聖跡一。李相公德裕聞奏。有レ勅不レ許一巡禮一。四年國使聘禮既畢。還向一本朝一。圓仁相隨上レ船。圓仁心謂。遠渡一滄溟一。本爲一求法一。仍辭一國使一。獨身下レ船(中略)開成五年。入二⁵⁷五臺山一。⁵⁸禮一拜⁵⁹聖跡一。謁一諸大德一(中略)遇⁶⁰會昌天子毀⁶¹滅⁶²佛法一。經歷三年。旣絕⁶³歸思一。俄而軍裏下レ牒云。外國僧等宜⁶⁴早歸⁶⁵本貫一。曰得レ出レ城。(中略)押衙等引⁶⁶諸官人迎⁶⁷待門前一。特致⁶⁸勞問一。僉云。我國佛法旣已滅盡。佛法隨⁶⁹和尚⁷⁰東去。自レ今以後。若有⁷¹求レ法者⁷²。必當レ向⁷³日本國⁷⁴也(中略)⁷⁵承和十四年九月還⁷⁶此土⁷⁷聞⁷⁸奏天子一。請下奉⁷⁹爲國家⁸⁰修⁸¹灌頂一。每年永修鎮中國護聖境上。詔依⁸²請焉(中略)遷化之時。年七十二。天下道俗。知與⁸³不レ知。莫レ不⁸⁴哀惜⁸⁵焉(中略)追謚曰⁸⁶慈覺一(中略)宜彼西人謂⁸⁷法東去一。雖⁸⁸復數遇⁸⁹難危一。然而每得⁹⁰免脫⁹¹。自レ非下被⁹²佛護念⁹³導中利群生⁹⁴。豈能與⁹⁵於斯⁹⁶者哉。又天台宗之傳⁹⁷於本朝⁹⁸也。

慈覺大師伝

①慈覺大師。諱圓仁。②俗姓王生。③下野國⁵⁵都賀郡⁵⁶人⁵⁷也(中略)延曆十三年。大師誕生。是日。④紫雲⁵⁸覆屋上。家人無見者。⑤時同郡大慈寺⁵⁹有僧。名⁶⁰曰廣智。(中略)國人號⁶¹廣智⁶²菩薩。廣智經行之次。⑥遙望⁶³紫⁶⁴雲。謂。嘉氣非常。必可有所應。便⁶⁵尋雲根所起之處。是檀越王生氏家也。訪⁶⁶問之。家婦⁶⁷產兒。⑦廣智中心獨悅。不告其祥。乃誠⁶⁸其⁶⁹父母⁷⁰曰。兒儻無恙。必當與我。爾後數加教誨。若令養顧。大師幼而喪父。年及⁷¹九歲。從其兄學經史。於是阿母爲慎前語。付屬⁷²廣智大師天性聰敏。風貌溫雅。身長五尺七寸。心慕佛教。寤寐思服。嘗登經藏。誓搜法文。⑧得觀世音經。心甚敦悅焉。遂拋外書。專學內典。頻修齋戒。永斷葷腥。數歲之後。稍涉諸部。遍悟大旨。于時夢見一沙門。長六尺餘。顏色清朗。大師致禮瞻仰。汰門舍咲話語。其⁷³傍⁷⁴有⁷⁵人。問⁷⁶曰。汝⁷⁷知⁷⁸此大德⁷⁹否。對⁸⁰曰。不知。人⁸¹曰。此是⁸²叢⁸³山⁸⁴大師⁸⁵也。大師聞之。彌

增禮敬。①夢覺之後。竊以傾慕之。廣智知其意。攜將大師。乃⑦登④叡⑤山。付囑先師。時年十有五。今年大同三年也。暨于此時。仰望先師之風儀。皆如⑦昔時之⑧夢相。先師特加鍾愛。(中略)弘仁八年三月六日。又授德圓及大師矣。(中略)十三年六月四日。先師遷化(中略)⑤承和⑥二年。有人來告曰。頃者朝家有遣唐使之議。隨業擇人。(中略)厥後。自難波離宮。與大使參議右大辨兼相模守藤原朝臣常嗣。相共上船。到太宰府。未得順風。徒送二年。五年六月十三日。上第一船。廿二日解纜進發(中略)七月一日。得著大唐楊州海陵縣。五年。則是開成三年也。(中略)冬十月。朝使入京。大師苦請。獨留楊府。爲攀躋天台及五臺山。巡禮諸聖跡。求顯密教法也。(中略)大師得府衙牒。到⑩五臺山。巡⑪禮⑫聖跡。謁山中諸碩德。(中略)⑬會昌天子。破滅⑯佛法。(中略)軍中牒云。日本國僧等。宜歸本國。於是大師初出帝京。(中略)衆官曹等。僉曰。我國佛法。旣以絕滅。唯今隨和尚。東去而已。若後有求法者。必當向日本國。(中略)得著太宰府。今年唐大中元年。我朝⑮承和十四年也。(中略)貞觀六年正月(十四日)至子刻。手結印契。口誦真言。北首右脇。永以遷化。春秋七十一。

三宝縕詞

下卷第十六

舍利會ハ①慈覺大師ノハシメ行ヘル也大師ハ④下野國ノ⑥人⑦也⑧生ル⑨時ニ家ノ中ニ⑩紫ノ雲⑪タツ⑯國ニ⑫ヒシリノ僧⑭アリ人ナツケテ⑭廣智⑮井⑯トイフ⑰ハルカニ⑲雲ヲ⑯見テ⑯家ニイタリヌ⑬父母ニイマシメテコノ⑯子ハヨクヽマモリヤシナヘト⑯云⑯九歳ニシテ⑭廣智カ⑬所ニユキヌ誓テ觀音經ヲサクリ⑯エタリ乃チニヒロク經論ヲサトレリユメニヒトリノ大德來テ⑯頂ヲナテ、カタラフ夢ノ中ニ⑯人⑯アリテ⑯云是ヲハ⑯シレリヤ⑯比⑯叡ノ⑯大師⑯ナリトヲシフトミル⑯ツビニ⑯比⑯叡ニ⑯ノホリテ⑯傳教⑯大師ヲ⑯ミタテマツルニ⑯咲ヲ含テ⑯ヨロコヒカタラヒ⑯給事⑯昔⑯夢ニ⑯ミシ⑯形ニコトナラス心ニミツカラシリテ人ニカタラス⑯承和五年ニ⑯モロコシニ⑯渡ヌ⑯天台⑯山ニユキ⑯五臺山ニノホリオホク乃年ヲヘテ法ヲモトメアマタノ師ニアヒテ道ヲナラヘリモロコシノ人ノ云ク我國ノ仏法ハミナ和上ニシタカヒテ東ニ去ヌトイヒキ⑯承和十四年ニ此國ニ歸來テ多乃乃佛舍利ヲモテワタレリ貞觀二年ニ此會ヲ始行ヒテ忽持院ニツタヘヲケリ多ノ色衆ヲト、ノヘタテニリノ別當ヲサス事ハナカキコ

ト、ナレ、ハ人ノ力乃タフルニシタカフ日ハ定レル日モナシ山ノ花ノサカリナルヲ契レリ（下略）

往生極樂記 四

延暦寺座主伝燈大法師位円仁。②俗姓壬生^③氏。④下野国^⑤都賀郡^⑥人^⑦也。⑧生有^⑩紫雲之瑞。大同三年出家。師事^⑪伝教^⑫大師。三年蟄居楞嚴院。修四種三昧。⑯承和^⑯二年以選入^⑯唐。一紀之間登^⑯五台山。到諸道場。遍謁名德。受學顯密。⑯承和十四年^⑯帰朝。弥陀念佛。法花懺法。灌頂。舍利会等。大師所伝也。凡仏法東流。半是大師之也。天安貞觀兩帝。淳和五年二后。比以為師。受菩薩戒及灌頂等。大師嘗有熱病。夢食天甘露。覺後口有滋味。身無余恙。貞觀六年正月十四日一道和尚來云。微細音樂聞于唐院。△大師房号唐院▽聞之既無其聲。西一剋令祐法師近在大師前。大師指南方。客人入到。早可燒香。令祐言。無人。大師弥以敬重。具威儀結定印。念佛入滅。同年二月有勅贈法印大和尚位。七年賜謚慈覺。

法華驗記 第四

①慈覺大師。②俗姓壬生^③氏。④下野国^⑤都賀郡^⑥人矣。出母胎^⑨時。⑯紫雲^⑭覆^⑮舍。瑞鳥聚囁。⑯廣智^⑬菩薩^⑰遙^⑯見瑞相。⑯尋家^⑯來至^⑯教^⑬父母^⑯言。於所^⑯生^⑯子加^⑯敬守養。是非凡夫。瑞相如是。大師年^⑯九歲。詣^⑯廣智許誓^⑯求有緣經。探^⑯得^⑯法華經^⑯普門品。自爾以降。讀誦法花。弘學經論。解悟深理。夢見^⑯聖人^⑯摩頂與語。夢^⑯傍^⑯人^⑯告。此聖人^⑯是^⑯比^⑯叡^⑯大師。⑯可成^⑯汝師。⑯夢覺乃至^⑯終^⑯登^⑯叡^⑯山。⑯始^⑯見^⑯伝教^⑯大師禮足。⑯大師^⑯含笑^⑯歡喜^⑯無限。⑯昔^⑯夢^⑯形貌不異。⑯隨順大師廣學^⑯顯密。⑯承和^⑯二年以選入^⑯唐。往^⑯天台^⑯山登^⑯五台山。多年經廻遍謁名德。受學顯密教。大唐人言。我国仏法。和尚盡學移伝日本矣。⑯承和十四年^⑯帰朝。弥陀念佛。法花懺法。灌頂。舍利会。大師所伝也。凡仏法東流。半是大師所伝也。天安貞觀兩帝。淳和五年二后。皆以為師。受菩薩戒及灌頂等。大師嘗有熱病。飲食非例。氣力減損。夢食天甘露。夢覺以後口有滋味。身無余患。大師蟄居楞嚴院。殊致精進。以石墨草筆。手自書寫法華經一部。名如法經。即以彼經安置堂中。即今如法堂。大師趣向上野下野。書寫供養二千部妙法花經。又書寫供養一千部法華經。安置總持院。又書寫供養金光明經千部。安置文

殊樓。伝授真言弟子道俗一百五十七人。受戒灌頂男一千二百七十人也。大師製造金剛頂經疏七卷。蘇悉地經疏七卷。顯揚大戒論八卷也。貞觀六年正月十四日。一道和尚來云。微細音樂聞于唐院。△大師坊名唐院。△大師最後種々遺戒已畢。洗手漱口。着新淨衣。威儀具足。告令祐法師曰。僧數十來向列入。早燒香散花。令祐申云。只今無客。大師弥以敬重。一心合掌向西安座。命円純法師。令唱。歸命頂礼彌陀種覺平等大会一乘妙法。乃至于子剋。大師念彌陀佛。誦妙法華。命諸弟子令念誦。手結定印。△誦真言。北首右脇永以遷化矣。春秋七十一。夏臘四十九。同年二月有勅贈法印大和尚位。七年賜謚慈覺矣。

今昔物語 第十一——第十一

今昔、承和ノ御代ニ、①慈覺大師ト申聖在マシケリ。②俗姓ハ壬生ノ③氏、④下野國⑤都賀ノ郡ノ⑥人⑦也。初メ⑧生ケル⑨時、
⑩紫雲⑪立テ、⑫其⑬家ニ⑭覆ヘリ。

其⑮時ニ、其⑯國ニ⑰廣智⑱菩薩⑲ト云フ⑳聖㉑有リ。㉒遙ニ此ノ㉓紫㉔雲ヲ㉕見テ驚テ、其㉖家ニ㉗尋テ㉘來レリ。㉙問テ云ク、
此ノ家ニ何ナル事カ有ルト。家ノ主答テ云ク、今日男子㉛生レリト。㉜廣智菩薩、㉝其ノ㉞父母ニ㉟教ヘテ㉞云ク、其㉞生レル男
㉞子ハ、是止事無キ聖人ト可成キ人也。汝等、父母也ト云フトモ、專ニ可㉞敬シト㉞云置テ、返ヌ。其後、其男子漸ク勢㉞長シ
テ、既ニ㉛九歳ニ成ヌ。父母ニ語テ云ク、我レ出家ノ心有リ。㉜廣智ノ㉞所ニ行テ經ヲ習ハムト云テ、㉞經ヲ求ルニ、㉞法華經
ノ㉞普門品ヲ㉞得タリ。是ヲ以テ、廣智ニ隨テ是ヲ習フ。

而ル間、児□ノ中ニ、㉛聖人有テ、我ガ㉞頂ヲ撫ヅルヲ、亦㉞傍ニ㉟人㉞有テ㉞告テ㉞云ク、㉞汝チ、㉞此ノ頂撫ヅル人ヲバ㉞
知タリヤ㉞否ヤト。児㉞答テ㉞云ク、㉞不知ト。亦㉞云ク、㉞是ハ㉞比㉞叡㉞山ノ㉞大師㉞也。㉞汝ガ□ト㉞可成キニ依テ、汝ガ
頂撫ヅル也ト。㉞夢覚テ、見テ思ハク、然レバ、我レハ比叡山ノ僧ト可成ニコソ有ナレト思テ、年□歳ニシテ、㉞遂ニ㉞比㉞叡
㉞山ニ㉞登テ、㉞始テ㉞伝教㉞大師ヲ㉞見ルニ、㉞大師㉞咲ヲ含テ、㉞喜ビ㉞給フ事㉞無限シ。本ヨリ知レル人ヲ見ルガ㉞如シ。児
亦、㉞昔㉞夢ニ㉞見シ㉞形ニ替ル事無シ。其後、㉞大師ニ隨テ頭ヲ剃テ法師ト成ヌ。名ヲ㉞円仁ト云フ。㉞顎蜜ノ法ヲ習フニ、少

シキ愚ナル事無シ。

而ル間、伝教^⑭大師失給ヒヌレバ、心ニ思ハク、我レ、唐ニ渡テ顕蜜ノ法ヲ習ヒ極メムト思テ、^⑮承和^⑯二年ト云フ年、^⑰唐ニ^⑱渡ヌ。^⑲天台^⑳山ニ登リ、^㉑五臺山ニ参リ、所々ニ遊行シテ^㉒聖跡ヲ^㉓礼シ、仏法流布ノ所ニ行テハ是ヲ習フ間、^㉔惠正天子ト云フ天皇ノ代ニ、此ノ天皇、^㉕仏法ヲ亡ス宣旨ヲ下シテ、寺塔ヲ破り壞テ正教ヲ焼キ失ヒ、法師ヲ捕テ令還俗ム。使四方ニ相ヒ分レテ亡。

其時ニ、^㉖大師此ノ使ニ会ヌ。独身ニシテ隨ヘル者無シ。使等大師ヲ見テ喜テ追フ。大師逃テ、一ノ堂ノ内ニ入ヌ。使來テ堂ヲ開テ求ム。大師可為キ方無クテ、仏ノ中ニ居テ□求ムルニ、僧不見、只新キ不動一体□見ル時ニ、大師本ノ形ニ成テ在マス。使、何ナル人ゾト問フニ、日本ノ国ヨリ法ヲ求メムガ為ニ来レル僧也ト答フ。使恐レテ、令還俗ル事ヲバ暫ク止メテ、天皇ニ此ノ由ヲ奏ス。宣旨ニ云ク、他國ノ聖也。速ニ可追棄シト。然レバ、使大師ヲ免ツ。

大師喜テ、其所ヲ走リ去テ、他ノ国ヘ逃ル間ニ、遙ナル山ヲ隔テ、人ノ栖有リ。見レバ、城固ク築キ籠テ、廻リ強ニ固メタリ。一面ニ門有リ。其門ノ前二人立テリ。大師是ヲ見テ、喜テ、寄テ、是ハ何ナル所ゾト問フ。答テ云ク、是ハ一人ノ長者ノ家也。聖人ハ何ゾト。大師答テ云ク、仏法ヲ習ハムガ為ニ日本ノ国ヨリ渡レル僧也。然ルニ、仏法ヲ亡ビテ斯世ニ会テ、暫ク隠レ居テ、忍ビタラム所ニ有ラムト思フ也。門ニ立タル人ノ云ク、此ノ所ハ□テ人不来シテ極テ静ナル所也。然レバ暫ク、是ニ在マシテ、世ノ静ニ成ナム後ニ、出テ仏法ヲモ習ヒ可給キ也ト。大師是ヲ聞テ、喜ビヲ成シテ、此ノ人ノ後ニ立テ入ヌ。其後、門ヲバ即チ差シツ。門ヲ入テ遙ニ奥ノ方ニ歩ビ行ク。大師モ共ニ行テ見給ヘバ、様々ノ屋共造リ重ネタリ。人多ク□ノ空キ屋ノ有ルニ、大師ヲ令居ツ。

大師、此ク静ナル所ニ來ヌ。世ノ静ナラム程此ニ有ラム、吉キ事也ト喜テ、若シ仏法ヤ在スト思テ、所々ヲ伺ヒ見行クニ、惣テ仏經見工給フ所無シ。後ノ方ニ屋有テ、寄テ立チ聞ケバ、人ノ病ム音共多ク聞ユ。怪シト思テ、臨テ見レバ、人ヲ縛テ上

テ鉤リ懸テ、下ニ壺ヲ置テ、其壺ニ血ヲ垂レ入ル。是ヲ見ルニ惣テ不心得ネバ、問ヘドモ、不答ヘ。怪テ去ヌ。亦、他ノ方ヲ臨バ、亦、人ノ吟フ音有リ。色極テ青キ者共瘦セ枯タル、多ク臥セリ。一人ヲ招ケバ、這ヒ寄リ来レリ。

大師問テ云ク、是ハ何ナル所ゾ。此ク難堪氣ナル事共ノ見ユルハト。此ノ人、木ノ端ヲ取テ、縷ノ様ナル肱ヲ指シ□ベテ、土ニ書ヲ見レバ、是ハ纈纈ノ城也。不知シテ此ニ來ヌル人ヲバ、先ヅ物ヲ不云又藥ヲ令食テ、次ニ肥ユル藥ヲ令食ム。其後ニ、高キ所ニ釣リ保テ、所々ヲ差シ切テ、血ヲ出シテ壺ニ垂レ、其血ヲ以テ纈纈ヲ染テ結ツ、世ヲ経ル所ヲ不知シテ、□既ニ食ツル様ニシテ、人問フ事有ラバ物ヲ不云又様ニテウメキテ、努々、物宣フ事無カレ。我等モ其藥ヲ不知シテ食テカ、ル目ヲ見ル也。相構テ逃ゲ可給キ也。廻リノ門ハ強ク差シテ、オボロケニテハ人可出キ様無キ也ト書タルヲ見テ後、大師心肝失テ、惣テ不思ヘ。然レドモ、本ノ居所ニ返ヌ。人食物ヲ持來タリ。見レバ、教ヘツル様ニ胡麻ノ様ナル物盛テ居ヘタリ。是ヲ食フ様ニシテハ懷ニ差シ入レテ、外ニ棄テツ。食物ノ後、人來テ問フ事有リト云ヘドモ、ウメキテ物不云ハ。今ハシ得タリト思ヘル氣色ニテ去ヌ。其後ハ可肥藥ヲ種々ニ令食ム。然ル間、人ノ立去タル程ニ、大師丑寅ノ方ニ向テ掌ヲ合セ、礼拝シテ云ク、本山ノ三宝薬師仏、我レヲ助テ古郷ニ返ル事ヲ令得メ給ヘト。其時ニ、一ノ大ナル狗出来ヌ。大師衣ノ袖ヲ食テ引ク。大師犬ノ引ニ隨テ行クニ、可通出クモ無キ水門有リ。其ヨリ引き出シツ。外ニ出ヌレバ、犬ハ不見成ヌ。大師泣々ク喜テ、其ヨリ足ノ向ク方ニ走ルニ、遙ニ野山ヲ越テ人里ニ出ヌ。

人会テ問テ云ク、是ハ何ヨリ來レル聖人ノ如此キ走リ給フゾト。大師、然々ノ所ニ行テ有ツル事ノ様ヲ語ル。其人ノ云ク、其所ハ纈纈ノ城也。人ノ血ヲシボリテ世ヲ亘ル所也。其ニ行ヌル人ハ返ル事無シ。實ニ仏神ノ助ケニ非ズハ、可遁キ様無シ。無限ク貴キ聖人ニ在マシケリト喜テ、別レ去ヌ。其ヨリ弥ヨ逃ゲ去テ、王城ノ方ニ至テ、忍聞ク程ニ、惠正天子失給ヒヌ。他ノ天皇位ニ即給ヌレバ、仏法亡ヌ事止ヌ。

大師、本意ノ如ク□寺ノ義操ト云フ人ヲ師トシテ蜜教ヲ習ヒ伝ヘテ、[◎]承和十四年ト云フ年[◎]帰朝シテ、顯蜜ノ法ヲ弘メ

置タリトナム語リ伝ヘタルトヤ。

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号
ト云フ	菩薩	広智	国二	時二	覆ヘリ	家ニ	其	立テ	紫雲	時	生	也	人	都賀ノ郡	下野国	氏	俗姓ハ壬生ノ	慈覺大師	共通語辞
																			書名
○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実三 録代
○	○	○		○	○				○		○	○	○	○	○	○	○	○	大慈 師伝覚
○	○	○	○					○	○	○	○	○	○					○	絵詞宝
								○		○	○	○	○					○	極往 樂記生
	○	○						○		○	○	○	○					○	驗法 記華
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	物今 語昔	

73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	番号
比	遂二	夢覚テ	可成キ	汝ガ	也	大師	山	叡	比	是ハ	云ク	不知	云ク	答テ	否ヤ	知タリ	此ノ	汝ヂ	共通語辞
					○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	書名
		○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	実三 録代
○	○				○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	大慈 師伝覚
					○	○	○	○										絵詞宝	
	○	○																	極往 樂記生
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								驗法 記華
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	物今 語昔	

40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
長	云	敬	子	生	云	教	父母	其	廣智	生	問	来	尋	家	見	雲	紫	遙	有	聖
				レ	ク	ヘテ	二	ノ		レ	テ	リ	テ	二	テ	ヲ	ニ	リ	リ	
○					○	○										○		○		
					○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
○	○	○			○											○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74
大師	顯蜜	円仁	大師	形二	見シ	夢二	昔	如シ	無限シ	給フ事	喜ビ	咲ヲ含テ	大師	見ル	大師ヲ	伝教	始テ	登テ	山	叡
○	○			○	○		○				○	○	○				○	○	○	
																	○	○	○	
○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(41)	九歳														
(42)	広智														
(43)	所ニ行テ														
(44)	経ヲ求ル														
(45)	法華經														
(46)	普門品														
(47)	得タリ														
(48)	聖人														
(49)	頂ヲ撫ヅル														
(50)	傍														
(51)	人														
(52)	有チ														
(53)	告テ														
(54)	云ク														
合計															
(95)	承和														
(96)	二年														
(97)	唐二														
(98)	渡ヌ														
(99)	天台														
(100)	山														
(101)	五臺山														
(102)	聖跡														
(103)	礼シ														
(104)	惠正天子														
(105)	仏法ヲ														
(106)	承和十四年														
(107)	帰朝														
五															
毛															
糸															
六															
玄															
一〇七															

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、「三代実録」は五九例（約54・6%）、「慈覚大師伝」は五七

例（約52・8%）、「三宝絵詞」は五五例（約50・9%）、「往生極楽記」は一六例（約14・8%）、「法華驗記」は六六例（約61・1%）となり、「法華驗記」「三代実録」「慈覚大師伝」「三宝絵詞」「往生極楽記」の順に、「今昔物語」と密接な関係にあることが知られる。而してその密接性の度合という点では、「三代実録」「慈覚大師伝」「三宝絵詞」三書間にさほどの差が認められず、これら三書に比して「法華驗記」が僅かながら高いという程度に過ぎない。ただ、「往生

極楽記」が他余の四書に比して格段に低いといえる。また当条の各書に有する「今昔物語 共通語辞」を検してみ

ると、次のような結果が得られる。

△「三代実録」——『今昔物語』×……………⑫、⑭、⑮、⑯、⑰の五例

△「慈覚大師伝」——『今昔物語』×……………⑬、⑯、⑰、⑲、⑳、㉑、㉓、㉔の五例

△「三宝絵詞」——『今昔物語』×……………⑪、⑯、⑰、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕の八例

△「往生極楽記」——『今昔物語』×……………ナシ

△「法華験記」——『今昔物語』×……………㉘、㉙、㉚、㉛、㉝、㉞、㉟、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㉛、㉜の一五例

これによつて、当条の『今昔物語』の主要典拠は『法華験記』であり、他に『三代実録』『慈覚大師伝』『三宝絵詞』三書をも典拠としていることが知られる。而してこれら三書の典拠としての比重は、主要典拠たる『法華験記』に共通しない語辞が、それら三書の各々に如何ように存するか、その多少によつて知りえよう。そこで、件の三書に存する處の、『法華験記』に共通しない語辞を検してみると、次のようになる。

『三代実録』……………⑦、⑧、⑯の二八例

『慈覚大師伝』……………⑦、⑯の二六例

『三宝絵詞』……………⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㉛、㉜の一八例

これにより、『三代実録』『慈覚大師伝』『三宝絵詞』三書が、その順次の比重を以て主要典拠以外の典拠とされていふことを理会しうるのである。

ところで、当条の『今昔物語』の典拠について、従来の 主要な諸注釈をみるに、『山根氏論文』に『法華験記』を原典とする」とあり、[大系本]に「本語の第四段前半までは、主として三宝絵詞下⁽¹⁶⁾の冒頭の記事によつて説話をな

した」とあり、「全集本」に「典拠は複数で第一段より第四段前半までの出典は『法華験記』上の四。同文的同話の『三宝絵詞』下の一六もあるいは参酌されたか。」とあり、「思想大系」に「今昔物語卷十一ノ十一の前半は三宝絵の右箇所へ下、比叡舍利会条▽により、後半は何によつたか不明」（印内引用者四一一页、△△）とあり、「集成」に「三宝絵詞」が確実に「今昔」の出典と認定できる」とし、さらに「験記によるが、三宝絵をも使用」とある、といった具合である。

これら諸注釈によれば、当条の「今昔物語」の主要典拠について、それを「法華験記」とするのは「山根氏論文」「全集本」「集成」、「三宝絵詞」とするのは「大系本」「思想大系」であり、当条の「今昔物語」の、主要典拠以外の典拠として挙げられているのは「三宝絵詞」のみである（「全集本」「集成」）、ということになる。

かくして当条の「今昔物語」の典拠に関する従来の主要な見解を知りうるのであるが、この中では、主要典拠を「法華験記」とすることとともに、他余の典拠として「三宝絵詞」を挙げている「全集本」「集成」が最も妥当なものと言えよう。しかし、これら二つの注釈は、ともに「法華験記」を主要典拠として指摘している点は宜しいとしても、それ以外の典拠についての指摘、即ち「三代実録」「慈覚大師伝」「三宝絵詞」三書が、その順次の比重を以て用いられているとする指摘がなされていない点で、不備なものと言わざるを得ないのである。

なお、当条の「今昔物語」第四段後半より第九段までの部分が何に拠つて書かれたか、この点について、上記の諸注釈には全く闇説されていないが、これに関しては、やはり「思想大系」同様に不明とするより仕方ないとと思う。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及 び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	〔集成〕	私見
「法華験記」	○「三宝絵詞」	○「法華験記」	「三宝絵詞」	○「法華験記」	○「法華験記」	○「法華験記」

E 条

往生極樂記 七

②律師①無空。平生③念佛④為業。⑥衣食⑤常⑦乏。自謂。⑩我貧⑪亡後定⑫煩遺弟。⑯竊以⑨万⑧錢⑬置于⑭房内⑮天井之上。欲支斂葬也。⑭律師臥⑮病。言不及⑯錢。忽以即世。⑯枇杷左大臣⑰与律師有故旧矣。㉓大臣夢。㉔律師衣裳垢⑯穢。㉖形容枯槁。㉗來相語㉘曰。㉙我以有伏藏錢貨。不度㉚受蛇身。㉑願以其㉒錢可㉔書写㉓法花經。㉕大臣㉖自到旧㉗房。搜得万㉘錢。㉙々中㉛有一小㉜蛇。㉚見人逃去。㉛大臣㉚忽令㉖書写㉗供㉘法花經一部了。他日㉙夢。㉟律師法服鮮明。顏色悅懌。持㉗香爐㉘來。謂㉛大臣曰。㉝吾以相府之㉞恩。㉟得免邪道。㉘今詣極樂。語了㉟西向飛去焉。

法華驗記 第七

②律師①無空。平生③念佛④為業。⑥衣食⑤常⑦乏。自謂。⑩我貧⑪亡後定⑫煩遺弟。⑯竊以⑨万⑧錢⑬置于⑭房内⑮天井之上。欲支斂葬也。⑭律師臥⑮病。言不及⑯錢。忽以退世。㉓大臣夢。㉔律師衣裳垢⑯穢。㉖形容枯槁。㉗來相語㉘曰。㉙我以有伏藏錢貨。不度而㉚受蛇身。㉑願以其㉒錢可㉔書写㉓法華經。㉕大臣㉖自到旧㉗房。搜得万㉘錢。㉙々中㉛有一小㉜蛇。㉚見人逃去。㉛大臣㉚忽令㉖書写㉗供㉘法華經一部畢。他日㉙夢。㉟律師衣服鮮明。顏色悅懌。持㉗香爐㉘來。語㉛大臣曰。㉝吾以相府之㉞恩。㉟得免蛇道。㉘今詣極樂。㉙謂了㉟西向飛去矣。

今昔物語 第十四——第一

今昔、比叡ノ山ニ①無空②律師ト云フ人有ケリ。幼クシテ山ニ登テ出家シテ後、身ニ犯ス所無シ。亦、心正直ニシテ道心深カリケリ。然レバ、僧綱ノ位マデ成ケレドモ、遂ニ現世ノ栄花名聞ヲ永ク棄テ、後世ノ菩提ヲ偏ニ願フ。此ニ依テ、本山ニ

籠居テ^③念佛ヲ唱ヲ^④業トシテ、怠ル事無シ。此レ一生ノ間ノ勤也。亦、^⑤常ニ^⑥衣食ニ^⑦乏クシテ、更ニ憑ム方無シ。何況ヤ、房ニ一塵ノ貯ヘ有ラムヤ。

而ルニ、律師^⑧錢^⑨万ヲ自然ラ得タリ。其ノ時ニ、律師ノ思ハク、^⑩我レ^⑪死ナム時ニ、弟子共必ズ^⑫煩ヒ有リナム。然レバ、此ノ錢ヲ人ニ不令知ズシテ隱シ^⑬置テ、没後ノ料ニ充テム。只、死ナム時ニ臨テ、弟子共ニ令告知ムト思テ、^⑭房ノ^⑮天井ノ上ニ^⑯窃ニ^⑰隱シ置。其ノ後、弟子共敢テ此ノ事ヲ不知ズ。而ル間、^⑯律師身ニ^⑰病ヲ受テ惱ミ煩フ間、此ノ^⑲錢隱シ置タル事ヲ忘レテ、弟子共ニ不告知ズシテ、遂ニ死ヌ。

其時ニ、^⑲枇杷ノ大臣ト云フ人在マス。名ヲバ仲平ト云フ。此ノ人、彼ノ^⑳律師ト年来師檀ノ^㉑契リ深クシテ、万事ヲ憑テ過ギ給ヒケル間、律師ノ失タル事ヲ殊ニ歎キ思給ケルニ、^㉒大臣ノ夢ニ、^㉓律師衣服^㉔穢氣ニ、^㉕形貞衰ヘ弊クシテ、^㉖來テ^㉗云ク、^㉘我レ生タリシ時、偏ニ念佛ヲ唱フルヲ以テ業トシテ、必ズ極樂ニ生レムト思ヒシニ、我ガ身ニ貯ヘ無カリシニ依テ、没後ニ弟子共煩ヒ有リナムト思テ、錢万ヲ没後ノ料ニ充テムガ為ニ、房ノ天井ノ上ニ^㉙隱シ置タリキ。死ナム時ニ臨デ、弟子共ニ令告知ムト思給ヒシニ、病ニ煩ヒシ間、其ノ事忘レテ、不告ズシテ死ニキ。于今其ノ事ヲ知ル人無シ。己レ其ノ罪ニ依テ、^㉚蛇ノ身ヲ受テ、錢ノ所ニ有テ苦ヲ受ル事量無シ。己レ生タリシ時、君ト契ヲ成ス事深リキ。^㉛願クハ、君彼ノ^㉜錢ヲ尋ネ取り給テ、^㉝法花經ヲ^㉞書写供養シテ、我ガ此ノ苦ヲ救ヒ給ヘト云フ、ト見テ夢覚ヌ。

其ノ後、^㉟大臣歎キ悲デ、忽ニ、使ヲバ不遣ズシテ、^㉟自ラ山ニ登テ、律師ノ^㉟房ニ行テ、人ヲ以テ天井ノ上ヲ令見メ給フニ、実ニ夢ノ告ノ如ク^㉟錢有リ。^㉟錢ノ中ニ、^㉟蛇錢ヲ纏テ^㉟有リ。^㉟人ヲ見テ逃去ヌ。大臣房ニ有ル弟子共ニ此ノ夢ノ告ヲ語リ給ヘバ、弟子共此レヲ聞テ、泣キ悲ム事無限シ。

^㉟大臣京ニ返テ、^㉟忽ニ此ノ錢ヲ以テ^㉟法花經一部ヲ^㉟書写^㉟供^㉟養シ給テ、其後、程ヲ経テ、大臣ノ^㉟夢ニ、彼ノ^㉟律師法眼鮮ニシテ、^㉟手ニ^㉟香炉ヲ取テ^㉟来テ、^㉟大臣ニ向テ云ク、^㉟我レ君ノ^㉟恩徳ニ依テ、^㉟蛇道ヲ免ル、事ヲ得テ、年来ノ念佛ノ力

二依テ、⁵⁸今極樂ニ参レル也ト⁵⁹云テ、⁶⁰西ニ向テ飛ビ去ヌ、ト見テ夢覚ヌ。

其ノ後、大臣喜ビ貴ビ給テ普ク世ニ語ルヲ聞キ繼テ、語リ伝ヘタルトヤ。

(13)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	書名		
																		番号	共通語辞	書名
病	律師	窃ニ	天井ノ上ニ	房ノ	置テ	煩ヒ	死	我レ	万	銭	乏ク	衣食ニ	常ニ	業トシテ	念佛ヲ	律師	無空			
																		種往 業記生		
																		驗法 記華		
																		物今昔		
(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	書名		
																		番号	共通語辞	書名
夢ニ	養シ	供	書写	法花經一部ヲ	忽ニ	大臣	人ヲ見テ逃去ヌ	有リ	蛇	銭ノ中ニ	銭	房ニ	自ラ	大臣	法花經ヲ	書写	錢ヲ			
																		種往 業記生		
																		驗法 記華		
																		物今昔		

(19) 錢																											
(20) 枇杷ノ大臣																											
(21) 律師ト																											
(22) 契リ																											
(23) 大臣ノ夢ニ																											
(24) 律師衣																											
(25) 積																											
(26) 形																											
(27) 来テ																											
(28) 云ク																											
(29) 我レ																											
(30) 蛇ノ身ヲ受テ																											
(31) 願クハ																											
合計																											
(50) 律師																											
(51) 手ニ																											
(52) 香炉ヲ																											
(53) 来テ																											
(54) 大臣ニ…云ク																											
(55) 我レ																											
(56) 恩																											
(57) 蛇道ヲ免ル、事ヲ得テ																											
(58) 今極楽ニ参レル																											
(59) 云テ																											
(60) 西ニ向テ飛ビ去ヌ																											
矣	○																										○
矣	○	○																									○
矣	○	○	○																								○

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、「往生極楽記」は五六例（約93・3%）、「法華験記」は六〇例（100%）となり、「法華験記」の方が「往生極楽記」よりも「今昔物語」と密接な関係にあることを理会しうる。さらに当条の各書に有する「今昔物語」共通語辞を検してみると、次のような結果が得られる。

△「往生極楽記」——「今昔物語」▽……②、④、⑤、⑨の四例

これにより、当条の「今昔物語」は、「法華験記」のみで書きうることが知られる。実際の処、当条の「今昔物語」は、「法華験記」のみに基拠して書かれたとみて宜しかろう。このことに関して、例えば、「山根氏論文」に「往生極

樂記と法華驗記の今昔において占める位置を決定するのはかなり厄介な問題であるようだ（中略）。いざれを原典とすべきであるか（中略）いざれとも決しがたい。（中略）どちらかといえば、法華驗記がより原典としての可能性が大きいと考えることも不当ではあるまい。法華驗記を参閲とする放證説は、再考（修正？）されねばならない。」とあり、「大系本」に「本語は、日本往生極樂記⁽⁵⁾⁽⁷⁾ 法華驗記卷⁽⁴⁾⁽⁷⁾に基づいて説話を構成したものと認められる」とあり、「全集本」に「本語の出典は、『法華驗記』上の七。『法華驗記』の典拠となつた『日本往生極樂記』五も同文的同話で、しかも『日本往生極樂記』が『今昔物語集』の有力な一出典であつたにつけて、本話をめぐる両書の関係は微妙である。」とあり、「思想大系」に「卷十四のうち*一・四・八・一一を除く二十五話は本書にもどづき、*印は往生極樂記→今昔ではなく、（往生極樂記→）本書へ『法華驗記』▽→今昔の可能性がある。」（内引用者）とある。これら諸注釈の中で、「今昔物語」の典拠に「往生極樂記」を挙げている「大系本」は論外として、当条の「今昔物語」の典拠として「法華驗記」を挙げているのは、「山根氏論文」「全集本」「思想大系」であり、そしてこれらのうち、そうしたことをはつきり言いきつているのが「全集本」のみであり、やゝ曖昧で消極的に指摘しているのが「山根氏論文」「思想大系」である。

こうしたことから、当条の「今昔物語」の典拠如何に関する上記諸注釈中、「全集本」を以て最も妥当なものと見做しうるのである。而してこの注釈は、「今昔物語」が他余の条において、「法華驗記」の外に、その典拠となつた「往生極樂記」をも材料として用いていることと、当条が「法華驗記」のみを典拠としていることとの微妙な関係にも触れていて、考察がかなり行き届いている、と言える。しかし、この「全集本」には、先に私が指摘した「当条の『今昔物語』は『法華驗記』のみで書きうる」とする見方が闕如乃至欠落しているようであり、実にこの点が惜しまれるのである。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸私見及 典拠	〔山根氏論文〕 「法華驗記」	〔大系本〕 「往生極樂記」	〔全集本〕 「法華驗記」	〔思想大系〕 「法華驗記」	私見 「法華驗記」
------------	-------------------	------------------	-----------------	------------------	--------------

F条

往生極樂記 二六

①陸奥國新田郡②小松寺⑤住④僧③玄海。⑥初具⑦妻子暮年⑧離去。日⑩誦⑨法花經一部。⑪誦⑫大仏頂真言⑬七遍。以⑯為⑮恒事。
 ⑭夢⑮左右腋各生⑯羽翼。⑰向西飛去。⑯過千万国。到⑲七寶地。自⑳見其㉑身。㉒以㉓法花經⑯第㉔八
 卷㉕為㉖右翼。㉗廻望㉘此界。㉙寶樹㉚樓閣光彩隱映。有㉛一㉜聖僧。語曰。㉟汝今㉞所㉟來者㉛極樂㉝界之㉞辺地也。却後㉞三㉞日
 ㉞可迎汝耳。㉟玄海頂受此語。㉙飛帰㉚如初。門㉛弟子等初㉞謂㉟已㉞死。皆尽㉞悲㉞泣。㉟玄海得蘇。㉟弥㉞誦㉞誦㉞真言經典。後
 ㉞三年而遷化。予知㉞死㉞期矣。

法華驗記 第十二

①陸奥國新田郡②小松寺⑤住④僧③玄海。⑥初具⑦妻子暮年⑧離去。日⑩誦⑨法華經一部。⑪夜⑬誦⑫大仏頂真言以⑬七反⑯為⑮恒事。
 ⑭夢⑮左右之腋⑯忽生⑯羽翼。⑰向西飛去。⑯過千万国到㉓七寶地。自㉓見其㉑身。㉒以㉓法華經⑯八卷
 ㉔為㉖右翼。㉗廻望㉘此界。㉙寶樹㉚樓閣。光彩微妙。有㉛一㉜聖僧語曰。㉟汝今㉞所㉟來者。㉛極樂㉝世㉞界之㉞辺地也。却後㉞三
 年㉞可迎汝耳。㉟玄海頂受此語。㉙飛帰㉚如初。爰㉛弟子等初㉞誦㉟已㉞死。皆尽㉞悲㉞泣。㉟玄海得蘇。㉟弥㉞誦㉞誦㉞真言經典。後
 ㉞三年而遷化。預知㉞死㉞期矣。

今昔物語 第十五——第十九

今昔、①陸奥国、新田ノ郡ニ②小松寺ト云フ寺有リ。其ノ寺ニ③玄海ト云フ④僧⑤住ケリ。⑥初ハ⑦妻子ヲ帶シテ世間ヲ過シケリ。後ニハ妻子ヲ⑧離レ世間ヲ棄テ、此ノ寺ニ住シテ、心ヲ仏ノ道ニ懸テ、昼ハ⑨法花経一部ヲ⑩読奉、⑪夜ハ⑫大仏頂真言⑬七返ヲ⑭誦シケリ。此レ、⑮常ノ勤メ⑯トシテ、闕ク事無シ。

而ル間、玄海⑯夢ニ、我ガ身、⑯左右ノ脇ニ⑯忽ニ⑯羽生ヌ。⑯西ニ向テ飛ビ行ク。⑯千万ノ國ヲ過テ飛ビ行テ、微妙ナル世界ニ至ヌ。皆⑯七宝ノ地也。其ノ所ニシテ我ガ⑯身ヲ⑯見レバ、⑯大仏頂真言ヲ以テ⑯左羽⑯トシ、⑯法花経ノ⑯第⑯八卷ヲ⑯以テ⑯右羽⑯トシタリ。⑯此世界ノ⑯宝樹、様々ノ⑯樓閣宮殿共ヲ⑯廻リ見ルニ、⑯一人ノ⑯聖人出来レリ。我レニ告宣ハク、⑯汝ガ⑯來レル、此ノ所ヲバ知レリヤ否ヤト。玄海、不知ズト答フ。聖人ノ宣ハク、此ノ⑯所ハ此レ、⑯極樂⑯世⑯界ノ一⑯辺地也。汝ヂ速ニ本国ニ返テ、今⑯三⑯日ヲ過テ⑯汝ヲ可キ迎也。⑯玄海此レヲ聞テ、前ノ⑯如ク⑯飛ビ返ヌ、ト見テ、夢覚ヌ。

其間、⑯弟子童子共、⑯既ニ我ガ師ハ⑯死タリト⑯云テ、⑯泣キ⑯悲ビ合ヘリ。而ルニ、⑯玄海活テ、弟子共ニ此事ヲ語ル。弟子共此レヲ聞テ、悲ビ貴ブ事無限シ。其ノ後、玄海⑯弥ヨ心ヲ發シテ、法花経ヲ⑯読み、大仏頂⑯真言ヲ⑯誦シテ、遂ニ⑯三年ニ至テ失ニケリ。

此レヲ見聞ク人、此ク、其教ヘタル⑯期不違ズシテ⑯死スレバ、定メテ極樂ノ辺土ニ疑ヒ無ク至リニケムトゾ云テ、貴ビケル、トナム語リ伝ヘタルトヤ。

③	②	①	對応番号	書名	共通語辭	往生記
○	○	○				極樂記
○	○	○				法華記
○	○	○				物語今昔

⑯	⑯	⑯	對応番号	書名	共通語辭	往生記
○	○	○				極樂記
○	○	○				法華記
○	○	○				物語今昔

(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)
身ヲ	七宝ノ地	千万ノ国ヲ過テ	西ニ向テ飛ビ	羽	忽ニ	左右ノ脇ニ	夢ニ	トシテ	常ノ	誦シ	七返ヲ	大仏頂真言	夜ハ	読	法花経一部	離レ	妻子ヲ	初ハ	住	僧
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)
泣キ	云テ	死タリ	既ニ	弟子	飛ビ返ヌ	如ク	玄海	汝ヲ可キ迎	日	三	辺地也	界	世	極楽	所ハ	來レル	汝ガ	聖	一	廻リ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(25) 見レバ																		
(26) 大仏頂真言ヲ以テ																		
(27) 左																		
(28) トシ																		
(29) 法花經ノ																		
(30) 第																		
(31) 八巻ヲ																		
(32) 以テ																		
(33) 右																		
(34) トシ																		
合計		(67) 死ス	(66) 期	(65) 三年	(64) 誦シ	(63) 真言	(62) 読ミ	(61) 弥ヨ	(60) 玄海	(59) 悲ビ								
畜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
袴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
袴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、「往生極楽記」は六四例（約95.5%）、「法華驗記」は六五例（約97.0%）となり、僅少差ながら「法華驗記」の方が「往生極楽記」よりも多い。さらに当条の各書に有する「今昔物語 共通語辞」を検してみると、次のような結果が得られる。

△「往生極楽記」——「今昔物語」▽…………(30)、(49)の二例

△「法華驗記」——「今昔物語」▽…………(11)、(19)、(45)の三例

右の「共通語辞」と「今昔物語 共通語辞」とのあり方からみて、当条の「今昔物語」の典拠は、「法華驗記」が主、「往生極楽記」が従の関係で、それら両書が材料として併用されていることが知られる。これについては、例えば、「山根氏論文」に「法華驗記を本話の原典としておく」とあり、「大系本」に「本語は、日本往生極楽記(26)に基づいて説話を構成したものと認められる。なお、同一説話は、法華驗記卷上(12)、真言伝卷七(24)にも見える」とあり、「全集本」に「本話の出典としては一応『日本往生極楽記』二六が擬せられるが、『法華驗記』上の一二も極楽に基づく

く同文的同話。部分的には驗記本文に一致する箇所もあり、出典の識別は微妙である」とあり、「思想大系」に「^ヘ今昔の[▽]*十九・二一・三四・*四一・*四四は往生極樂記と本書の両方に關係するが、*印は往生極樂記→今昔ではなく、(往生極樂記→)本書^ヘ「法華驗記」[▽]→今昔とみる方がよいとおもう。」(^ヘ[▽]印)とある。

これら諸注釈をみると、当条の「今昔物語」の典拠について、これを「法華驗記」とするのは「山根氏論文」「思想大系」、「往生極樂記」とするのは「大系本」「全集本」である。故に当条の「今昔物語」の典拠に関するかぎり〔山根氏論文〕〔思想大系〕が妥当なものと言える。しかし、これら両注釈とて、他余の「大系本」「全集本」に同じく、主要典拠以外の典拠については全く言及するところがない。これは再考(修正?)されねばならぬ点であろう。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及 び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	私見
典拠	「法華驗記」	「往生極樂記」	「往生極樂記」	「法華驗記」	○「法華驗記」 「往生極樂記」

G 条

往生極樂記 二一

①大日寺③僧②広道。④俗姓⑤橘氏。⑥数十年來。專業⑦極樂。不事⑧世事。⑨寺辺⑩有一愛女寄居矣。有⑪兩⑫男子。⑯為天台僧。
 ⑮兄⑯曰祥靜。⑰弟⑲曰延睿。⑳其母即世。㉑二⑳僧一心。㉒毎讀㉓法花經。㉔夜念㉕弥陀仏偏㉖祈慈㉗母往生極樂。當斯時也。㉘
 広道夢。㉙極樂㉚貞觀㉛兩寺間。㉜聞無量㉝音樂。㉞驚望㉟其方。㉟有㉟三㉙寶㉛車。數千㉛僧侶㉛捧香爐㉝廻繞之。直到㉞女㉞
 家。女令㉞着㉞天衣。共㉞載欲㉞還。便勅㉞一僧曰。㉞汝㉞為母有懇志。是以㉞來迎也。一夢之中。亦㉞有㉞廣道㉞往生之㉞相。㉞

広道^①不歴幾年入滅。此^②曰^③音楽^④満空。⑤道俗^⑥傾耳。隨喜^⑦発心者^⑧多矣。

法華驗記 第百廿

①有一女人。姓名未詳。身^②貧年^③老。大日^⑨寺^⑩而寄居矣。有^⑪兩^⑫男子。⑯為天台僧。⑮兄^⑯曰^⑰禪靜。⑯弟^⑯曰^⑰延叡。⑯其母^⑯受病。經日^⑯惱亂。即以入滅。⑬二^⑭僧一心堅固。⑯毎^⑯誦^⑯法華經。⑯夜念^⑯弥陀佛。偏^⑯祈慈^⑯母往生極樂。當此時^①大日寺住^③僧^③広道夢。⑬極樂^⑬貞觀^⑭兩寺之間^⑯聞^⑯音楽。⑯驚望^⑯其方。⑬有^⑯二^⑯寶^⑯車。數十^⑯僧侶。⑯捧香爐^⑯囲繞之。直^⑯到^⑯老女住^⑯宅。老女^⑯着^⑯天衣。⑯宝冠瓔珞。莊嚴其身。⑯乘寶^⑯車欣^⑯往^⑯還。便勅^⑯二^⑯僧曰。⑯汝^⑯為母有懇志。誦^⑯誦法華。勤修^⑯念佛。⑯祈成菩提。是以^⑯來迎也。寶車^⑯指西方遙去。同夢之中。⑯有^⑯広道聖人^⑯往生之^⑯相。⑯広道^①不歴幾年入滅。此^②曰^③音楽^④満空。⑤道俗^⑥傾耳。隨喜讚歎。⑦發道心者^⑧多也。

今昔物語 第十五——第二十一

今昔、①大日寺ト云フ寺ニ^②広道ト云フ^③僧有ケリ。④俗姓ハ^⑤橘ノ氏。⑥數十年間、⑦極樂ニ往生セムト願フテ^⑧世事ヲ不知ザリケリ。亦、其^⑨寺ノ辺ニ^⑩老タル嫗^⑪有リ。極メテ^⑫貧クシテ^⑬一人ノ^⑯男子□ケリ。共ニ出家シテ^⑯僧ト成レリ。比叡ノ山ノ僧也。⑯兄ヲバ^⑯禪靜ト云フ、⑯弟ヲバ^⑯延叡ト云。

而ルニ、⑯其^⑯裏ニシテ身ニ重キ^⑯病ヲ受タリ。日來^⑯惱^⑯煩ヒテ遂ニ死ヌ。其ノ後、此^⑯二人ノ子ノ^⑯僧、歎キ悲ムデ、⑯毎^⑯法花經ヲ誦誦シ、⑯夜ハ^⑯弥陀ノ念佛ヲ唱ヘテ、心ヲ發シテ^⑯母ノ往生極樂ノ事ヲ^⑯祈ケリ。

而ル間ニ、彼ノ^①広道ガ夢ニ、⑬極樂寺、⑬貞觀寺、⑯二ノ寺ノ間^⑯音楽ノ音^⑯聞ユ。広道此ヲ聞テ^⑯驚テ、何ゾノ音楽ナラムト思テ、行テ見レバ、⑯其ノ所ニ微妙ノ^⑯宝ヲ以テ莊レル^⑯三ノ^⑯車^⑯有リ。多ノ^⑯僧、皆^⑯香爐ヲ捧テ車ヲ^⑯囲繞シテ、此ノ^⑯死タル^⑯老母ノ^⑯家ニ^⑯至テ、嫗ヲ呼テ出テ、⑯天衣^⑯宝冠ヲ^⑯着セテ、此ノ^⑯車ニ^⑯乗セテ^⑯返リ^⑯行ナムト為ル時ニ、⑯二人ノ子僧ニ告テ宣ク、⑯汝等^⑯母ノ為ニ^⑯法花經ヲ誦シ、弥陀ノ念佛ヲ唱ヘテ、懃ニ母ノ往生極樂ヲ^⑯祈ルガ故ニ、我等^⑯來テ迎

フル也ト。亦、^⑯広道ニ告テ云ク、汝ヂ、速ニ極樂ニ可^⑮往生キ^⑯相^⑰有リト云テ、車ヲ開達、^⑲西ヲ指テ去ヌ、ト見テ、夢覚ヌ。

其後、広道彼ノ死人ノ家ニ行キ、二人僧ヲ呼ビ出、此夢ヲ語ル。僧共此レヲ聞テ、涙ヲ流シテ悲ビ貴ブ事無限。

其後、^⑯広道^⑰幾ノ程不經シテ失ケリ。其^⑱曰、亦、^⑲音楽ノ音^⑳空ラニ満タリケリ。此レヲ聞ク^㉑道俗男女、此レ、広道ガ往生ノ相也ト知テ、^㉒耳ヲ傾ケテ^㉓心ヲ発ス人の多カリケリ、ト語リ伝ヘタルトヤ。

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	書名	対 番号	共通語辞	
															種 往 楽 記 生	驗 法 記 華	物 語 昔
男子	二人ノ	貧クシテ	有リ	老タル	寺ノ辺ニ	世事	極楽	数十年	橋ノ氏	俗姓ハ	僧	廣道	大日寺	1			

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	書名	対 番号	共通語辞	
															種 往 楽 記 生	驗 法 記 華	物 語 昔
車二	着セ	宝冠	天衣	至テ	家ニ	老	死タル	匂達シテ	香炉ヲ捧テ	僧	有リ	車	三ノ	1			

(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)
音楽	二ノ寺ノ間	貞観	極樂	広道ガ夢ニ	祈	母ノ往生極樂	弥陀	夜ハ	法花經ヲ	昼ハ	僧	二	惱ミ	病ヲ受タリ	其	延睿ト云	弟ヲバ	禪靜ト云フ	兄ヲバ	僧ト成レリ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

道俗	空ラニ満タリ	音樂	日	幾不經シテ	広道	西ヲ指テ去ヌ	有リ	相	往生	広道ニ	來テ迎フル也	祈ル	念佛ヲ	法花ヲ誦シ	母ノ為ニ	汝	二人僧	行ナム	返り	乗セ
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(39) 宝	(38) 其ノ	(37) 驚テ	(36) 聞ユ				
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
合計				(77) 多カリ	(76) 心ヲ発ス	(75) 耳ヲ傾ケ	
奎	○	○	○	○	○	○	○
吉	○	○	○	○	○	○	○
モ	○	○	○	○	○	○	○

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、「往生極楽記」は六五例（約84.4%）、「法華験記」は七〇例（約90.9%）となり、これら両書間に大差ないとはいへ、「法華験記」の方が「往生極楽記」よりも多い。さらに当条の各書に有する「今昔物語」共通語辞を検してみると、次のような結果が得られる。

△「往生極楽記」——「今昔物語」▽…………②、④、⑤～⑧、⑯の七例

△「法華験記」——「今昔物語」▽…………⑩、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱の一一例

右の「共通語辞」と「今昔物語」共通語辞とのいづれにおいても、「法華験記」が「往生極楽記」を上回つていることからみて、当条の「今昔物語」の主要典拠を「法華験記」、他余の典拠を「往生極楽記」と判定すべきである。

ところで、こうしたことについて、例えば、「山根氏論文」に「放證の指示する」とく往生極楽記を原典と考えるべきであろう。ただし（中略）部分的には法華験記を参照したかも知れない」とあり、「大系本」に「本語は、日本往生極楽記⁽²⁾に基づいて説話を構成したものと認められる。」とあり、「全集本」に「本話の出典は「日本往生極楽記」⁽²⁾」とあり、「思想大系」に「^(A)法華験記卷下〔一一〇〕・拾遺往生伝卷中〔二八〕・今昔物語卷十五ノ二、^(B)言泉集にある。いざれも本書△「往生極楽記」▽によるか。」（三一頁、傍点、傍線、アルファベット記号△印内引用者。）とあり、「^(B)△卷十五ノ一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六の十六話は本書△「法華験記」▽にもとづき、または関係をもつ。^(C)」のうち*一九・二一・三四・*四一・*四四は往生極楽記と本書の両方に関係する

が、*印は往生極楽記→今昔ではなく、(往生極楽記→)本書→今昔とみる方がよいとおもう。」（七二二七頁、傍点、傍号、△△）とある。

これにより、当条の『今昔物語』の典拠如何について、これを『往生極楽記』とするのが「山根氏論文」「大系本」「全集本」「思想大系(A)(C)両部分)」、「法華驗記」とするのが「思想大系(B)部分)」ということになり、「往生極楽記」を以て当条の『今昔物語』の主要典拠とする見方が圧倒的に多いことが知られる。しかし、これが妥当な見方でないことは前述した通りである。わけても「思想大系」は、(A)(C)両部分で「往生極楽記」を、(B)部分で「法華驗記」を、各々当条の『今昔物語』の主要典拠と見做している、というような内部矛盾をおかし、しかもそれが同頁内の(A)～(C)部分という指呼の間ににおいて認められるのは猛省されねばならぬことであろう。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	私見
典拠	○「往生極楽記」 「法華驗記」	「往生極楽記」	「往生極楽記」	「往生極楽記」 (C)(A) 部分?	○「法華驗記」 「往生極楽記」

H 条

往生極楽記 二三

①宮内卿從四位下②高階真人良臣。④少應進士挙。以③文名自抽。多歷諸司。累宰六郡。⑤歿迨知命。⑥深帰⑦仏法。日誦⑨法花經。念⑩弥陀⑪仏。⑫天元三年⑬正月初得⑭病。素所修⑮念佛誦⑯經。不敢一廢。先死三日。其⑰病忽平。此⑱間剃首⑲受⑳五⑳戒。⑳七月㉑五日卒。當斯㉒時也。㉓家有㉔香氣。㉕空有㉖音樂。㉗雖遇暑月㉘歷數日。㉙身㉚不爛壞。如存生時。

法華験記 第百一

①宮内卿從四位下②高階真人良臣。④少歴進士挙。以③戈名自抽。多歴諸司。累宰六郡。⑤歿迨知命。⑥深帰⑦仏法。日⑧夜誦⑩誦⑨法華經。念⑪弥陀⑫仏。⑬天元三年⑭正月初得⑮病。素所修の念佛讀⑯経。不敢一廢。先死三日。其⑯病忽平。此⑰間剃首⑱受五⑲戒。⑳七月㉑五日卒。当斯㉒時也。㉓家在㉔香氣。㉕空有㉖音楽。㉗雖遇暑月㉘歴数日。㉙身㉚不爛壞。如存生時矣。

今昔物語 第十五——第三十四

今昔、円融院ノ天皇ノ御代ニ、①宮内卿②高階ノ良臣ト云フ人有ケリ。殊ニ身ニ③戈有テ、文ノ道ニ達レリ。④若ク盛也ケル時ハ公ニ仕リテ、官爵思ヒノ如ク也ケリ。⑤齡漸ク傾テ後ハ、⑥深ク⑦仏法ヲ信ジテ、現世ノ名聞利養ヲ棄テ、後世ノ往生極楽ノ事ヲ心懸テ、昼⑧夜寤寐ニ⑨法花經ヲ⑩誦シ、⑪弥陀ノ念⑫仏ヲ唱ヘケリ。

而ル間、⑬天元三年ト云フ年ノ⑭正月ノ比ヨリ、身ニ⑮病ヲ受、惱ミ煩フ間、弥ヨ⑯経ヲ誦シ⑯念佛ヲ唱ヘテ怠ル事無シ。而ルニ、其ノ病喰ル事無クシテ、既ニ㉑七月ニ成ヌルニ、明後日死ナムトテ、㉒病宜ク成ヌレバ、家ノ内ノ妻子眷属モ喜ビ合ヘル事無限シ。

而ル㉓間、良臣僧ヲ請ジテ髪ヲ切テ、僧ト成テ㉔戒ヲ㉕受ケリ。其後、三日ヲ經テ、病喰テ心地直シク成ヌレバ、妻子眷属ニ向テ、諸ノ事皆云ヒ置テ、㉖五日ト云フニ失ニケリ。其ノ死ヌル㉗時ニハ、㉘家ノ内ニ俄ニ艶ズ馥バシ㉙香満テ、㉚空ノ中ニ微妙ノ㉚音楽聞エケリ。亦、極熱ノ比ニテ、死人ノ身乱レテ甚ダ寢カルベキニ、日來ヲ㉚経ト㉚云ドモ、㉛身㉜不乱ズシテ寢キ氣無カリケリ。

此レヲ聞キ見ル人、奇異也ト云ヒ合テ貴ケリ、トナム語リ伝ヘタルトヤ。

① 宮内卿	共通語辞	書名
	往業記生	
(17) 念佛	法華記	
	物語昔	
	對応書	共通語辭
(17) 念佛	往業記生	書名
	法華記	
	物語昔	

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、「往生極樂記」は三〇例（約93.8%）、「法華驗記」は二二例（100%）となり、さらに当条の各書に有する「「今昔物語」共通語辞」を検してみると、次のような結果が得られる。

	(16) 経	(15) 病ヲ	(14) 正月	(13) 天元三年	(12) 仏	(11) 弥陀	(10) 誦シ	(9) 法花經ヲ	(8) 夜	(7) 仏法	(6) 深ク	(5) 齢	(4) 若ク	(3) 文	(2) 高階ノ良臣
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
三	不	身	云ドモ	経	音楽	空	香	家	時	五日	受ケリ	戒ヲ	間	病	七月
三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

△「法華験記」——「今昔物語」×……⑧、⑩の一例

右の「共通語辞」と「今昔物語」共通語辞」とにより、当条の「今昔物語」は「法華験記」のみによつて書くことが可能であり、実際の處、「法華験記」のみで書かれたものと考えられる。

ところで、当条の「今昔物語」の典拠について、例えば、「山根氏論文」に「法華験記を原典とするのが無難ではあるまい。」（中略）ただ法華験記を原典にあらずとする根拠が見出せないという点において無難なのである。」とあり、「大系本」に「本語は、日本往生極楽記⁽³³⁾に基づいて説話を構成したものと認められる。因みに、同一説話は、法華験記卷下（一〇一）にも見える」とあり、「全集本」に「本話の出典は『日本往生極楽記』三三、または『法華験記』下の一〇一。験記は極楽記に依拠し、両話は二、三字が相違するだけの全くの同文。しかも両書ともに本書の有力な出典であることから、いざれを典拠とも決しがたい。」とあり、「思想大系」に「法華験記卷下〔一〇一〕及び^(A)今昔物語卷十五ノ三四は本書へ「往生極楽記」によるか。」（三六頁、傍点、傍線、アルファベット記号、△印内引用者）とあり、「^(B)卷十五ノ一、二、一九、二一、二三、二八、三〇、三四、三五、四〇、四二、四六の十六話は本書へ「法華験記」にもとづき、または関係をもつ。○このうち*一九・二一・三四・*四二・*四四は往生極楽記と本書の両方に関係するが、*印は往生極楽記→今昔ではなく、（往生極楽記→）本書へ「法華験記」→今昔とみる方がよいとおもう。」（七二七頁、傍点、傍線、アルファベット記号、△印内引用者）とある。

これにより、当条の「今昔物語」の主要典拠について、これを「往生極楽記」とするのが「大系本」「思想大系（A）（C）両部分」、「法華験記」とするのが「山根氏論文」「思想大系（B）部分」、それら「往生極楽記」「法華験記」両書のうち、いざれかを決めかねるとするのが「全集本」であることを知りうる。

上述の理由により、それら諸注釈の中では、「法華験記」を以て当条の「今昔物語」の主要典拠とする「山根氏論

文) [思想大系 (B部分)] 二注釈が、一応妥当なものと考えられるけれど、これら二注釈の中で、[思想大系] は前条において述べたところに同様、内部に矛盾を有つことから、上記の諸注釈の中で、当条の「今昔物語」の典拠如何について最も妥当なのは、独り [山根氏論文] のみと謂うことになるのである。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及 び私見	[山根氏論文]	[大系本]	[全集本]	[思想大系]	私見
典拠	「法華驗記」	「往生極樂記」	「往生極樂記」(孰れか)	「往生極樂記」(CIA部分?)	「法華驗記」
			「法華驗記」(B部分)		

I・J条

往生極樂記 三四

(59) 右近衛(4)少將(5)藤原(6)義孝。太政大臣贈正一位謙徳公第四(1)子(1)也。⑦深帰(8)仏法。終断董腥。勤王之間(9)誦法花經。⑩天延(12)年
 (14)秋(15)病(15)泡瘡卒矣。命終之間。⑬誦(2)方便品。氣絶之後異(6)香(6)滿室。同府亞將(5)藤(7)高遠。同在禁省。相友善矣。⑯義孝卒後
 不幾。⑯夢裏相伴宛如平生。便詠一句。

(60) シカハカリ(6)チキリシモノヲ(6)ワタリカバ(6)カヘルホトニハカヘス(6)ヘシヤハ

詩(6)云。

(61) 昔契(6)蓬萊宮裏月。⑭今遊(6)極樂界中風。

法華驗記 第百三

(62) 右近中將の藤原(6)義孝。大政大臣贈正一位謙徳公第四(1)子(1)也。⑦深帰(8)仏法。終断董腥。勤王之間。⑨誦法華經。⑩天延(12)年
 (11)天延(12)年

年^④秋。⑥病^⑤疱瘡而卒矣。命終之間。③誦^②方便品。氣絕之^③後。異^⑤香^⑥滿室。同府亞將^⑤藤^⑥原^⑦高遠。同在禁省相友善矣。

◎義孝卒後不幾^⑥夢。相伴宛如平生。便詠一句詩^⑥言。②昔契^③蓬萊宮裏月。④今遊^⑤極樂界中風矣。

大鏡 伊尹伝

男君たちは、代明の親王の御女の腹に、前^②少将^③拳賢・後^④少将^⑤義孝とて、花を折りたまひし君たちの、殿うせたまひて、三年ばかりありて、⑩天延^⑪一^⑫年甲戌の^⑬年、⑯疱瘡^⑰おこりたるに煩ひたまひて、前少将は、朝にうせ、後少将は、夕にかくれたまひにしづかし。一日がうちに、⑭一人の子をうしなひ^⑮たまへりし、⑯母北の方の^⑯御心地^⑯いかなり^⑯けむ、いとこそ^⑯悲しきうけたまはりしか。

かの後少将は義孝とぞ聞えし。御^⑯かたちいとめでたくおはし、年頃きはめたる^⑦道心者にぞおはしける。⑪病^⑪重くなるまさに、生くべくもおぼえたまはざりければ、母上に申したまひけるやう、おのれ死にはべりぬとも、とかく例のやうにせさせたまふな。しばし法華經誦じたてまつらむの本意侍れば、かならず帰りまうで来べしとのたまひて、⑫方便品を読みたてまつりたまひてぞ、⑭うせたまひける。その遺言を、母北の方^⑯忘れたまふべきにはあらねども、ものも覚えでおはしければ、思ふに人のしたてまつりてけるにや、⑯枕^⑯がへしなにやと、⑯例^⑯のやうなる有様どもにしてければ、え帰りたまはずなりにけり。後に、⑯母北の方の^⑯御^⑯夢に見えたまへる、

⑯しかばかり⑯契りしものを⑯渡り川^⑯かへるほどには⑯忘る⑯べしやは
とぞよみたまひける、⑯いかにくやしく^⑯思しけむな。

さて^⑯後、ほど^⑯経て、⑯賀縁阿闍梨と申す^⑯僧の^⑯夢に、この君たち二人おはしけるが、兄、前少将いたうもの思へるさまにて、この後^⑯少将は、いと^⑯心地よげなるさまにておはしければ、阿闍梨、君はなど^⑯心地よげにて^⑯おはする。⑯母上は、君をこそ、兄君よりはいみじう^⑯恋^⑯ひきこえ^⑯たまふめれと聞えければ、いとあたはぬさまのけしきにて、

⑩しぐれとは⑪蓮の⑫花を⑬散りまがふ⑭なにふるさと⑮袖濡らす⑯らむ

など、うち⑯よみたまひ⑯ける。さて後に、小野宮の実資の大臣の御⑯夢に、おもしろき花のかげにおはしけるを、うつゝにも語らひたまひし御中にて、いかでかくは。⑯いづくにかとめづらしがり申したまひければ、その御いらへに、

⑫昔ハ契リキ、⑬蓬萊宮ノ裏ノ月ニ

⑭今ハ遊ブ、⑮極樂界ノ中ノ風ニ

とぞのたまひける。極樂に生れたまへるにぞある。かやうにも夢など示いたまはずとも、この⑯人の御⑯往生⑯疑ひまうすべきならず。

世の常の君達などのやうに、内わたりなどにて、おのづから女房と語らひ、はかなきことをだにのたまはせざりけるに、いかなる折にかありけむ、⑯細殿に立ち寄りたまへれば、例ならずめづらしう⑯物語りきこえさせけるが、⑯やうやう⑯夜中などにもなりやしぬらむと思ふほどに、立ち退きたまふを、いづかたへかとゆかうて、人をつけたてまつりて見せければ、⑯北の陣出でたまふ⑯ほどより、法華經をいみじう⑯尊く⑯誦じたまふ。⑯大宮のぼりにおけるとして、⑯世尊寺へおはしましつきぬ。なほ見ければ、⑯東の対の端なる⑯紅梅のいみじく盛りに咲きたる⑯下に立たせたまひて、滅罪生善、⑯往生極樂といふ、額を⑯西に向きて、あまたたびつかせたまひけり。⑯帰りて御有様⑯語りければ、いといと⑯あはれに聞きたてまつらぬ人なし。

江談抄 第四

⑫昔契⑬蓬萊宮裏月。⑭今遊⑮極樂界中風。

此詩⑤義孝④少將卒去之③後。⑥賀縁阿闍梨の夢見。⑦少將有「歡樂之氣色」。阿闍梨⑧云。君ハ⑨何⑩心地喜ケニテハ被レ⑪坐。

⑪母ノ被②戀慕ニハトイヘハ。⑫少將⑬詠曰。

⑩時雨て⑪はちゝの木の葉を⑫散まかふ⑬なに古里⑭の⑮袂ぬる⑯覽

今昔、一条ノ摂政殿ト申ス人御ケリ。其ノ御^①子ニ、兄ハ右近^②小将^③拳賢ト云フ、弟ヲバ左近ノ^④小将^⑤義孝ト云ケリ。義孝ノ少将ハ、幼カリケル時ヨリ^⑥道心有テ、^⑦深ク^⑧仏法ヲ信ジテ、惡業ヲ不造ズ魚鳥ヲ不食ズ。

其ノ時ニ、殿上人数有テ、此ノ少将ヲ呼ケレバ、行タリケルニ、物食ヒ酒飲ナドシテ遊ケルニ、鮒ノ子餌ヲ備タリケレバ、義孝ノ少将此レヲ見テ、不食ズシテ云ク、母ガ肉村ニ子ヲ敢タラムヲ食ハムコソト云テ、目ニ涙ヲ浮ベテ立テ去ニケルヲ、人々此レヲ見テ、膾ノ味モ失テゾ有ケル。此様ニシテ魚鳥ヲ食フ事無カリケリ。況ヤ自ラ殺生スル事ハ永ク無カリケリ。只、公事ノ隙ニハ常ニ^⑨法花經ヲ誦シ、弥陀ノ念佛ヲ唱ヘケリ。

而ル間、^⑩天延^⑪二^⑫年ト云フ^⑬年ノ^⑭秋比、世ノ中ニ^⑮疱瘡ト云フ^⑯病^⑰発リテ、極テ騷ガシカリケルニ、有明ノ月ノ極テ明カリケル夜、弘徽殿ノ細殿ニ女房ニ三人許居テ物語ナドスル間、義孝ノ少将、欄装束[□]ヨカニテ、殿上ノ方ヨリ来ニヤ有ラム、^⑯細殿ニ來テ女房ト^⑯物語スル様、現ハニ故有ラムト見エテ、墓無キ事ヲ云フニ付テモ道心有ルカナトゾ思エケル。^⑰夜^⑱漸ク深更ヌレバ、少将北様へ行ヌ。共ニハ小舍人童只一人ゾ有ケル。^⑲北ノ陳漸ク行ク^⑳程ニ、方便品ノ比丘偈ヲゾ極テ^㉑貴ク^㉒誦シテ行ケル。細殿ニ有ル女房共此レヲ聞テ、此ノ君ハ道心深キ人ナメリ。何チ行クラムト思テ、侍ヲ呼テ、此ノ少将ノ行カム方見テ、返来レトテ遣レバ、侍、少将ノ後ニ立テ行クニ、小將士御門ヨリ出テ、^㉓大宮登り行テ、^㉔世尊寺ノ東ノ門ヨリ入テ、^㉕東ノ台ノ前ニ^㉖紅梅ノ木ノ有ル^㉗下ニ立テ、^㉘西ニ向テ、南無西方極楽阿弥陀仏命終決定^㉙往生極楽ト礼拝シテナム、板敷ニ上ケル。侍此レヲ見テ、小舍人童ニ寄テ、例モ此クヤ礼拝シ給フト問ケレバ、童、人ノ不見ヌ時ハ、例モ必ズ此クナム礼拝シ給フトゾ答ヘケル。侍^㉚返テ此ノ由ヲ^㉛語ケレバ、女房共此レヲ聞テ、極テ^㉜哀ガリケリ。

而ル間、其ノ次ノ日ヨリ、小将庖瘡ニ煩テ、内ニモ不參ズナド云ケル程ニ、兄ノ拳賢ノ小将モ同ジク煩テ、寢殿ノ西東ニ臥テナム共ニ煩ヒケル。母上ハ中ニ立テリ、行テ見給ヒケル。兄ノ少将ハ只三日重ク成テ失ニケレバ、^㉝枕ナド^㉞贊^ヘテ、^㉟例ノ

失タル人ノ如ク葬シテケリ。然レバ、弟ノ小将ノ煩フ方ニ、母ハ涙テゾ歎キ^⑯悲ビケル。其ノ^⑰病亦極テ^⑱重シ、ト見給ケル程

ニ、少將音ヲ拳テ^⑲方便品ヲ^⑳誦シケルニ、半許誦シケル程ニ^㉑失ニケリ。其ノ間、艶ズ馥バシキ^㉒香其ノ所ニ^㉓満タリケリ。

然レバ、一度ニ^㉔一人ノ子ヲ失ヒテ見^㉕給ヒケム^㉖母ノ^㉗御心^㉘何許有^㉙ケム。父ノ摂政殿御マサマシカバ何許思シ歎カマシトゾ人云ケル。

其ノ後、三日ヲ経テ、母ノ御夢ニ、兄ノ小将中門ノ方ニ立テ極ク泣ク。母台ノ角ニシテ此レヲ見テ、何ド不入給ズシテ、此クハ泣キ給フゾト問ヒ給ヒケレバ、少將、参ラムトハ思ヘドモ、不參得ヌ也。我レ、閻魔王ノ御前ニシテ罪ニ被勘ツルニ、此レハ未ダ命遠カリケリ。速ニ可免シトテ被免ツレバ、返来タルニ、忿テ、^㉚枕ヲ被^㉛贊ニケレバ、魂ノ入ル方ノ違テ、活ル事ヲ不得ズシテ迷ヒ行ク也。心疎キ態セサセ給ヘルトテ恨タル氣色ニテ泣ク、ト見ル程ニ、夢覚ヌ。母夢覚テ後、^㉜思シケム事^㉝何許也ケム。

亦、其ノ時ニ右近ノ中將^㉞藤原^㉟高遠ト云フ人有ケリ。義孝ノ小将ト得意ニテナム有ケルニ、^㉟夢ニ、故^㉟義孝ノ小将ニ值ヌ。高遠ノ中將此レヲ見テ、極テ喜ク思テ、君ハ^㉟何コニ御スルゾト問ケレバ、義孝ノ小將答テ^㉟云ク、^㉟昔ハ契ギリ^㉟蓬萊ノ宮ノ裏ノ月、^㉟今ハ遊ブ^㉟極樂界ノ中ノ風ニト云テ、搔消ツ様ニ失ヌ、ト見テ、夢覚ヌ。其ノ後チ、高遠ノ中將此ノ文ヲ書付テ置テケリ。此レヲ聞ク人、道心有ル人ハ、後ノ世ノ事ハ憑シカルベシトナム云テ、讚メ貴ビケル。

小將生タリシ時モ、身ノ才有テ文ヲ吉ク作ケレバ、夢ノ内ニ作タル文モ微妙キ物ニテナム有ル。夢ニ極樂ニ遊ブト告タルニ、亦終ニ往生ノ相ヲ現ズ。^㉟疑ヒ無キ^㉟往生ノ^㉟人也、トナム語リ伝ヘタルトヤ。

今昔物語 第二十四——第三十九

今昔、^㉟右近^㉟少將^㉟藤原^㉟義孝ト云人有ケリ。此レハ一条ノ摂政殿ノ御^㉟子^㉟也。^㉟形チ有様ヨリ始テ、心バヘ、身ノ才、皆人ニ勝レテナム有ケル。亦^㉟道心ナム深カリケルニ、糸若クシテ失ニケレバ、親キ人々歎キ悲ケレドモ、甲斐無クテ止ニケリ。

而ルニ、失テ^㉓後、十月許ヲ^㉔経テ、^㉕賀縁ト云^㉗僧ノ^㉘夢ニ、^㉙少將極ク^㉚心地吉氣ニテ、笛ヲ吹ト見ル程ニ、只口ノ鳴スナム有ケル。賀縁此レヲ見テ^㉚云ク、^㉛母ノ此許リ^㉜恋^㉝給フヲ、^㉞何ニ此ク^㉟心地吉氣ニテハ^㉟御座スルゾト云ケレバ、^㉟少將答フル事ハ無クシテ、此ナム^㉟讀^㉟ケル、

^㉟シグレニ^㉟ハチグサノ^㉟花ゾ^㉟チリマガフ^㉟ナニフルサト^㉟ノ^㉟袖ヌラ^㉟ス^㉟ラム

ト。賀縁覺驚テ後チ泣ケル。

亦、明ル年ノ秋、少将ノ御妹ノ夢ニ、少将妹会テ、此ナム讀ケル、

キテナレシコロモノソデモカハカヌニワカレシアキニナリニケルカナ

ト。妹覺驚テ後ナム、極ク泣給ヒケル。

亦、少将未ダ煩ケル時、妹ノ女御、少将未ダ失タリトモ不知デ、經讀畢ムト云ケル程ニ、程無ク^㉛失ニケレバ、其後^㉙忘レテ、其身ヲ葬テケレバ、其ノ夜^㉟母ノ^㉟御^㉟夢ニ此ナム、

^㉟シカバカリ^㉟チギリシモノヲ^㉟ワタリ川^㉟カヘルホドニハ^㉟ワスル^㉟ベシヤハ

ト。母驚キ覺テ後、泣キ迷ヒ給ヒケリ。

然レバ、和歌讀ム人ハ、失テ後ニ讀タル歌モ此ク微妙キ也、トナム語リ伝ヘタルトヤ。

⑤ 義孝	④ 小将	③ 拳賢	② 少将	① 子	番号 對応 共通語辞	書名				
						往 來 記 生	驗 法 記 華	大 鏡	抄 江 談	物 今 語 昔
○	○			○						
○				○						
○	○	○	○							
○	○									
○	○	○	○	○						

㉟ 云ク	㉟ 何コニ	㉟ 義孝	㉟ 夢	㉟ 高遠	番号 對応 共通語辞	書名				
						往 來 記 生	驗 法 記 華	大 鏡	抄 江 談	物 今 語 昔
○		○	○	○						
○		○	○	○						
	○		○							
○	○	○	○	○						

(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)
大宮登リ	誦シ	貴ク	程	北ノ陳	漸ク	夜	物語	細殿	発リテ	病	疱瘡	秋	年	年	二	天延	法花経ヲ誦シ	仏法	深ク	道心
										○	○	○		○		○	○	○	○	
										○	○	○		○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(81)	(80)	(79)	(78)	(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	合計	(68)	(67)	(66)	(65)	(64)	(63)	(62)
母	云ク	心地吉氣	少将	夢二	僧	賀縁	経テ	後	形チ	也	藤原	右近		人	往生	疑ヒ	極樂界ノ中ノ風	今ハ遊ブ	蓬萊ノ宮ノ裏ノ月	昔ハ契ギリ
									○		○	○	四				○	○	○	○
									○		○	○	五				○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				四	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○					六				○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○					七	○	○	○	○	○	○	○

(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)
二人ノ子ヲ失ヒ	満タリ	香	失	誦シ	方便品ヲ	重	病	悲	例ノ	贊へ	枕	哀レ	語ケレバ	返テ	往生極楽	西ニ向テ	下ニ立テ	紅梅	東ノ台ノ	世尊寺
		○	○		○	○														
		○	○		○	○														
○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(10)	(101)	(100)	(99)	(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(91)	(90)	(89)	(88)	(87)	(86)	(85)	(84)	(83)	(82)
夢二	御	母	忘レ	ラム	ス	袖ヌラ	ノ	ナニフルサト	チリマガフ	花ゾ	ハチ	シグレ	ケル	読	少将	御座スル	心地吉氣ニテ	何ニ	給フ	恋
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(48) 紙	(49) 母	(50) 御心	(51) 何	(52) ケム	(53) 思シケム	(54) 何	(55) 藤	(56) 原
○								
○	○		○	○	○	○	○	
○			○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○

I 条

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、「往生極楽記」は二四例（約35.3%）、「法華験記」は二五例（約36.8%）、「大鏡」は五四例（約79.4%）、「江談抄」は六例（約8.8%）となり、「大鏡」「法華験記」「往生極楽記」「江談抄」の順に「今昔物語」と密接な関係にあることが知られる。この中では、取り分け「大鏡」が「今昔物語」と密接な関係にあり、これに比して、他余の三書と「今昔物語」とは、さほど密接な関係にないことがわかる。これは、当条の各書に有する「今昔物語」共通語辞についての左記調査結果からも言い得られることである。

- △「往生極楽記」——「今昔物語」▽……⑤6の一例
- △「法華験記」——「今昔物語」▽……⑤6の一例
- △「大鏡」——「今昔物語」▽……②、③、⑥、⑬、⑯、⑰、⑳、⑳、⑳、⑳、⑳、⑳、⑳、⑳、⑳の四二一例
- △「江談抄」——「今昔物語」▽……ナシ

牙論、そうであるからといって、「大鏡」が「今昔物語」の直接の典拠たることを明示する根拠はどこにもない。

総計	合計	108	107	106	105	104	103
		ベシヤハ	ワスル	カヘルホドニハ	ワタリ川	チギリシモノヲ	シカバカリ
三	九	○		○	○	○	○
二五	四						
全	三	○	○	○	○	○	○
二四	六						
二〇	四	○	○	○	○	○	○

それどころか、ここに『今昔物語』の諸資料・諸典拠の引用態度——原文を略々そのままの形で引載する態度——をわざわざもち出すまでもないが、同書の二話（巻第十五—第卅二語へ義孝・小将往生語）と、後述する巻第廿四—第卅九語へ藤原義孝・朝臣死後読和歌語の共通の主人公、義孝・朝臣の官職について、これを前話では左近小将とし、後話では右近少将とする、というように、『今昔物語』内部において一致を欠き、これが『大鏡』伊尹伝には少将とあるのみで、果して右近衛のそれなのか、左近衛のそれなのか、明瞭にされていないことなど、『今昔物語』が『大鏡』を直接の典拠としている、との見方への反証を容易に挙げることが出来るのである。

斯様な事柄を念慮して、当条の『今昔物語』の典拠如何に関する従来の主要な諸注釈をみるに、例えば、片寄正義氏「今昔物語集の研究」下（以下、「今昔物語」と略称する。）に「後述の如き理由から其の第四十二話も、私見では日本往生極樂記を主要典據とし、見聞何れかの素材を補助資料として中間に取入れ、以て一話としたものではないかと思ふ。即ち（中略）へ『今昔物語』には、（ア）天延二年彼が病死する前の出来事として、内裏よりの歸途彼が世尊寺に立寄つて極樂往生を祈念したこと（口）義孝の兄舉賢も同じ病で死んだが、三日を経て母の夢に彼が蘇生しようとしたが、枕返しをされたので活ることが出来ないと言つて、迷ひ歩く様を見たこと（の日本往生極樂記に無い二條を記してゐる。この事實は、（A）日本往生極樂記の依據したもの（これに文献及び傳聞の兩種あることは前述した）にこの條があり、今昔も極樂記も共に之に依つたが、今昔はそれを忠實に取入れ、極樂記はそれを省いて簡略化したと考へるか、（B）前言の如く極樂記を主要典據として、この二條のみ他の見聞何れかに基づく資料を取り入れたのではないかと考へるよりほかに途はないであろう。」（四二二—四二三頁、）として「筆者は、日本往生極樂記が本巻の主要典據なること、及び直ぐ前の第四十一話並びに第卅九話は共に極樂記・驗記等なく、他の見聞何れかに基づく資料によつたものらしいこと、の二つの理由から、Bの場合ではないかと想察する。尚、本話に續く五話は、驗記により、前々話もそれによるもの

らしいので、或は本話は驗記によつたのかも知れないが、本巻としては極樂記によるもの廿數話を數へ、それが主要典據であること、及び極樂記の方が先出であることから極樂記の方を取りたいと思ふ。」（四一三頁）とあり、「山根氏論文」に「この著名な話を今昔は何によつて記述したのであろうか。攷證は往生極樂記、江談抄、大鏡をあげる。しかし、そのどれを見ても今昔の義孝物語は成立しないのである。部分的には依拠していることを感じさせるところがないわけでもないが、原典不明とすべきが妥当であろう。」とあり、「大系本」に「本四十二語は、法華驗記卷下（一〇三）に基づいて説話の構成を試みたものと認められる」（巻第十五——第卅二語）とあり、「全集本」に「本話の典拠は複数。和文体の散佚先行資料を中心的出典とし、「日本往生極樂記」三四（同文的同話は「法華驗記」下の一〇三にも所収）を併用複合して構成したものであろう。第二段を除き、同話は「大鏡」伊尹伝にもみえるが、本話との直接関係は認めがたい。」（巻第十五——第卅二語）とあり、「思想大系」に「^(A)今昔物語卷十五ノ四二は本書へ「往生極樂記」▽をふまえていいると考えられるが、他の同種説話の場合と違つて本書よりはるかに詳しく、別の素材にもよつていること明らかである。大鏡卷三、伊尹の条にも義孝のことが詳しく書かれ、今昔物語に対照できる部分も少くない。」（四〇六頁、傍線、アルファベット記号、△印内引用者）とあり、「^(B)卷十五ノ▽一一、一二、一九、二一、二三、二八、三〇、三四、三五、四〇、四一、四六の十六話は本書へ「法華驗記」▽にもとづき、または関係をもつ。^(C)このうち*一九・二一・三四・*四二・*四四は往生極樂記と本書の両方に關係するが、*印は往生極樂記→今昔ではなく、（往生極樂記→）本書へ「法華驗記」▽→今昔とみる方がよいとおもう。」（七二七頁、傍点、傍線、アルファベット記号、△印内引用者）とある。

これら諸注釈の所説を次のように要約できよう。即ち「今昔物語」▽卷第十五——第卅二語▽の主要典拠について、これを「往生極樂記」とするのが「今昔物語研究」〔思想大系(A)部分〕であり（但し、この(A)部分の所述は、「往生極樂記」を典な別の素材に拠つていて、というようにも）、「法華驗記」とするのが「大系本」〔思想大系(B)(C)両部分〕であり、そして「和文受け取れる曖昧乃至微妙なものである。」

体の散佚先行資料を中核的出典とし、これに「往生極楽記」を「併用複合して構成した」とするのが「全集本」である。

果して当条の「今昔物語」の典拠をば、如何ように考えるのが最も妥当と言えるであろうか。

惟うに、当条の各書において「『今昔物語』共通語辞」を最も多く有するのは「大鏡」であるが、この「大鏡」を以て当条の「今昔物語」の主要典拠と認定しえぬ、ということであれば、こうした「大鏡」の如き和文体の資料こそ、当条の「今昔物語」の主要典拠に擬定するに最も相応しいものと見做すべきであろう。この意味で、「全集本」に「和文体の散佚先行資料を中核的出典とし、」云々とある指摘は妥当と言えよう。

それでは、当条の「今昔物語」の主要典拠以外の典拠、とくに「往生極楽記」「法華験記」両書を如何に考うべきかというに、「法華験記」が、たとえ僅少とはいへ、「共通語辞」「今昔物語」共通語辞」兩者において「往生極楽記」に勝っている点を重視すれば、「法華験記」「往生極楽記」の順次に用いられたと解しえよう。

斯くして、当条の「今昔物語」の典拠に関する上記の諸注釈中、私見に最も近いのは「全集本」ということになる。但し、私見と「全集本」は、当条の「今昔物語」の主要典拠につき、「大鏡」の如き和文体の資料を想定する点で一致を見るが、主要典拠以外の典拠としての「法華験記」「往生極楽記」両書に対する見解を異にしていると言えるのである。

以上の所述を表に纏めて示す。

典 拠	諸注釈及 び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	〔今昔物語研究〕	私 見
原典不明	〔法華験記〕	○和文体の散佚先 行資料	○「往生極楽記」(A部分) 〔法華験記(B,C部分)より遙かに詳 しい別の素材	○「往生極楽記」(A部分) 〔法華験記(B,C部分)より遙かに詳 しい別の素材	○「往生極楽記」	○「法華験記」	○和文体の先行資料 「法華験記」
		「往生極楽記」					

J条

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、『往生極楽記』は九例（22.5%）、『法華験記』は四例（10.0%）、『大鏡』は二三例（82.5%）、『江談抄』は一八例（45.0%）、となり、『大鏡』『江談抄』『往生極楽記』『法華験記』の順に『今昔物語』と密接な関係にあることが知られる。これは、当条の各書に有する「『今昔物語』共通語辭」についての左記調査結果からも、略々言い得られることである。

△『往生極楽記』——『今昔物語』▽…………ナシ

△『法華験記』——『今昔物語』▽…………ナシ

△『大鏡』——『今昔物語』▽…………⑦、⑭、⑯、⑰、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞の一四例

△『江談抄』——『今昔物語』▽…………⑧、⑭、⑮、㉑、㉒、㉓の四例

特に『大鏡』が『今昔物語』と密接な関係にある点は、前条の場合に同様である。

ところで、当条の『今昔物語』は、上記の諸書以外の『後拾遺集』と最も密接な関係にあつて、これを典拠として成り立っているか、とする所説が一般に認められているようである。即ち、「今昔物語研究」に「詞書排列等から後拾遺集によるものかと推察される。」（一六六頁）とあり、「大系本」に「本語は、後拾遺集、哀傷に基き説話を構成したものかと思われるが、云々とあり、「全集本」に「本語の伝承関係は微妙で、断定がはばかられるが、『後拾遺和歌集』一〇、哀傷所収の一連の同歌は出典またはそれに準ずるものか。」云々とあるのが、それである。つまり、これら諸注釈によれば、当条の『今昔物語』の典拠は『後拾遺集』一〇、哀傷の条かと謂うのである。

そこで、ここに念のため、問題の『後拾遺集』一〇、哀傷の条と、『今昔物語』△卷第廿四—第卅九語▽及び『大鏡』伊尹伝との関係について眺め直しておこう。

まず、「後拾遺集」の当該条を掲げる。

598、⑩しかばかり⑪ちぎりし物を⑫わたり川⑬かへるほどには⑭わする⑮べしやは

此歌よしたかの少将煩ひ侍けるに、なくなりたりともしばしまて、經よみはてんと、いもうとの女御にいひ侍て、程もなく身まかりてのち、⑯忘れてとかくしければ、其夜、⑰母の⑱夢に見え侍けるうた也。

599、⑩しぐれと⑪はち草の⑫花ぞ⑬ちりまがふ⑭なにふるさとに⑮袖ぬらす⑯らん

この歌、義孝かくれ侍て⑩後、十月ばかりに、⑯賀縁⑰法師の⑱夢に、⑯心ちよげにて笙をふくと見るほどに、口を口ならすになん侍ける。⑪母のかくばかり⑯戀るを、⑯心ちよげにてはいかにと⑯いひ侍ければ、たつを引とじめて⑯よめるとなん、いひつたへたる。

600、きてなれし衣の袖もかわかぬにわかれし秋になりにけるかな

此歌、身まかりてのち、あくる年の秋、いもうとの夢に、少将よしたかゞ歌とて見え侍ける。

598の「しかばかり」の歌の詞章は、「後拾遺集」「大鏡」「今昔物語」三書とも全く一致しているが、その詞書きにあつては、傍二重線部分が「今昔物語」のみに、傍波線部分が「大鏡」のみに各々一致しているというように、それら一致の多寡の点で、「今昔物語」が「大鏡」を大きく上回っていることから、「今昔物語」の方が「大鏡」よりも「後拾遺集」と密接な関係にあること、換言すれば、「後拾遺集」は「大鏡」よりも「今昔物語」と緊密な関係にあることを理会しうるのである。

次に599の「しぐれと」の歌の詞章については、

「後拾遺集」
しぐれとはち草の花ぞちりまがふなにふるさとに袖ぬらすらむ

「大鏡」

しぐれとは蓮の花ぞ散りまがふなにふるさとに袖濡らすらむ

『今昔物語』

シグレニハチグサノ花ゾチリマガフナニフルサトノ袖ヌラスラム

(備考) 三首同じ、二首同じ、一首のみ。

のように、「後拾遺集」「大鏡」「今昔物語」三書収載のそれが全く一致するものはない（〔江談抄〕所載のものも然り。）。しかし、その詞書きにおいては、前掲の如く「今昔物語」にのみ一致する条を見出しても、「大鏡」にのみ一致する条を見出しえない。この点からも、「後拾遺集」が最も密接な関係にあるのは「今昔物語」であつて、決して「大鏡」でないことを知りうるのである。

さらに600の「きてなれし」の歌は、「今昔物語」にみえるが、「大鏡」にみえないし、その詞書きにおいても、上述の599の歌の詞書きの場合同様、「今昔物語」にのみ一致する条を見出しうるが、「大鏡」にのみ一致する条を見出しえないのである。

以上により、「後拾遺集」は「大鏡」よりも「今昔物語」に極めて密接な関係を有していることを指摘しうる。而してこの「後拾遺集」と「今昔物語」との密接な関係についてであるが、これは、上述した如く599の歌の詞章に関して、それら両書収載のそれが一致を欠いていることと、598の歌の詞書きに若干ながらも「大鏡」にのみ一致する条を見出しうることから、如何に「後拾遺集」が「今昔物語」と密接な関係にあろうとも、前者が後者の主要典拠なり、と決めつけてしまうことは出来ないのである。あくまでも、それら両書の関係をば、同一原拠に基づくものとみるとべきであろうと思う。従つて、当条の「今昔物語」の主要典拠は「後拾遺集」そのものではなく、「後拾遺集」が原拠と仰いだ処のもの、と謂うことになるのである。

なお、『大鏡』『今昔物語』両書にみる「共通語辞」で『後拾遺集』にみえないのは、⁷²、⁷⁴、⁷⁸、⁸³、⁸⁶、⁸⁹、¹⁰¹の七例存する。これは、先に具体的な根拠を以て『後拾遺集』が『大鏡』よりも『今昔物語』に極めて密接な関係を有している、と指摘したことへの、然したる反証となるものではない。しかしそうした『大鏡』『今昔物語』がみえて、『後拾遺集』にみえない「共通語辞」の存在は、たとえそれが少數例であるにせよ、確かに『今昔物語』が『後拾遺集』の原拠を主要典拠とした他に、『大鏡』の原拠をも典拠としていることを物語るものと言えよう。

また『江談抄』『今昔物語』両書にみる「共通語辞」で『後拾遺集』にみえないのは、僅か⁸⁴、⁹⁵の二例存するのみである。これが極めて僅少事例であること、⁸⁴の「何ニ」が、それに対応する『大鏡』の「など」に極めて近似していること、⁹⁵の「ノ」が、その時々の筆の勢い、あるいは語りの口調で添加されたり、削除されたりし易い語辞であること、等々より判じて、件の一例の存在は、『今昔物語』が『江談抄』ないしその原拠を典拠としていないことを示すものとみて宜しかろう。

さらにまた、当条の『往生極楽記』『法華驗記』両書に有する「共通語辞」が、後書よりも前書に多いのは、件の前書に、後書に載録していない「しかばかり」の歌を載録しているからに外ならない。

ところで、この歌は、既述の如く『往生極楽記』の外、『後拾遺集』『大鏡』『今昔物語』三書にもみえており、しかもその詞章の「共通語辞」ワスル^(®)の部分が、独り『往生極楽記』のみ「カヘス」となっている。これは、当条の『今昔物語』が『往生極楽記』を典拠としていないことを語るものであろう。とすれば、『往生極楽記』『法華驗記』『今昔物語』三書のみにみる「共通語辞」の⁶⁹~⁷¹は、『今昔物語』が『往生極楽記』でなく、『法華驗記』に拠つたことを示すものと解しえよう。

かくして当条の『今昔物語』は『後拾遺集』の原拠を主要典拠とし、その他、『大鏡』の原拠や『法華驗記』をも

資料として用いたことを明らかにしうるのである。

以上の所述を表に纏めて示す。

典 拠	「諸 私 見 及 山根氏論文」	「大系本」	「全集本」	「思想大系」	「集 成」	「今昔物語研究」	○「後拾遺集」の原拠資料 『大鏡』の原拠資料 「法華驗記」	私 見
		「後拾遺集」?	「後拾遺集」?					

K条

往生極樂記 三六

①伊予國越智郡土人③越智益躬。為當州主簿。⑤自少及老。⑦勤王不倦。帰法彌劇。朝読⑪法花。昼從國務。⑯夜念⑮彌陀。以為
恒事。⑯未剃鬚髮。早②受⑬十⑫戒。⑬法名自称⑭定真。⑯臨⑮終⑯身⑯無苦痛。⑯心不迷亂。⑯結定印⑯向西⑯念仏氣止。⑯時⑯
村⑯里⑯人聞⑯有⑯音樂。莫不歎美矣。

法華驗記 第百十一

①伊与國越智郡④有善根人。③越智益躬也。為當郡②大領。⑤自少及老。⑦勤⑥公不倦。⑧道心極⑨深。帰依⑯仏法。朝読⑪法華。
⑯必尽⑯一部。昼從國務。專致忠節。⑯夜念⑯弥陀。以為⑯恒事。⑯未剃鬚髮。早②受菩薩⑬十⑯重⑯禁⑯戒。⑬法名稱⑭定真。法
眼具足。⑯臨⑯終之⑯時。⑯身離⑯病苦。⑯心不迷亂。⑯手⑯結定印。⑯向西方界。念意念弥陀。氣息入滅。當於此⑯時。⑯村⑯里
⑯近邊。⑯空滿⑯音樂。地遍奇⑯香。⑯見聞触知。隨喜歎美。莫不發道心矣。

今昔物語 第十五——第四十四

今昔、①伊予ノ国、越智ノ郡ノ②大領③越智ノ益躬ト云フ者④有ケリ。⑤若ヨリ老ニ至タルマデ⑥公事ヲ⑦勤テ怠ル事無シ。亦、

⑧道心⑨深クシテ⑩仏法ヲ信ジ因果ヲ知ル。昼ハ⑪法花經⑫一部ヲ⑬必ズ誦シ、⑭夜ハ⑮弥陀ノ念佛ヲ唱フ。此レ⑯常ノ所作也ケリ。⑯未ダ頭ヲ不剃ズト云ヘドモ、⑯十⑯重⑯禁⑯戒ヲ⑯受テ⑯法名ヲ定メテ、⑯定真ト云フ。

如此ク勤メ行ヒテ年来ヲ経ルニ、年老ヌ。遂ニ命⑯終ラムト為ル⑯時ニ⑯臨デ、⑯身ニ⑯病⑯無ク、⑯心不乱ズシテ、⑯西ニ向テ端坐シテ、⑯手ニ⑯定印ヲ結ビ、口ニ⑯念仏ヲ唱ヘテ失ニケリ。其ノ⑯時ニ、⑯空ニ微妙ノ⑯音楽ノ音⑯有リ。⑯近辺⑯里⑯村ノ⑯人、皆此レヲ見ケリ。亦、艶ヌ馥バシキ⑯香家ノ内ニ匂ヒ満タリケリ。此レヲ⑯見聞ク人、皆涙ヲ流シテ貴ビケリ。

但シ、頭ヲ不剃ズシテ法名ヲ付タリ。同クハ可出家シト云ヘドモ、俗乍ラモ現ハニ往生疑ヒ無ケレバ、貴キ事也、トナム語リ伝ヘタルトヤ。

番号	共通語辞												書名
	対応	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
10	仏法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	往生記
9	深クシテ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	華記
8	道心	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	物語
7	勤テ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	音記
6	公	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生記
5	若ヨリ老ニ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	華記
4	有ケリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	物語
3	越智ノ益躬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	音記
2	大領	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生記
1	伊予ノ国越智ノ郡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	華記

番号	共通語辞												書名
	対応	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
33	手ニ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	往生記
32	西ニ向テ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	華記
31	心不乱ズシテ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	物語
30	無ク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	音記
29	病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生記
28	身ニ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	華記
27	臨デ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	音記
26	時ニ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生記
25	終ラム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	華記

例

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、「往生極楽記」は二八例（約62・2%）、「法華験記」は四一例（約91・1%）となり、「法華験記」の方が「往生極楽記」よりも遙かに多い。さらに当条の各書に有する「今昔物語」共通語辞」を検してみると、次のような結果が得られる。

△「往生極楽記」——「今昔物語」▽…………③、⑤、⑨、⑪の四例
 △「法華験記」——「今昔物語」▽…………②、④、⑥、⑧、⑩、⑫、⑬、⑯、⑰、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕の十七

(23)	法名	(11)	法花	(12)	一部ヲ	(13)	必ズ	(14)	夜ハ	(15)	弥陀	(16)	常ノ	(17)	未ダ不剃ス	(18)	十	(19)	重	(20)	禁	(21)	戒	(22)	受テ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
合計	見聞ク	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	
六	香	人	村	里	近辺	有り	音楽	空ニ	時ニ	念仏	定印ヲ結ビ														
四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

右の「共通語辞」と「今昔物語」共通語辞」とにより、当条の『今昔物語』は、『往生極楽記』『法華験記』両書を典拠とし、しかも、後者を主、前者を従、としていることが知られる。

ところで、当条の『今昔物語』の典拠如何について、[今昔物語研究]に「^{〔改〕}今昔物語集によれば、十六昌延僧正（延昌）・卅六越智益躬は夫々今昔卷十五ノ廿七・同十五ノ四十四の出典となつてゐるが、前者は全く無関係であり、後者は類話の大日本法華験記が今昔物語集の出典であらう。」（一八七頁、傍点引用者）とあり、「山根氏論文」に「两者△『往生極楽記』と『法華験記』△の異同を照合し、今昔と対照すれば、法華験記が出典であることは一目瞭然たるところであつて、攷證が極楽記を出典とする理由はない。」（△印内引用者）とあり、「大系本」に「本四十四話は、法華験記卷下（一一一）に基づいて説話を構成したものと認められる。」とあり、「全集本」に「本話の出典は『法華験記』下の一―一。験記の典拠となつた『日本往生極楽記』三六も同文性の強い同話。」とあり、「思想大系」に「法華験記卷下〔一一一〕・^(A)今昔物語卷十五ノ四四は本書△『往生極楽記』△によるか。」（三八頁、傍点、傍線、アルファベット記号△印内引用者）とあり、「^(B)△卷十五ノ△一・△二・△三・△四・△五・△六・△七・△八・△九・△十・△十一・△十二・△十三・△十四・△十五・△十六の十六話は本書△『法華験記』△にもどづき、または関係をもつ。」^(C)このうち*一九・二一・三四・四一・四四は往生極楽記と本書の両方に関係するが、*印は往生極楽記→今昔ではなく、（往生極楽記→）本書△『法華験記』△→今昔とみる方がよいとおもう。」（七二七頁、傍点、アルファベット記号△印内引用者）とある。

これにより、上記の諸注釈中、当条の『今昔物語』の主要典拠について、これを『往生極楽記』とするのは「思想大系(A)部分」のみであり、『法華験記』とするのは「山根氏論文」「大系本」「全集本」「思想大系(B)(C)両部分」であることがわかる。つまり、それら諸注釈の略々全てが、『法華験記』を挙げるという、妥当な見解を披瀝している。しかしながら、件の諸注釈の殆どが、如何なる訳か、『往生極楽記』『法華験記』両書のうち、一書のみを挙げることで、

総て事足れりとし、敢えて他余の一書への追究・考察を蔑にしているかに見受けられることや、「思想大系」に、既述のGHIの各条におけると同様の内部矛盾が認められること、等々は遺憾にして惜しまれる点と言わざるを得ないものである。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及 び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	〔今昔物語研究〕	私見
典拠	「法華験記」	「法華験記」	「法華験記」	「往生極楽記」(A部分?)	「法華験記」	○「法華験記」 「往生極楽記」
				〔C(B部分)〕		

おわりに

以上、「往生極楽記」「法華験記」「今昔物語」三書の対応する十一条(A~K条)について、それら三書を中心とし、さらにそれら三書に関連する諸書をも加えて相互に比較対照させ、取り分け、それら「今昔物語」の典拠たる諸書が、その「今昔物語」に如何ように書承されているか、換言すれば、「往生極楽記」「法華験記」両書をはじめ、諸他の諸資料の「今昔物語」の典拠としての実態如何を明らかにし、それを具体的な数値で客観的に示し、それに基拠してそれら各条についての従来の諸注釈に批判検討を加え、且つ私見をも開陳した。この私見は、あくまでも「今昔物語」と他余の各書との対応条の同一文脈中みる「共通語辞」並びに、その「共通語辞」中、特に『今昔物語』と他余の各書中の二書にのみ共通する「『今昔物語』共通語辞」の調査分析を基盤とするものである。

無論、件の私見は全きを期して提示し、失当無きことを冀うものであるが、統計的処理の仕方や、その読み・考え

方の微妙な差異乃至相違から、同一資料に基づき、あるいは私見と幾分ニュアンスの異なる見解を引出すことも、あながち不可能ではなかろう。しかし、私見の基盤となつてゐる處の、関係諸書の比較対照を通して得られた上記の「共通語辞」と「今昔物語・共通語辞」とは、尠くも、今後における「今昔物語」の典拠究明に際し、基礎的素材としての価値と意義とを有するものと言えよう。

それはともかくとして、従来の諸注釈には、勿論、妥当で勝れたものもあるにはあるが、概して典拠について云々する際に、ただ漠然と「拠る」とか「基づく」とか述べていても、それが果して主要典拠であるのか、それとも単に補助典拠として、部分的に用いられたに過ぎぬのか、必ずしも定かでないものが多いくこと、さらに典拠として、複数の資料を挙げている場合でも、その複数の資料に主・従の関係をつけて、はつきり指摘しているのは意外に少いこと、等々に気付くのである。

凡そ、従来の諸注釈を総体的に眺めた場合、遺憾ながら、如上の欠陥ないし欠点の存することを認めぬ訳にはゆかぬが、そうした中にあつても、「全集本」所見の見解は、私見に最も近く、穩當、且つ妥当で勝れたものと言える。また「山根氏論文」は、諸種の点で私見とかなり食い違う処があるとはいへ、問題の「今昔物語」十一條中、「法華驗記」を主要典拠とする条が多いとしている点で、私見と全く一致しており、妥当な見解と言えよう。

斯くして本稿で取り上げた「今昔物語」十一條のうち、過半数の六条（D～H、Kの六条）において、「法華驗記」が、僅か一条（Bの一条）において、「往生極楽記」が、各々その主要典拠とされていることを明らかにしうるのである。

最後に、A～Kの各条で表示した処を、分かり易く一括掲示して稿を閉じたい。

『今昔物語』各条（A～K）の典拠表

I	H	G	F	E	D	C	B	A	各 条 注 記 諸 注 記
原典不明	「法華驗記」	○「往生極樂記」 「法華驗記」	「法華驗記」	「法華驗記」	「法華驗記」	「三宝絵詞」	「法華驗記」	「山根氏論文」	〔大系本〕
	「法華驗記」	「往生極樂記」	「法華驗記」	「往生極樂記」	「法華驗記」	○「三宝絵詞」	「往生極樂記」	○「三宝絵詞」 「三宝絵詞」？ 「法華驗記」	〔全集本〕
	「法華驗記」	○「往生極樂記」 「法華驗記」	「法華驗記」	「往生極樂記」	「法華驗記」	○「三宝絵詞」	「往生極樂記」	○「三宝絵詞」 「往生極樂記」 「法華驗記」	〔思想大系〕
	「法華驗記」	「往生極樂記」	「法華驗記」	「往生極樂記」	「法華驗記」	○「三宝絵詞」	「往生極樂記」	○「三宝絵詞」 「往生極樂記」 「法華驗記」	〔集成〕
	○和文体の散佚先 行資料	○和文体の散佚先 「往生極樂記」	「往生極樂記」	「往生極樂記」	「法華驗記」	○「三宝絵詞」	「往生極樂記」	○「三宝絵詞」 「三宝絵詞」 「靈異記」	〔今昔物語研究〕
詳しい別の素材	○「往生極樂記」(A部分) 「法華驗記」(B部分) 「往生極樂記」より遙かに	○「往生極樂記」(A部分) 「法華驗記」(B部分)	「往生極樂記」(CXA部分) 「法華驗記」(B部分)	「往生極樂記」(CXA部分) 「法華驗記」	「法華驗記」	○「三宝絵詞」	「往生極樂記」	○「三宝絵詞」 「法華驗記」 「日本書紀」 ○「太子伝曆」 「法華驗記」	私見
	○「往生極樂記」	「往生極樂記」	「往生極樂記」	「往生極樂記」	「法華驗記」	○「三宝絵詞」	「往生極樂記」	○「三宝絵詞」 「法華驗記」 「三代実録」 「慈覺大師伝」	
	○和文体の先行資料 「法華驗記」 「往生極樂記」	「法華驗記」	○「法華驗記」 「往生極樂記」	○「法華驗記」 「往生極樂記」	「法華驗記」	○「法華驗記」 「往生極樂記」	「往生極樂記」	○「三宝絵詞」 「法華驗記」 「日本書紀」 ○「太子伝曆」 「法華驗記」	

J	「後拾遺集」?	「後拾遺集」?	「後拾遺集」?
K	「法華驗記」	「法華驗記」	「法華驗記」
		「往生極樂記」(A部分?)	「法華驗記」
		「法華驗記」(C(B部分)	○「法華驗記」 「往生極樂記」

○「後拾遺集」の原拠資料
「大鏡」の原拠資料
「法華驗記」

(備考) ○印は主要典拠たることを明記しているもの、私見欄の○印以外の典拠は、右側が比重の重いもの、を各々示す。また〔今昔物語研究〕の所述中、文章として本稿の各条において引用し難いものも、その意を斟酌して当表に一括掲示しておいた。